

2022年度(令和4年度)

清掃事業概要



町田市エコキャラクター

ハスのん

町田市

目 次

第1章 総説

1. 町田市の概況.....	5
2. 清掃関係職員構成.....	6
3. 清掃関係事務分掌.....	7
4. 施設一覧等.....	8
5. ごみ・資源化に関する計画一覧.....	9

第2章 ごみ処理事業

1. ごみ処理事業の歴史.....	10
2. ごみ収集・処理システム.....	12
3. ごみ・資源処理状況.....	14
4. 燃やせるごみ・燃やせないごみ組成調査結果.....	20
5. 適正排出への取組等.....	24
6. ごみ処理事業を補完する制度.....	26
7. 新たなごみの資源化施設.....	27

第3章 リデュース(発生抑制)推進事業

1. 資源とごみの出前講座.....	32
2. 施設見学・視察の受け入れ.....	32
3. ごみ減量サポーター(廃棄物減量等推進員).....	32
4. 広報紙の発行等による情報発信.....	32
5. 食品ロス削減に向けた取組.....	33
6. マイボトルに関する啓発活動.....	35
7. 市民対象の施設見学会.....	35
8. ごみ減量に関する町田市主催のイベント.....	36
9. FC 町田ゼルビアとのごみ減量意識の普及 PR.....	37
10. 事業系ごみ減量及び適正排出の取組.....	37
11. まちだ 3R 賞.....	38
12. ごみの有料化と指定収集袋の導入.....	38

第4章 リユース(再使用)推進事業

1. イベントごみ減量支援.....	39
2. 粗大ごみの再生販売.....	39
3. 子ども用品のリユース.....	39

4. その他のリユースの取組	39
----------------------	----

第5章 リサイクル(再生利用)推進事業

1. 生ごみ自家処理の普及促進の取組	40
2. 地域資源回収	40
3. 剪定枝資源化事業	40
4. リサイクル広場	41
5. 使用済み資源物の回収	41
6. 施設内資源化の取組	42

第6章 清掃事業費

1. 清掃事業費決算額	44
2. ごみ処理経費	46
3. 指定収集袋販売収入の使い道	48

第7章 し尿処理事業

1. し尿処理事業の概要	50
2. し尿処理施設概要	51
3. し尿処理状況	51

第8章 資料編

1. ごみ処理施設	53
2. 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画	62
3. 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン	70
4. 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の進捗点検の結果	71
5. 一般廃棄物処理実施計画	75
6. 町田市分別収集計画(第10期計画)	91
7. 町田市資源循環型施設整備基本計画	97
8. 災害廃棄物処理計画	98
9. ダイオキシン類調査結果	100
10. 清掃工場電力量実績	101
11. 廃棄物に関する処理手数料	102
12. 清掃事業のあゆみ	103

第1章 総説

1. 町田市の概況

町田市は、島しょ部を除く東京都の南端、多摩丘陵の西部から中央部を占める位置に立地しています。東西 22.3km、南北 13.2km、面積は 71.55 km²です。

高度経済成長期以降、横浜や東京のベッドタウンとして大規模団地の建設や宅地開発が進み、1958年2月の市制施行当時約6万人であった人口は、現在では約43万人となり、首都圏の中核都市として発展してきました。

現在ではJR横浜線、小田急小田原線、東急田園都市線、京王相模原線が通り、近隣からも多くの人が集まる商業都市となっています。町田駅周辺を中心とした商業・文化ゾーンを囲んで住宅街が広がり、その外側には大規模な団地が点在しています。

また、周辺部は緑豊かな自然や文化遺産などがあり魅力ある都市を形成しています。そして、市内には多くの大学もあり、街に出ると若者がたくさん集まる活気に満ちた元気なまちの姿を見ることができます。



町田市の人口と世帯数 (2022年10月1日時点)	
人口	431,153人
世帯数	205,236世帯

活躍しています！

町田市エコキャラクター

ハスのん



2012年11月に、市民の皆様からの投票により、町田市エコキャラクター『ハスのん』が誕生しました。

『ハスのん』は、大賀ハスで有名な薬師池で生まれたハスの花の妖精で、市の環境に関する取り組みをPRするために、広報紙やSNS、環境に関するイベントに登場するなどして活動しています。

2022年度は、イベントに計4回参加し、市民の皆様に関心を高めてもらえるよう働きかけました。



2023年3月5日
『まちだECO to(いーこと)フェスタ』
(町田市バイオエネルギーセンター)にて

2. 清掃関係職員構成

2022年4月時点

環境資源部		部課 長級	係員						
			事務	土木	建築	機械	電気	化学	技能
	部長	1							
	担当部長	1							
環境政策課	課長	1							
	担当課長	1							
	ごみ政策係		9						
	3R推進係		5						6
循環型施設整備課	課長	1							
	担当課長	2							
	係員		4	3	1	1	2		
循環型施設管理課	課長	1							
	担当課長	1							
	運営管理係		3				2		
	資源化推進係								10
	施設維持係			1		4	3	1	
ごみ収集課	課長	1							
	特命担当課長	1							
	担当課長	1							
	収集管理係		4						
	ごみ相談係								7
	収集対策係								13
	収集係								34
環境資源部合計		12	25	4	1	5	7	1	70
		合計 125人							

下水道部		課 長級	係員						
			事務	土木	建築	機械	電気	化学	技能
下水道整備課	課長	1							
	浄化槽係		6						
下水道部合計			合計 7人						

※環境資源部は清掃関係課のみ、下水道部はし尿処理関係課のみの職員数

※再任用職員、会計年度任用職員を除く

3. 清掃関係事務分掌

(町田市組織規則から抜粋)

2022年4月時点

<環境資源部環境政策課>

- (1) 一般廃棄物処理計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- (3) 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。第10号及び第11号において同じ。)の処理に係る広域連携の調整に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理の統計に関すること。
- (5) 一般廃棄物の適正処理方針に関すること。
- (6) 一般廃棄物の減量施策に関すること。
- (7) 事業系一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)の排出指導に関すること。
- (8) 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。
- (9) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく事業者の登録及び許可並びに指導に関すること。
- (10) 一般廃棄物処理手数料(市長が収集する一般廃棄物に係るものに限る。)に関すること。
- (11) 廃棄物減量再資源化等推進整備基金に関すること。

<環境資源部循環型施設整備課>

- (1) 資源循環型施設等の整備に関すること。

<環境資源部循環型施設管理課>

- (1) 町田市バイオエネルギーセンターの管理運営に関すること。
- (2) 一般廃棄物の処理、処分及び資源化に関すること。
- (3) 一般廃棄物の搬入及び搬出の管理に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理手数料(市長が収集する一般廃棄物に係るものを除く。)に関すること。
- (5) 最終処分場及び排水浄化センターの管理運営に関すること。
- (6) リレーセンターみなみの管理運営に関すること。
- (7) 境川クリーンセンターの管理運営に関すること。
- (8) 町田市剪定枝資源化センターの管理運営に関すること。

<環境資源部ごみ収集課>

- (1) 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)の収集運搬に係る計画に関すること。
- (2) 一般廃棄物の収集運搬に関すること。
- (3) 動物の死体の収容に関すること。
- (4) 一般廃棄物に係る相談に関すること。
- (5) 家庭系一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)の排出指導に関すること。
- (6) 一般廃棄物の不法投棄に関すること。
- (7) 一般廃棄物の持ち去りに関すること。
- (8) ごみ集積所の設置等に関すること。
- (9) 収集車両等の維持管理に関すること。

<下水道部下水道整備課>

- (1) し尿収集運搬委託業務に関すること。
- (2) し尿処理手数料の徴収及び減免に関すること。

4. 施設一覧等

(1) 一般廃棄物処理施設等^{※1}

施設名	施設機能	所在地	処理能力
町田市 バイオエネルギーセンター	廃棄物焼却施設	下小山田町 3160 番地	258t/日
	バイオガス化施設		50t/日
	不燃・粗大ごみ処理施設		47t/5h
多摩清掃工場 ^{※2}	廃棄物焼却施設	多摩市唐木田二丁目 1 番地 1	400t/日
	不燃・粗大ごみ処理施設		90t/5h
清掃第二事業場	カン選別・圧縮施設	下小山田町 3267 番地	4.5t/日
	ビン選別施設		16t/日
剪定枝資源化センター	剪定枝たい肥を生産する施設	小野路町 3332 番地	10t/日
リレーセンターみなみ	燃やせるごみ中継施設	南町田二丁目 6 番 14 号	100t/日
	容器包装プラスチック圧縮梱包施設		4.9t/日
排水浄化センター	最終処分場浸出水処理施設	下小山田町 3239 番地 1	600 m ³ /日
境川クリーンセンターし尿等投入施設	し尿等投入施設	木曽東二丁目 1 番 1 号	41.5kL/日
町田市一般廃棄物最終処分場	最終処分場	下小山田町 3267 番地	容量 638,822 m ³
ニツ塚最終処分場 エコセメント化施設	最終処分場	西多摩郡日の出町大字 大久野字玉の内	全体埋立容量 約 370 万 m ³

※1 施設の詳細は、第 8 章を参照

※2 多摩ニュータウン環境組合(構成市:町田市・八王子市・多摩市)が運営する工場で、2003 年度から小山ヶ丘一丁目・小山ヶ丘二丁目・小山ヶ丘三丁目・小山ヶ丘四丁目・小山ヶ丘五丁目・小山ヶ丘六丁目、2022 年度から処理区域を拡大し、小山町字 32 号・大蔵町・真光寺町・真光寺一丁目・真光寺二丁目・真光寺三丁目・広袴町・広袴一丁目・広袴二丁目・広袴三丁目・広袴四丁目・鶴川二丁目 11 番・鶴川二丁目 14 番(鶴川団地に限る。)・鶴川二丁目 15 番・鶴川五丁目 1 番から 4 番まで・鶴川五丁目 6 番・鶴川六丁目 7 番(鶴川団地に限る。)及び鶴川六丁目 8 番から 9 番までの可燃ごみ、不燃ごみを処理。

(2) 車両保有状況(2022年4月時点)

単位:台

所管課	車種	用途				合計
		不燃 剪定枝収集	事務連絡	指導・啓発	その他 運搬※1	
ごみ 収集課	塵芥車	23				23
	軽乗用			1		1
	軽貨物(バン・トラック・ダンプ)	2	2	5	2	11
	普通乗用 (電気自動車、水素自動車)		2			2
	小型乗用		2			2
	普通貨物(ダンプ)				1	1
	小型貨物		1		2	3
	普通特殊(スケルトンごみ収集車 “みえるくん”)				1	1
循環型 施設 管理課	小型特殊(フォークリフト、ホイロロ ーダー、油圧ショベル) 普通貨物(架装型クレーン付きトラッ ク)				4	4
合計		25	7	7	9	48

※1 焼却灰、資源物、動物死体、臨時ごみ等

(3) 集積所数 (年度末時点)

単位:箇所

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022
集積所数	9,498	9,605	9,720	9,702	9,895	9,973

5. ごみ・資源化に関する計画一覧

計画名	計画期間	策定年度	備考
第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画	2021年度～2030年度	2021	-
第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画 アクションプラン	2021年度～2025年度	2021	-
町田市資源循環型施設整備基本計画	-	2013	-
町田市災害廃棄物処理計画	-	2018	2022年3月に修正
町田市分別収集計画(第10期計画)	2023年度～2027年度	2022	-
2022年度一般廃棄物処理実施計画	2022年度	2022	-

※計画の詳細は、第8章を参照

第2章 ごみ処理事業

1. ごみ処理事業の歴史

(1)ごみ処理施設

町田市は、市制施行当時(1958年)、旧・町田町営ごみ焼却炉(金森焼却場)(11.25t/日×1基)(1956年稼働)でごみ処理を行っていましたが、1959年にバッチ式(燃焼を終え一回ごとに灰を掻き出す方式)焼却炉(7.5t/日×1基)を増設しました。その後、1969年に連続燃焼式のごみ焼却炉「第二事業場」(下小山田町)(120t/日×2基)が完成したことで、金森焼却場を休止、その後廃止しました。

都市化の進展により人口が増加することで、ごみ量も大幅に増える状況でしたが、「第二事業場」において未燃残さが発生するなど安定稼働ができず、周辺地域に影響を及ぼす事態となり、1974年から多摩市焼却場に可燃ごみの一部を搬出することになりました。

この状況を改善するため、町田市清掃事業の目的などを定めた、1977年「小山田リサイクル文化センターのための廃棄物最終処分場に関する基本計画書」を策定し、それに基づき1979年にごみ処理施設(町田リサイクル文化センター)の建設工事に着手しました。1982年に町田リサイクル文化センター(流動床炉 150t/日×3基)が完成し、安定稼働が可能になったことで、多摩市焼却場への可燃ごみ搬出を中止するとともに、「第二事業場」ごみ焼却炉を休止、その後廃止しました。

また、1985年に南町田にリレーセンターみなみが完成し、JR横浜線以南地域の可燃ごみを収集車から大型車(10tアームロール)に詰め替え、町田リサイクル文化センターに搬入することで、収集効率の向上を図っています。

そして、1994年に町田リサイクル文化センター4号炉の増設(流動床炉 176t/日)を行い、ごみ量増加に対応しました。さらに、「ダイオキシン類対策特別措置法」の施行(1999年)に伴い、焼却炉排ガス高度処理設備改造工事(1998～1999年)を行い、安心安全な施設稼働を行いました。

なお、多摩ニュータウン整備事業区域に含まれる小山ヶ丘地区のごみは、2003年から多摩ニュータウン環境組合(八王子市・町田市・多摩市で構成する一部事務組合)が管理する多摩清掃工場に搬入しています。2022年度からは処理区域を拡大し、大蔵

町をはじめとした地域のごみも搬入しています。

町田リサイクル文化センターも40年近く稼働したため、2017年7月に新たな熱回収施設等(焼却施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設)の建設に着手し、「町田市バイオエネルギーセンター(愛称名バイエネ君)」(ストーカ炉 129t/日×2基、バイオガス化施設 50t/日、不燃粗大破砕機 47t/5h)として2022年1月から稼働を開始しました(同月15日に開所式開催)。その試運転を開始した2021年10月末に町田リサイクル文化センターを停止、その後廃止しました。

町田市バイオエネルギーセンターは、バイオガス化施設と家庭ごみを焼却する施設が併設された、東日本初のごみ処理施設として誕生しました。バイオガス化施設は生ごみなどを発酵させて処理する施設です。この発酵の過程で発生する「バイオガス」は発電などのエネルギーとして利用されます。ごみや資源を有効活用し、また安全な処理に努めています。



金森焼却場



旧第二事業所事務所



町田リサイクル文化センター



町田市バイオエネルギーセンター

(2)ごみの減量・資源化への取り組み

町田市では、1976年から古紙等資源ごみの分別回収を始め、1981年には、一部地域で町田市銅鉄商組合によるビン・カン回収処理の実験を行いました。その後、1982年に、町田市銅鉄商組合を母体とした「町田市資源組合(任意団体)」(1983年から「町田市資源協同組合」)が創設され、市内全域でごみ減量資源化方式(5分別収集)によるごみの分別収集を開始しています。

そして、1994年には「町田市リサイクル公社」(2012年から「一般財団法人まちだエコライフ推進公社」に移行)を設立し、粗大ごみの収集、再生販売を開始しています。

さらに、公園樹木、植木等の剪定枝を粉砕して「堆肥」にする剪定枝資源化センター(下小山田町)を1998年に稼働、2008年に廃止しました。同年に破砕・発酵・熟成を屋内で行う新たな剪定枝資源化センター(小野路町)を建設しました。ここでは、剪定枝から土壌改良材を生成し、さらなる資源化を行っています。

2005年には、ごみの減量・資源化の推進、ごみ量に応じた費用負担の公平化を図ることを目的に、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の指定収集袋による有料化を開始しています。有料化実施後は、年々ごみ量は減少していましたが、2019年度及び2020年度は新型コロナウイルス感染症等の影響もあり増加に転じました。2021年度は、2020年度と比較して減少しました。

また、容器包装プラスチックを資源化するため、リレーセンターみなみに容器包装プラスチック圧縮梱包施設を整備し、2016年からJR横浜線以南地域で分別収集を行っています。

2011年4月には「町田市一般廃棄物資源化基本計画」を策定し、ごみとして処理する量の減量・資源化に取り組んできました。



5分別収集の開始

(広報まちだ 1982年1月21日号)

さらに2021年3月には「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」を策定し、全体目標として、1人1日当たりのごみ排出量の削減、総資源化率の向上、温室効果ガス排出量の削減の3つを設定しています。

(3)最終処分場

市制施行当時(1958年)から1960年頃は、野津田町の鶴見川河川改修跡地にごみを埋め立てました。1960年代前半頃から1980年頃は旧埋立地(下小山田町)にごみを埋め立てました。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という)」の改正(1976年)で、最終処分場が新たに規制対象の廃棄物処理施設として位置づけられたため、1977年「小山田リサイクル文化センターのための廃棄物最終処分場に関する基本計画書」を策定し、1979年に旧埋立地の隣接地で最終処分場の建設工事に着手しました。

1980年に整備が完了し、焼却灰、焼却残さ等の埋め立てを開始しました。



町田市最終処分場

また、1980年に「東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合」[2006年「東京たま広域資源循環組合」に改名(25市1町で構成する一部事務組合)]が設立され、町田市も参加しました。町田市では1990年から「東京たま広域資源循環組合」が管理する最終処分場(日の出町)に焼却灰の搬入を開始し、2003年に町田市最終処分場での埋め立てを中止しました。

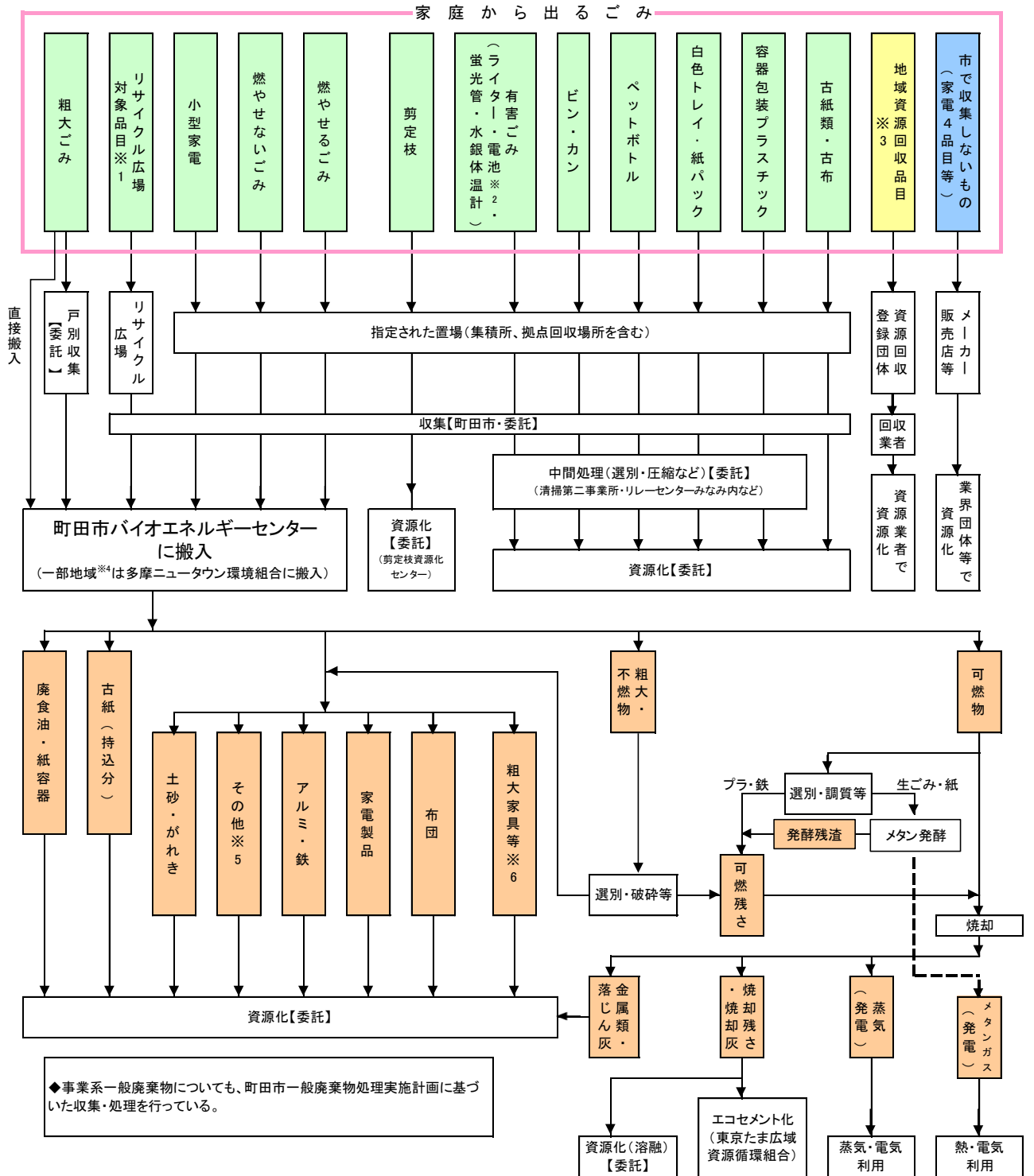
2018年には「熱回収施設等の周辺施設整備基本構想」を策定し、最終処分場の上部を活用していくこととしました。まず、最終処分場池の辺地区について、2020年に埋立処分終了の手続きを行い、公園整備工事を開始しています。

焼却灰を搬入している「東京たま広域資源循環組合」では、2006年からエコセメント化施設(日の出町)を稼働させ、現在では全ての焼却灰や残さがエコセメントとしてリサイクルされ、建設資材などに活用されています。

2.ごみ収集・処理システム

(1)ごみ収集・処理システム フロー図

(2023年3月現在)



※1 リサイクル広場回収対象品目

陶磁器・ガラス食器・廃食用油・紙容器・家庭金物・洗剤の計量スプーン・ペットボトルのふた・パン袋の留め具・ビデオテープ・インクカートリッジ・小型家電

※2 電池: ボタン電池及び小型充電式電池は2022年7月から回収開始

※3 地域資源回収対象品目: 新聞・雑誌・ダンボール、紙パック、古着、ビン・カン

※4 一部地域

小山ヶ丘一丁目、小山ヶ丘二丁目、小山ヶ丘三丁目、小山ヶ丘四丁目、小山ヶ丘五丁目、小山ヶ丘六丁目、小山町字32号、大蔵町、真光寺町、真光寺一丁目、真光寺二丁目、真光寺三丁目、広袴町、広袴一丁目、広袴二丁目、広袴三丁目、広袴四丁目、鶴川二丁目11番、鶴川二丁目14番(鶴川団地に限る。)、鶴川二丁目15番、鶴川五丁目1番から4番まで、鶴川五丁目6番、鶴川六丁目7番(鶴川団地に限る。))及び鶴川六丁目8番から9番

※5 その他に含まれる品目: ガラス、陶磁器、廃プラスチック

※6 粗大家具等: 再生販売事業として、まちだエコライフ推進公社と協定を結び、回収した家具などを修理・再生販売している。

(2) 資源化物の中間処理・資源化方法の詳細

■ビン・カン

収集したビン・カンは、清掃第二事業場へ搬入します。ビンは砕かれたもの(カレット)と生きビンに選別を行った上で、選定した事業者へ引き渡し、ガラス製品やリターナブルビン等に資源化しています。カンは手選別から圧縮梱包まで行い、選定した事業者が回収し、再生アルミ・スチール製品等に資源化しています。

■ペットボトル

収集したペットボトルは、町田市バイオエネルギーセンターへ搬入します。不適物の除去作業をしたのち、資源化施設へ運搬され、繊維製品や再生プラスチック製品等に資源化しています。

■トレイ(白色・有色)

収集したトレイは、町田市バイオエネルギーセンターへ搬入し、独自ルートでの資源化として、資源化施設へ運搬され、繊維製品や再生プラスチック製品等に資源化しています。

■紙パック

収集した紙パックは、町田市バイオエネルギーセンターへ搬入し、手選別で不純物や不適物を取り除いています。選別した紙パックは、事業者へ引き渡し、紙製品やトイレットペーパー等に資源化しています。

■容器包装プラスチック

JR横浜線以南の地域で収集した容器包装プラスチックは、リレーセンターみなみへ搬入し、手選別で不純物を取り除き、圧縮梱包を行い、町田市バイオエネルギーセンターで保管します。圧縮梱包した容器包装プラスチックは、容器包装リサイクル協会が指定する運搬業者が回収し、同協会が指定する資源化施設へ運搬され、プラスチック原材料等に資源化しています。

3. ごみ・資源処理状況

(1) 収集・持込量

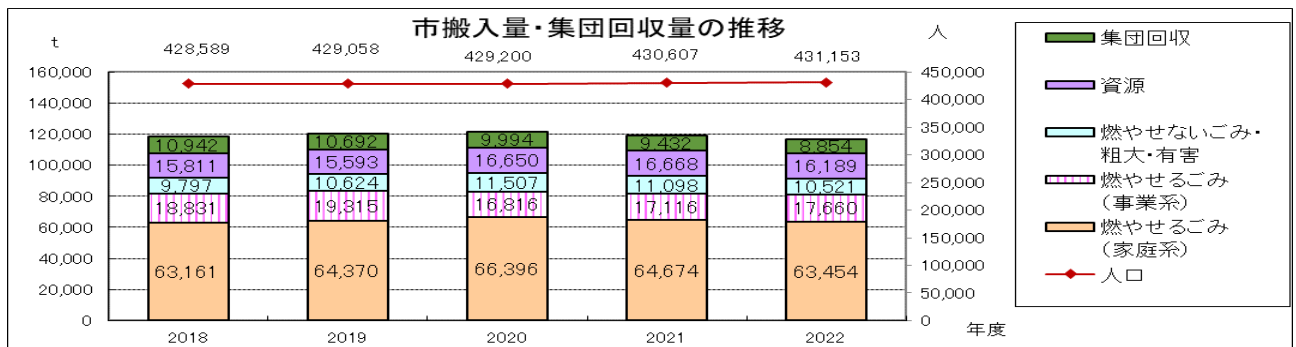
単位:t/年

年度		2018	2019	2020	2021	2022	前年度比	総ごみ量 に占める 割合		
人口(10月1日時点) 単位:人		428,589	429,058	429,200	430,607	431,153	0.1%			
収集・持込量	燃やせるごみ	収集分	62,692	63,665	65,795	64,086	62,802	-2.0%	58.24%	
		持込分	469	705	601	588	652	10.9%	0.60%	
		事業系持込分	18,831	19,315	16,816	17,116	17,660	3.2%	16.38%	
		計	81,992	83,685	83,212	81,790	81,114	-0.8%	75.23%	
		燃やせないごみ	収集分	6,771	7,209	7,995	7,418	6,810	-8.2%	6.32%
	持込分		46	49	75	39	36	-7.7%	0.03%	
	計		6,817	7,258	8,070	7,457	6,846	-8.2%	6.35%	
	粗大	収集分	1,475	1,586	1,576	1,595	1,541	-3.4%	1.43%	
		持込分	1,356	1,647	1,705	1,903	1,978	3.9%	1.83%	
		計	2,831	3,233	3,281	3,498	3,519	0.6%	3.26%	
	有害	149	133	156	143	156	9.1%	0.14%		
	土砂・瓦礫	0	0	0	0	0	-	0.00%		
	ごみ量小計		91,789	94,309	94,719	92,888	91,635	-1.3%	84.99%	
	資源	収集分	古紙 ^{※1}	7,800	7,681	8,127	7,929	7,847	-1.0%	7.28%
			古着・古布	1,034	1,099	1,296	1,200	1,114	-7.2%	1.03%
発泡トレイ ^{※2}			8	8	8	7	13	85.7%	0.01%	
紙パック ^{※2}			15	15	15	14	15	7.1%	0.01%	
小型家電 ^{※2}			7	6	7	9	10	11.1%	0.01%	
ペットボトル			1,058	1,048	1,094	1,144	1,182	3.3%	1.10%	
容器包装プラスチック ^{※3}			438	408	429	828	849	2.5%	0.79%	
剪定枝			594	574	619	491	473	-3.7%	0.44%	
ビン			2,764	2,721	2,914	2,774	2,664	-4.0%	2.47%	
カン			921	933	1,058	1,048	995	-5.1%	0.92%	
計			14,639	14,493	15,567	15,444	15,162	-1.8%	14.06%	
持込分		リサイクル広場まちだ	99	107	89	86	96	11.5%	0.09%	
		剪定枝	1,073	993	994	1,138	931	-18.2%	0.86%	
		計	1,172	1,100	1,083	1,224	1,027	-16.1%	0.95%	
資源量小計		15,811	15,593	16,650	16,668	16,189	-2.9%	15.01%		
合計(総ごみ量)		107,600	109,902	111,369	109,556	107,824	-1.6%	100.00%		
集団回収量 (町内会・子ども会などの回収)	回収団体数 単位:団体	371	371	353	340	331	-2.6%			
	ビン	214	208	205	197	187	-5.1%			
	カン	257	253	242	237	225	-5.1%			
	古紙	9,817	9,539	8,871	8,370	7,873	-5.9%			
	古着・古布	654	692	676	628	569	-9.4%			
	合計	10,942	10,692	9,994	9,432	8,854	-6.1%			
総合計(総ごみ量+集団回収量)		118,542	120,594	121,363	118,988	116,678	-1.9%			

※1 古紙の内訳は、集積所に排出される新聞、段ボール、雑誌・雑紙、紙パック。

※2 発泡トレイ・紙パック・小型家電は、拠点回収したもの。

※3 容器包装プラスチックは2020年度まで資源化量としていたが、2021年度からは収集量(不適物も含む)としている。



(2) 有害ごみ収集量の内訳

単位:t

年度	2018	2019	2020	2021	2022
電池 ※	102	98	114	108	117
蛍光管	38	26	33	27	24
ライター	9	9	9	8	8
小型充電式電池	—	—	—	—	7
合計	149	133	156	143	156

※乾電池、コイン電池、ボタン電池(2022年～)

(3) リサイクル広場収集量の内訳

単位:t

年度	2018	2019	2020	2021	2022
陶磁器・ガラス食器	60.81	63.73	56.69	55.48	62.72
廃食用油	5.13	5.74	3.78	4.50	4.55
紙容器	3.06	3.29	3.24	3.41	2.32
洗剤の計量スプーン	0.10	0.09	0.04	0.03	0.04
ペットボトルのふた	2.87	2.50	1.87	2.04	2.35
パン袋の留め具	0.10	0.10	0.07	0.07	0.07
家庭金物	14.75	15.39	12.58	13.03	14.85
ビデオテープ	9.72	13.14	8.61	5.54	5.33
小型家電	2.84	3.01	2.35	2.30	3.69
合計	99.38	106.98	89.24	86.41	95.93

※端数処理の関係上、各々の数量と合計が合致しない場合がある。

(4) 1人1日あたり 家庭系収集分 ごみ・資源排出量

単位:g/人日

年度		2018	2019	2020	2021	2022
家庭系 収集分のみ	ごみ	454	462	482	466	453
	資源	94	93	99	98	96
	合計	548	555	581	564	549

(5) 1人1日あたり ごみ・資源排出量

単位:g/人日

年度		2018	2019	2020	2021	2022		
人口(10月1日時点) 単位:人		428,589	429,058	429,200	430,607	431,153		
収集・持込量	ごみ	燃やせるごみ	収集分	400.8	405.4	420.0	407.7	399.1
			持込分	3.0	4.5	3.8	3.7	4.1
			事業系持込分	120.4	123.0	107.3	108.9	112.2
		計		524.1	532.9	531.2	520.4	515.4
		燃やせないごみ	収集分	43.3	45.9	51.0	47.2	43.3
			持込分	0.3	0.3	0.5	0.2	0.2
			計	43.6	46.2	51.5	47.4	43.5
		粗大	収集分	9.4	10.1	10.1	10.1	9.8
			持込分	8.7	10.5	10.9	12.1	12.6
		計		18.1	20.6	20.9	22.3	22.4
		有害		1.0	0.8	1.0	0.9	1.0
		持込土砂・瓦礫		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		ごみ量小計		586.8	600.5	604.6	591.0	582.3
収集・持込量	資源	収集分	古紙	49.9	48.9	51.9	50.4	49.9
			古着・古布	6.6	7.0	8.3	7.6	7.1
			発泡トレイ	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1
			紙パック	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
			小型家電	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
			ペットボトル	6.8	6.7	7.0	7.3	7.5
			容器包装プラスチック	2.8	2.6	2.7	5.3	5.4
			剪定枝	3.8	3.7	4.0	3.1	3.0
			ビン	17.7	17.3	18.6	17.6	16.9
			カン	5.9	5.9	6.8	6.7	6.3
		計		93.6	92.3	99.4	98.3	96.3
		持込分	リサイクル広場まちだ	0.6	0.7	0.6	0.5	0.6
			剪定枝	6.9	6.3	6.3	7.2	5.9
			計	7.5	7.0	6.9	7.8	6.5
資源量小計		101.1	99.3	106.3	106.0	102.9		
合計(総ごみ量)		687.8	699.9	710.9	697.0	685.2		
集団回収量 (町内会・子ども会などの回収)	回収団体数 単位:団体	371	371	353	340	331		
	ビン	1.4	1.3	1.3	1.3	1.2		
	カン	1.6	1.6	1.5	1.5	1.4		
	古紙	62.8	60.7	56.6	53.3	50.0		
	古着・古布	4.2	4.4	4.3	4.0	3.6		
	合計	69.9	68.1	63.8	60.0	56.3		
総合計(総ごみ量+集団回収量)		757.8	767.9	774.7	757.1	741.4		

※端数処理の関係上、各々の数量と計が合致しない場合がある。

(6) 資源化量

単位:t/年

年度	2018	2019	2020	2021	2022	前年度比	
施設内資源化 (ごみとして搬入した物を資源化している量)	金属類	2,437	2,611	3,017	2,460	1,947	-20.9%
	古紙類	15	14	15	6	17	183.3%
	廃プラスチック	100	112	118	104	91	-12.5%
	蛍光灯・乾電池・ライター	149	133	156	144	156	8.3%
	ガラス・陶磁器	30	22	36	16	9	-43.8%
	木質家具類	484	317	129	84	163	94.0%
	小型家電(広場、拠点を除く)	122	132	147	145	149	2.8%
	布団類、衣類	85	65	25	21	23	9.5%
	し尿脱水汚泥	-	197	192	169	157	-7.1%
	固形類(石など)	-	-	27	18	72	300.0%
	その他	1	0	0	0	2	-
	再利用品(家具など)	74	74	53	57	76	33.3%
	バイオガス化	-	-	-	245	1065	334.7%
	合計	3,497	3,677	3,915	3,469	3,927	13.2%
分別収集 (集積所及び拠点場所から回収した物を資源化している量)	ビン	2,764	2,721	2,914	2,774	2,664	-4.0%
	カン	921	933	1,058	1,016	963	-5.2%
	古紙	7,815	7,696	8,142	7,943	7,862	-1.0%
	古着	1,023	1,089	1,257	1,176	1,110	-5.6%
	ペットボトル	1,027	1,016	1,058	1,114	1,174	5.4%
	トレイ	8	8	8	7	13	85.7%
	小型家電(拠点)	7	6	7	9	10	11.1%
	リサイクル広場まちだ※1	99	107	89	86	96	11.6%
	容器包装プラスチック	438	408	429	663	657	-0.9%
	合計	14,102	13,984	14,962	14,788	14,549	-1.6%
剪定枝	1,667	1,567	1,613	1,629	1,404	-13.8%	
小計 【a】	19,266	19,228	20,490	19,886	19,880	0.0%	
エコセメント化 【b】	7,646	7,744	8,176	7,967	9,315	16.9%	
合計 【a+b】	26,912	26,972	28,666	27,853	29,195	4.8%	

※1 詳細は(3)リサイクル広場収集量の内訳を参照

(7) 資源化率

単位:t/年

年度	2018	2019	2020	2021	2022	前年度比
集団回収量合計[①収集量から] 【c】	10,942	10,692	9,994	9,432	8,854	-6.1%
市搬入量合計(総ごみ量)[①収集量から] 【d】	107,600	109,902	111,369	109,556	107,824	-1.6%
ごみ資源化率(エコセメントを含み集団回収を含めない) 【(a+b)/d】	25.0%	24.5%	25.7%	25.4%	27.1%	6.5%
ごみ資源化率(エコセメントを含めず集団回収を含む) 【(a+c)/(c+d)】	25.5%	24.8%	25.1%	24.6%	24.6%	-0.1%
総資源化率(エコセメントと集団回収を含む) 【(a+b+c)/(c+d)】	31.9%	31.2%	31.9%	31.3%	32.6%	4.1%

(8) 搬出・保管・最終処分量

単位:t/年

年度		2018	2019	2020	2021	2022	前年度比	
資源搬出量(エコセメント化分を除く)		19,268	19,049	20,277	19,620	19,770	0.8%	
保管量 ^{※1}		134	121	140	252	214	-15.1%	
焼却量		89,178	91,557	91,947	89,361	85,188	-4.7%	
焼却減少量		80,597	83,039	82,706	80,575	75,253	-6.6%	
最終処分量	民間業者へ搬出	有害ごみ	-	-	-	-	-	
		炉鉄残さ(溶融)	3	8	5	0	0	-
		資源化不適物	0	0	0	0	0	-
		土砂・瓦礫	0	24	25	37	72	-
		その他	0	0	0	0	0	-
		焼却灰(溶融)	78	59	59	332	201	-39.5%
	小計		81	91	89	369	273	-26.0%
	東京たま広域資源循環組合へ搬出	焼却灰	5,663	5,782	6,043	3,648	1,177	-67.7%
		焼却残さ	1,971	1,958	2,129	4,311	8,138	88.8%
		直接埋立量 ^{※2}	0	0	0	0	0	-
	小計		7,634	7,740	8,172	7,959	9,315	17.0%
	最終処分量の合計		7,715	7,831	8,261	8,328	9,588	15.1%
合計(固化用セメント量除く、保管量含む)		107,714	110,040	111,384	108,775	104,825	-3.6%	

※1 プラスチック、土砂・瓦礫、有害ごみ(乾電池・蛍光灯)、炉鉄残さ、資源化不適物を保管している量

※2 汚泥・土砂・瓦礫・不燃物で直接埋め立てるもの(多摩清掃工場で処分している不燃残さのみ)

(9) 最終処分先

単位:t/年

年度		2018	2019	2020	2021	2022	前年度比
町田市		0	0	0	0	0	-
東京たま広域資源循環組合	埋立量	0	0	0	0	0	-
	焼却灰・残さ	7,634	7,740	8,172	7,959	9,315	17.0%
	灰固化用セメント	12	4	4	8	0	-100.0%
	エコセメント化量合計 ^{※1}	7,646	7,744	8,176	7,967	9,315	16.9%
	合計	7,646	7,744	8,176	7,967	9,315	16.9%

※1 東京たま広域資源循環組合のエコセメント化事業により資源化した焼却灰及び残さの量

(10) 多摩ニュータウン環境組合への搬入量

単位:t/年

年度		2018	2019	2020	2021	2022	前年度比
多摩ニュータウン環境組合への搬入量	燃やせるごみ	2,156	2,189	2,203	2,328	6,623	184.5%
	(内事業系) ^{※1}	979	987	964	1,018	1,619	59.0%
	燃やせないごみ	276	299	317	310	675	117.7%
合計		2,432	2,488	2,520	2,638	7,298	176.6%
多摩ニュータウン環境組合への搬入量(応援ごみ分)	燃やせるごみ	0	0	0	249	0	-
	燃やせないごみ	390	0	0	242	245	-
合計		390	0	0	491	245	-
多摩ニュータウン環境組合への搬入量(支援ごみ分)	燃やせるごみ	-	-	-	-	6,122	-
合計		0	0	0	0	6,122	-

※1 2016年度から事業系の燃やせるごみの一部も搬入



東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設



多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場

(11) JR横浜線以南地域のごみ処理状況

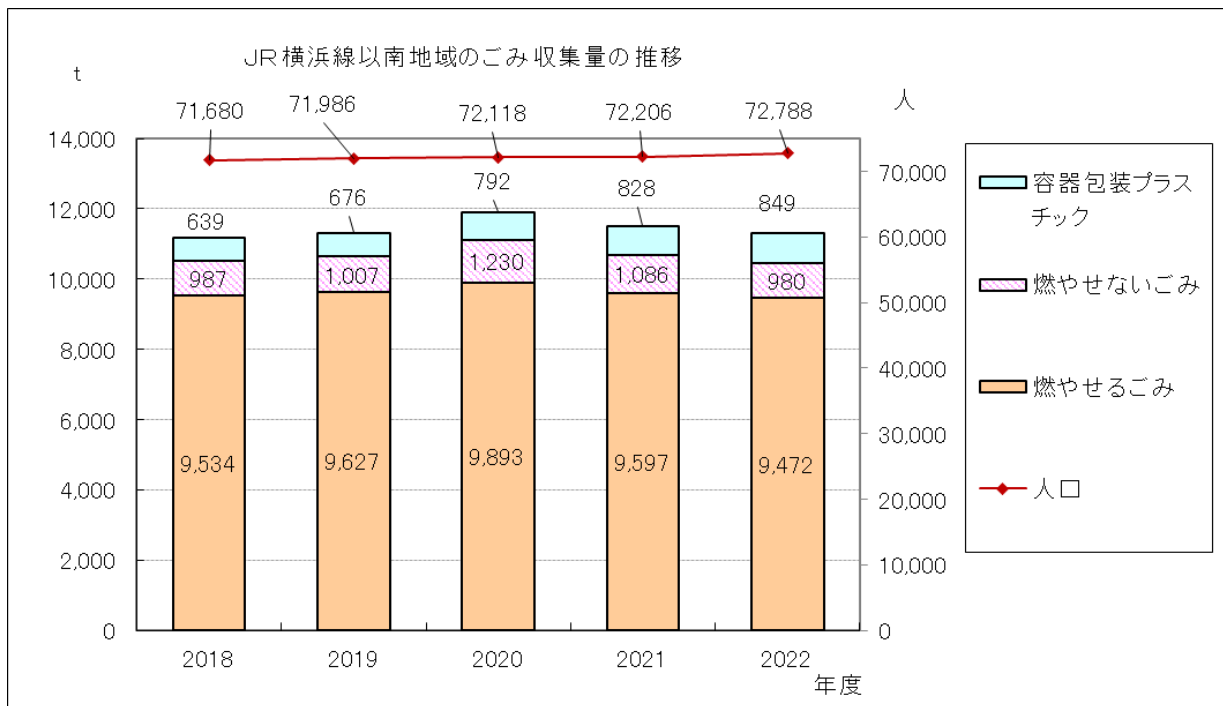
対象地域：JR横浜線以南地域（小川、金森、金森東、つくし野、南つくし野、鶴間、南町田、成瀬が丘の全域、原町田一丁目の一部）

①収集量

単位：t/年

年度	2018	2019	2020	2021	2022	前年度比
人口(10月1日時点) 単位：人	71,680	71,986	72,118	72,206	72,788	0.8%
燃やせるごみ	9,534	9,627	9,893	9,597	9,472	-1.3%
燃やせないごみ	987	1,007	1,230	1,086	980	-9.8%
容器包装プラスチック	639	676	792	828	849	2.5%
合計	11,160	11,310	11,915	11,511	11,301	-1.8%
収集量のうち容器包装プラスチックの資源化割合※1	69%	60%	54%	80%	77%	-3.8%

※1 リレーセンターみなみで収集した容器包装プラスチック収集量のうち、資源化を行った割合。
2022年度については、収集量849tのうち、657tの資源化を行いました。



②1人1日あたり ごみ・資源排出量

単位：g/人日

年度	2018	2019	2020	2021	2022	前年度比
人口(10月1日時点) 単位：人	71,679	71,680	71,986	72,206	72,788	0.8%
燃やせるごみ	369	364	365	376	357	-5.2%
燃やせないごみ	38	38	38	47	37	-21.5%
容器包装プラスチック	24	24	26	30	32	6.5%
合計	431	426	429	453	425	-6.1%

4. 燃やせるごみ・燃やせないごみ組成調査結果

(1) 町田市域全体(JR横浜線以南地域以外)組成調査結果

「燃やせるごみ」(1回目 2022年9月実施・2回目 2023年2月実施)

大分類		小分類		1回目 総重量	2回目 総重量	合計(kg)	組成比 (%)	組成比 (%)
1	生ごみ	1	生ごみ-肉類	1.79	1.87	3.66	0.21	37.64
		2	生ごみ-魚類	0.60	1.72	2.32	0.13	
		3	生ごみ-野菜類	32.44	41.65	74.09	4.30	
		4	生ごみ-その他	257.64	270.23	527.87	30.62	
		5	生ごみ-生ごみ処理機生成物	0.00	0.00	0.00	0.00	
		6	生ごみ(手付かず)-肉類	0.49	1.24	1.73	0.10	
		7	生ごみ(手付かず)-魚類	0.47	0.55	1.02	0.06	
		8	生ごみ(手付かず)-野菜類	3.69	4.16	7.85	0.46	
		9	生ごみ(手付かず)-その他	11.02	19.31	30.33	1.76	
2	紙類	10	資源化している紙類	49.24	70.03	119.27	6.92	15.71
		11	資源化できない紙類	61.99	75.15	137.14	7.95	
		12	アルミ蒸着の紙製飲料容器	3.29	2.57	5.86	0.34	
		13	紙カップ	3.69	4.96	8.65	0.50	
3	プラスチック	14	ペットボトル	3.13	1.40	4.53	0.26	20.50
		15	白色発泡トレイ	0.53	0.36	0.89	0.05	
		16	容器包装(軟質)	172.54	147.80	320.34	18.58	
		17	容器包装(硬質)	10.30	6.89	17.19	1.00	
		18	ペットボトルのキャップ	0.71	0.68	1.39	0.08	
		19	製品等プラスチック	4.69	4.38	9.07	0.53	
		20	ビデオテープ	0.00	0.00	0.00	0.00	
		21	インクカートリッジ	0.02	0.00	0.02	0.00	
4	木・草類	22	資源化している剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	3.23
		23	資源化できない剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	
		24	草、落ち葉、生け花	25.27	23.32	48.59	2.82	
		25	木製品・木片(可燃)	3.80	3.25	7.05	0.41	
		26	木製品・木片(不燃)	0.00	0.00	0.00	0.00	
5	繊維類	27	資源化している繊維類	20.67	7.47	28.14	1.63	5.65
		28	資源化できない繊維類	28.84	40.44	69.28	4.02	
6	ゴム類・皮革類	29	ゴム製品・皮革製品	3.26	8.42	11.68	0.68	0.68
7	小型家電製品	30	小型家電製品(充電池内蔵)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		31	小型家電製品(充電池内蔵でない)	0.00	0.00	0.00	0.00	
8	金属類	32	カン	0.33	0.15	0.48	0.03	0.05
		33	家庭用金物類	0.31	0.12	0.43	0.02	
9	ガラス類	34	ビン	0.82	0.22	1.04	0.06	0.06
		35	資源化できないガラス類	0.00	0.00	0.00	0.00	
		36	ガラス食器	0.00	0.00	0.00	0.00	
10	陶磁器類	37	陶磁器類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
11	有害ごみ	38	資源化している有害ごみ	0.31	0.10	0.41	0.02	0.02
12	その他	39	紙おむつ(大人用)	28.33	6.21	34.54	2.00	15.46
		40	紙おむつ(子ども用)	27.77	34.52	62.29	3.61	
		41	マスク	3.54	3.35	6.89	0.40	
		42	衛生用品	84.03	65.65	149.68	8.68	
		43	上記以外の燃やせるごみ	2.77	5.13	7.90	0.46	
		44	上記以外の燃やせないごみ	1.01	4.14	5.15	0.30	
13	粗大ごみ	45	粗大ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
14	処理困難	46	市が処理できないごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
小計				849.33	857.44	1706.77	99.00	99.00

大分類		小分類		1回目 数量	2回目 数量	1回目 総重量	2回目 総重量	合計(kg)	組成比 (%)	組成比 (%)
15	排出容器	47	指定有料袋	221	251	8.60	7.11	15.71	0.91	1.00
		48	指定無料袋	28	24	0.86	0.65	1.51	0.09	
		49	ルール違反の袋・容器	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	
小計						9.46	7.76	17.22	1.00	1.00
合計						858.79	865.20	1723.99	100.00	100.00

「燃やせないごみ」 (1回目 2022年9月実施・2回目 2023年2月実施)

大分類	小分類	1回目		2回目		合計(kg)	組成比 (%)	組成比 (%)
		総重量	総重量	総重量	総重量			
1	生ごみ	1	生ごみ-肉類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.26
		2	生ごみ-魚類	0.00	0.00	0.00	0.00	
		3	生ごみ-野菜類	0.00	0.51	0.51	0.03	
		4	生ごみ-その他	0.00	2.22	2.22	0.14	
		5	生ごみ-生ごみ処理機生成物	0.00	0.00	0.00	0.00	
		6	生ごみ(手付かず)-肉類	0.00	0.00	0.00	0.00	
		7	生ごみ(手付かず)-魚類	0.00	0.00	0.00	0.00	
		8	生ごみ(手付かず)-野菜類	0.00	0.00	0.00	0.00	
		9	生ごみ(手付かず)-その他	0.00	1.42	1.42	0.09	
2	紙類	10	資源化している紙類	10.47	10.88	21.35	1.32	2.38
		11	資源化できない紙類	10.39	6.11	16.50	1.02	
		12	アルミ蒸着の紙製飲料容器	0.11	0.05	0.16	0.01	
		13	紙カップ	0.12	0.34	0.46	0.03	
3	プラスチック	14	ペットボトル	1.44	2.37	3.81	0.24	46.38
		15	白色発泡トレイ	0.34	1.07	1.41	0.09	
		16	容器包装(軟質)	75.14	106.08	181.22	11.22	
		17	容器包装(硬質)	63.46	59.21	122.67	7.59	
		18	ペットボトルのキャップ	1.10	1.07	2.17	0.13	
		19	製品等プラスチック	192.77	222.47	415.24	25.70	
		20	ビデオテープ	3.87	17.95	21.82	1.35	
		21	インクカートリッジ	0.77	0.30	1.07	0.07	
4	木・草類	22	資源化している剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	2.25
		23	資源化できない剪定枝	0.17	0.00	0.17	0.01	
		24	草、落ち葉、生け花	0.00	0.05	0.05	0.00	
		25	木製品・木片(可燃)	16.60	15.39	31.99	1.98	
		26	木製品・木片(不燃)	0.00	4.13	4.13	0.26	
5	繊維類	27	資源化している繊維類	0.67	0.40	1.07	0.07	1.51
		28	資源化できない繊維類	8.56	14.78	23.34	1.44	
6	ゴム類・皮革類	29	ゴム製品・皮革製品	27.33	32.20	59.53	3.68	3.68
7	小型家電製品	30	小型家電製品(充電池内蔵)	7.09	6.69	13.78	0.85	16.87
		31	小型家電製品(充電池内蔵でない)	148.56	110.20	258.76	16.02	
8	金属類	32	カン	3.83	8.89	12.72	0.79	13.04
		33	家庭用金物類	90.55	107.34	197.89	12.25	
9	ガラス類	34	ビン	10.00	9.43	19.43	1.20	3.79
		35	資源化できないガラス類	10.28	8.83	19.11	1.18	
		36	ガラス食器	11.75	10.87	22.62	1.40	
10	陶磁器類	37	陶磁器類	50.69	40.07	90.76	5.62	5.62
11	有害ごみ	38	資源化している有害ごみ	1.68	2.74	4.42	0.27	0.27
12	その他	39	紙おむつ(大人用)	0.00	0.00	0.00	0.00	2.55
		40	紙おむつ(子ども用)	0.00	0.00	0.00	0.00	
		41	マスク	0.05	0.09	0.14	0.01	
		42	衛生用品	0.00	1.10	1.10	0.07	
		43	上記以外の燃やせるごみ	0.63	14.21	14.84	0.92	
		44	上記以外の燃やせないごみ	12.80	12.29	25.09	1.55	
13	粗大ごみ	45	粗大ごみ	0.00	8.40	8.40	0.52	0.52
14	処理困難	46	市が処理できないごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		小計		761.22	840.15	1601.37	99.11	99.11

大分類	小分類	1回目	2回目	1回目	2回目	合計(kg)	組成比 (%)	組成比 (%)	
		数量	数量	総重量	総重量				
15	排出容器	47	指定有料袋	221	251	6.60	7.70	14.30	0.89
		48	指定無料袋	28	24	0.00	0.00	0.00	0.00
		49	ルール違反の袋・容器	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00
		小計		6.60	7.70	14.30	0.89	0.89	
		合計		767.82	847.85	1615.67	100.00	100.00	

(2)JR横浜線以南地域 組成調査結果

「燃やせるごみ」(1回目 2022年9月実施・2回目 2023年2月実施)

大分類		小分類		1回目 総重量	2回目 総重量	合計(kg)	組成比 (%)	組成比 (%)
1	生ごみ	1	生ごみ-肉類	0.37	3.15	3.52	0.39	36.97
		2	生ごみ-魚類	0.27	0.82	1.09	0.12	
		3	生ごみ-野菜類	13.14	33.09	46.23	5.17	
		4	生ごみ-その他	108.47	144.65	253.12	28.29	
		5	生ごみ-生ごみ処理機生成物	0.00	0.00	0.00	0.00	
		6	生ごみ(手付かず)-肉類	0.59	0.04	0.63	0.07	
		7	生ごみ(手付かず)-魚類	0.27	0.00	0.27	0.03	
		8	生ごみ(手付かず)-野菜類	2.02	2.42	4.44	0.50	
		9	生ごみ(手付かず)-その他	16.83	4.65	21.48	2.40	
2	紙類	10	資源化している紙類	52.76	31.87	84.63	9.46	17.61
		11	資源化できない紙類	27.02	38.33	65.35	7.30	
		12	アルミ蒸着の紙製飲料容器	1.30	1.63	2.93	0.33	
		13	紙カップ	1.58	3.10	4.68	0.52	
3	プラスチック	14	ペットボトル	1.03	1.70	2.73	0.31	14.61
		15	白色発泡トレイ	0.21	0.30	0.51	0.06	
		16	容器包装(軟質)	40.09	56.51	96.60	10.80	
		17	容器包装(硬質)	3.43	3.56	6.99	0.78	
		18	ペットボトルのキャップ	0.20	0.22	0.42	0.05	
		19	製品等プラスチック	21.66	1.82	23.48	2.62	
		20	ビデオテープ	0.00	0.00	0.00	0.00	
		21	インクカートリッジ	0.00	0.00	0.00	0.00	
4	木・草類	22	資源化している剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	3.47
		23	資源化できない剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	
		24	草、落ち葉、生け花	17.00	6.36	23.36	2.61	
		25	木製品・木片(可燃)	6.17	1.50	7.67	0.86	
		26	木製品・木片(不燃)	0.00	0.00	0.00	0.00	
5	繊維類	27	資源化している繊維類	24.48	6.55	31.03	3.47	8.41
		28	資源化できない繊維類	34.74	9.46	44.20	4.94	
6	ゴム類・皮革類	29	ゴム製品・皮革製品	17.93	5.22	23.15	2.59	2.59
7	小型家電製品	30	小型家電製品(充電機内蔵)	0.10	0.00	0.10	0.01	0.01
		31	小型家電製品(充電機内蔵でない)	0.00	0.00	0.00	0.00	
8	金属類	32	カン	0.59	0.32	0.91	0.10	0.14
		33	家庭用金物類	0.20	0.10	0.30	0.03	
9	ガラス類	34	ビン	0.17	0.24	0.41	0.05	0.06
		35	資源化できないガラス類	0.00	0.00	0.00	0.00	
		36	ガラス食器	0.10	0.00	0.10	0.01	
10	陶磁器類	37	陶磁器類	0.70	0.00	0.70	0.08	0.08
11	有害ごみ	38	資源化している有害ごみ	0.33	0.00	0.33	0.04	0.04
12	その他	39	紙おむつ(大人用)	4.82	0.00	4.82	0.54	14.71
		40	紙おむつ(子ども用)	26.17	30.86	57.03	6.37	
		41	マスク	3.03	2.63	5.66	0.63	
		42	衛生用品	26.89	30.11	57.00	6.37	
		43	上記以外の燃やせるごみ	1.97	1.62	3.59	0.40	
		44	上記以外の燃やせないごみ	0.21	3.28	3.49	0.39	
13	粗大ごみ	45	粗大ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
14	処理困難	46	市が処理できないごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
小計				456.84	426.11	882.95	98.67	98.67

大分類		小分類		1回目 数量	2回目 数量	1回目 総重量	2回目 総重量	合計(kg)	組成比 (%)	組成比 (%)
15	排出容器	47	指定有料袋	221	251	6.29	4.53	10.82	1.21	1.33
		48	指定無料袋	28	24	0.75	0.31	1.06	0.12	
		49	ルール違反の袋・容器	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	
小計						7.04	4.84	11.88	1.33	1.33
合計						463.88	430.95	894.83	100.00	100.00

「燃やせないごみ」（1回目 2022年9月実施・2回目 2023年2月実施）

大分類	小分類	1回目	2回目	合計(kg)	組成比	組成比
		総重量	総重量		(%)	(%)
1 生ごみ	1 生ごみ-肉類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	2 生ごみ-魚類	0.00	0.00	0.00	0.00	
	3 生ごみ-野菜類	0.00	0.00	0.00	0.00	
	4 生ごみ-その他	0.00	0.00	0.00	0.00	
	5 生ごみ-生ごみ処理機生成物	0.00	0.00	0.00	0.00	
	6 生ごみ(手付かず)-肉類	0.00	0.00	0.00	0.00	
	7 生ごみ(手付かず)-魚類	0.00	0.00	0.00	0.00	
	8 生ごみ(手付かず)-野菜類	0.00	0.00	0.00	0.00	
	9 生ごみ(手付かず)-その他	0.00	0.00	0.00	0.00	
2 紙類	10 資源化している紙類	1.68	0.98	2.66	0.32	0.47
	11 資源化できない紙類	0.33	0.83	1.16	0.14	
	12 アルミ蒸着の紙製飲料容器	0.00	0.00	0.00	0.00	
	13 紙カップ	0.00	0.00	0.00	0.00	
3 プラスチック	14 ペットボトル	0.00	1.03	1.03	0.13	37.21
	15 白色発泡トレイ	0.04	0.01	0.05	0.01	
	16 容器包装(軟質)	7.02	10.91	17.93	2.19	
	17 容器包装(硬質)	13.55	16.21	29.76	3.63	
	18 ペットボトルのキャップ	0.04	0.25	0.29	0.04	
	19 製品等プラスチック	130.81	111.08	241.89	29.53	
	20 ビデオテープ	0.22	13.61	13.83	1.69	
21 インクカートリッジ	0.00	0.07	0.07	0.01		
4 木・草類	22 資源化している剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	0.97
	23 資源化できない剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	
	24 草、落ち葉、生け花	0.00	0.00	0.00	0.00	
	25 木製品・木片(可燃)	4.14	3.81	7.95	0.97	
	26 木製品・木片(不燃)	0.00	0.00	0.00	0.00	
5 繊維類	27 資源化している繊維類	0.00	4.52	4.52	0.55	2.43
	28 資源化できない繊維類	7.89	7.53	15.42	1.88	
6 ゴム類・皮革類	29 ゴム製品・皮革製品	12.86	15.94	28.80	3.52	3.52
7 小型家電製品	30 小型家電製品(充電機内蔵)	6.14	14.80	20.94	2.56	17.93
	31 小型家電製品(充電機内蔵でない)	54.82	71.16	125.98	15.38	
8 金属類	32 カン	5.04	2.68	7.72	0.94	21.84
	33 家庭用金物類	108.38	62.80	171.18	20.89	
9 ガラス類	34 ビン	3.37	3.54	6.91	0.84	5.73
	35 資源化できないガラス類	8.18	20.29	28.47	3.48	
	36 ガラス食器	5.25	6.30	11.55	1.41	
10 陶磁器類	37 陶磁器類	23.45	29.41	52.86	6.45	6.45
11 有害ごみ	38 資源化している有害ごみ	0.49	1.59	2.08	0.25	0.25
12 その他	39 紙おむつ(大人用)	0.00	0.00	0.00	0.00	2.44
	40 紙おむつ(子ども用)	0.00	0.00	0.00	0.00	
	41 マスク	0.00	0.05	0.05	0.01	
	42 衛生用品	0.00	0.00	0.00	0.00	
	43 上記以外の燃やせるごみ	0.00	0.37	0.37	0.05	
	44 上記以外の燃やせないごみ	14.32	5.21	19.53	2.38	
13 粗大ごみ	45 粗大ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
14 処理困難	46 市が処理できないごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
小計		408.02	404.98	813.00	99.24	99.24

大分類	小分類	1回目	2回目	1回目	2回目	合計(kg)	組成比	組成比
		数量	数量	総重量	総重量		(%)	(%)
15 排出容器	47 指定有料袋	221	251	3.46	2.80	6.26	0.76	0.76
	48 指定無料袋	28	24	0.00	0.00	0.00	0.00	
	49 ルール違反の袋・容器	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	
小計				3.46	2.80	6.26	0.76	0.76
合計				411.48	407.78	819.26	100.00	100.00

5. 適正排出への取組等

(1) 資源とごみの出し方ガイド

転入者へ町田市のごみの出し方や分別方法を知っていただくことを目的に毎年4月に発行し、転入手続きをされた方に窓口で配布しています。

その他、希望者には市庁舎受付、環境政策課、町田市バイオエネルギーセンター、市民センター、コミュニティセンター、駅前連絡所でお渡ししています。

また、データを市ホームページで公開しています。



(2) 資源とごみの収集カレンダー

資源とごみの収集日や出し方をお知らせすることを目的に、10月から翌年9月までの収集カレンダーを作成しています。1日ごとに収集品目をイラストで記しており、品目ごとの出し方の説明も付いています。

毎年9月に全戸にポスティングで配布しており、転入者には転入手続きの際にお渡ししています。



(3) 防護ネット貸与

アパートやマンションの集積所等のカラス対策などのために、防護ネットの貸出を行っています。貸出期間は5年間で無償です。

年度	2018	2019	2020	2021	2022
申請件数	116	132	171	168	170

(4) 動物死体引取

動物の死体を收容しています。

単位：匹

年度	2018	2019	2020	2021	2022
犬	202	211	187	176	144
飼主あり	198	210	181	174	143
飼主なし	4	1	6	2	1
猫	624	615	520	446	437
飼主あり	233	228	198	219	234
飼主なし	391	387	322	227	203
他	969	1,004	1,034	1,188	1,212
飼主あり	88	99	86	100	117
飼主なし	881	905	948	1,088	1,095
合計	1,795	1,830	1,741	1,810	1,793
飼主あり	519	537	465	493	494
飼主なし	1,276	1,293	1,276	1,317	1,299

(5) 不法投棄対策

市内での不法投棄を防止するため、市民への啓発用看板の貸出や夜間パトロール、不法投棄防犯監視カメラを活用した抑止活動を行っています。また、不法投棄された廃棄物の回収・処理を行っています。

年度	2018	2019	2020	2021	2022
啓発用看板貸出件数	95	92	118	205	147
不法投棄回収・処理件数	33	35	23	25	26

(6) 資源物持ち去り対策

資源物の持ち去り行為を防止・抑止するため、所管警察署の協力を得て、市民団体と協働で持ち去り防止活動を行っています。また、職員によるパトロールも行っています。

年度	2018	2019	2020	2021	2022
協定締結団体数	6	6	5	5	4
持ち去り通報件数	30	40	26	13	16
持ち去り目撃回数	157	96	94	67	59
持ち去りパトロール回数	268	239	214	237	247

(7) 事業者への周知・啓発等

事業系一般廃棄物の適正排出や減量を推進するため、町田市バイオエネルギーセンター内で内容物検査を実施し、不適切排出があった場合には「事業系廃棄物適正処理ルールブック」を活用した個別訪問や電話による指導を行っています。

また、排出事業者・収集運搬許可業者向けに廃棄物処理に関する説明会を開催しています。

年度	2018	2019	2020	2021	2022
訪問指導件数	258	236	165	173	313

※ 2020 年度及び 2021 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部を電話での指導に切り替えたことにより、電話での指導件数を含めています。

(8) 家庭系臨時多量ごみ

引っ越しや、生前整理・遺品整理等の際の一時的な多量のごみ(臨時多量ごみ)の処分にあたって、無許可で家庭ごみを回収する不用品回収業者による料金トラブルなどが問題となっていました。

町田市では 2018 年 10 月から、ごみの適正処理を推進するため、町田市が許可を与えた事業者を紹介することで、許可業者による家庭系臨時ごみの整理・分別・収集運搬を行っています。

年度	2018	2019	2020	2021	2022
受付件数	58	261	206	268	352
搬入量(トン)	26.7	125.8	164.1	194.7	305.5

(9) ふれあい収集

自宅前・ごみ集積所等の指定された場所に、ごみ及び資源物を出すことが困難な高齢者世帯等に対し、高齢者等訪問収集事業を実施することにより、高齢者世帯等の在宅での生活を支援することを目的としています。また、収集時に安否確認を行うことで、見守りのネットワークに加わっており、利用者の異変に気付く役割も担っています。

2009 年 8 月に要綱を制定した時点の利用者数は 149 名でしたが、2022 年度の利用者数は 517 名となり、当初の人数から 3 倍以上の方がこの事業を利用しています。

年度	2018	2019	2020	2021	2022
利用者数	366	396	426	462	517

(10)不適物の混入による火災の発生予防

燃やせないごみに小型充電式電池、スプレー缶、カセットガスボンベ、ライターなどが混入し、ごみ収集車の中やごみ処理施設の中で衝撃が加わると発火する恐れがあります。2022年2月21日、6月11日、11月17日に町田市バイオエネルギーセンターの不燃ごみ処理施設で、3月12日と15日に燃やせないごみの収集車で火災が発生しました。

火災防止の取組として、「燃やせないごみの収集時の選別強化」「町田市バイオエネルギーセンターでの選別強化」「小型充電式電池の有害ごみでの回収(2022年7月開始)」を実施しています。

また、ホームページや広報紙、SNSで、火災の状況の発信を行い、適切な分別のご協力をお願いしています。

単位:件

年度		2019	2020	2021	2022
清掃工場での 出火件数 (初期消火で鎮火した 発火・発煙)	町田リサイクル文化センター	972	1,230	713	-
	町田市バイオエネルギーセンター	-	-	342	1,514
清掃工場での 火災件数 (消防消火活動規模)	町田リサイクル文化センター	0	0	0	-
	町田市バイオエネルギーセンター	-	-	1	2
収集車での火災件数		-	10	4	3
集積所等での火災件数		0	0	1	0
合計		972	1,240	1,061	1,519

6. ごみ処理事業を補完する制度

(1)一般廃棄物処理業許可について

一般廃棄物の処理について統括的処理責任を持つ市町村において処理を行うことが不可能な範囲に限り、法令の基準を満たした事業者には許可を与えて処理(収集運搬・処分)を行うものです。

現状、既存の許可業者において適正処理が可能であることから、新規許可は原則実施していません。

■許可の種類

一般廃棄物処理業の許可については、収集・運搬を業とする場合と処分を業とする場合と区別されており、町田市では、収集・運搬許可、収集・運搬(保管・積替え)許可、中間処分許可を与えています。

また、町田市は、品目ごとに限定した許可を与えています。

事業系 許可品目
紙くず、 <small>ちゅうかいりい</small> 厨芥類※、木くず、繊維くず、剪定枝、畳、ディスプレイ汚泥、し尿、浄化槽等汚泥、医療廃棄物、実験動物等の動物死体及び付随汚物、道路・公園ごみ ※事業系の生ごみ

家庭系 許可品目
浄化槽等汚泥、特定家庭用機器廃棄物、家庭系臨時ごみ

■一般廃棄物処理業許可業者件数(2022年度末時点)

収集運搬業許可	62 業者
収集運搬業(積替え保管含む)許可	2 業者
中間処分業許可	1 業者
合計	65 業者

(2) 少量排出事業者登録について

事業活動から出たごみは自己処理が原則です。そのため、事業系一般廃棄物は、町田市バイオエネルギーセンターへの直接持ち込み、または契約した収集運搬許可業者への処理の委託が基本的な自己処理方法となります。

しかし、事業系一般廃棄物が少量の事業所については、規定量の範囲内(1回の排出量が事業系ごみ専用袋2袋以内)であれば、市に申請を行い事前登録の上、事業系ごみ専用の指定収集袋を使用して、市の収集を利用できます。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	登録済件数
新規登録件数	104	88	77	69	45	2,337

7. 新たなごみの資源化施設

町田市のごみ処理は、1982年から町田リサイクル文化センターで行ってきましたが、40年近く経過し老朽化が進み、新たな施設の整備が喫緊の課題となっていました。

新たな施設「町田市バイオエネルギーセンター(愛称名バイエネ君※)」は、焼却施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設(一体で「熱回収施設等」と言います。)を有し、2021年12月にしゅん工、2022年1月より本稼働しました。

また、資源ごみ処理施設については、相原地区は2025年度、上小山田地区は2027年度を稼働目標とし、市民協働で整備を進めています。

※ 愛称名「バイエネ君」は市民公募により、2023年3月5日に決定

(1) 町田市資源循環型施設整備基本計画の改定

■ 改定の目的

町田市資源循環型施設整備基本計画(以下「整備基本計画」という)は2013年4月の策定後、約10年が経過しており、2022年4月には、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「プラ新法」という)も施行されました。

このように、状況の変化に対応した資源ごみ処理施設整備を目的として2022年12月に「町田市資源循環型施設整備基本計画改定会議」を設置し、改定内容の検討を行いました。

開催日	主な内容(協議事項、報告事項等)
第1回整備基本計画改定会議 (2022年12月1日)	・整備基本計画改定の概要説明 ・町田市資源循環型施設整備基本計画改定の業務スケジュールについて ・状況の変化に対する変更点の抽出及び上位計画との整合について
第2回整備基本計画改定会議 (2023年1月26日)	・資源ごみ処理施設稼働までの暫定的外部委託の調査及び検討 ・プラ新法に係るプラスチック資源の処理等の検討 ・建設スケジュールの更新について
第3回整備基本計画改定会議 (2023年3月28日)	・資源ごみ処理施設稼働までの暫定的外部委託の調査及び課題の整理について ・建設スケジュールの更新について ・町田市資源循環型施設整備基本計画(改定版)案について

(2) 町田市ごみの資源化施設地区連絡会の設置

市民協働で新たなごみの資源化施設を整備するため、町田リサイクル文化センター周辺地区及び相原地区は 2013 年 10 月、上小山田地区は 2015 年 10 月に「町田市ごみの資源化施設地区連絡会」を設置しました。主に施設の整備及び管理運営について検討を行っています。

その後、町田リサイクル文化センターの廃止に伴い「町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会」は 2021 年 11 月の会をもって終了、また町田市バイオエネルギーセンターの稼働開始により 2022 年 3 月に「町田市バイオエネルギーセンター運営協議会」が設置されました。

■町田市バイオエネルギーセンター運営協議会の開催状況

開催日	主な内容(協議事項、報告事項等)
第 2 回町田市バイオエネルギーセンター運営協議会 (2022 年 6 月 27 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・2 月から 5 月までの運転状況について ・火災について(2 月 21 日、6 月 11 日) ・組織改正に伴う設置要領の改正について ・緊急連絡体制について ・町田市バイオエネルギーセンターの愛称募集の経過報告について
第 3 回町田市バイオエネルギーセンター運営協議会 (2022 年 10 月 26 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・6 月から 9 月までの運転状況について ・火災の補修について ・緊急対応マニュアルについて ・苦情対応マニュアルについて ・町田市バイオエネルギーセンターの愛称募集の経過と今後の予定について ・土壌汚染調査について ・(仮称)まちだ環境フェスタの開催について ・第 3 回イベント「秋の防災まなびフェスタ」
第 1 回町田市バイオエネルギーセンター臨時運営協議会 (2023 年 1 月 16 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオガス化施設の発電機の排ガスについて
第 4 回町田市バイオエネルギーセンター運営協議会 (2023 年 2 月 28 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・10 月から 1 月までの運転状況について ・エネルギー活用状況について ・専門委員会委員の学識経験者の選任について ・緊急対応マニュアルの改訂について ・町田市バイオエネルギーセンターの愛称の投票結果と公表について ・環境保全協定の協議事項について

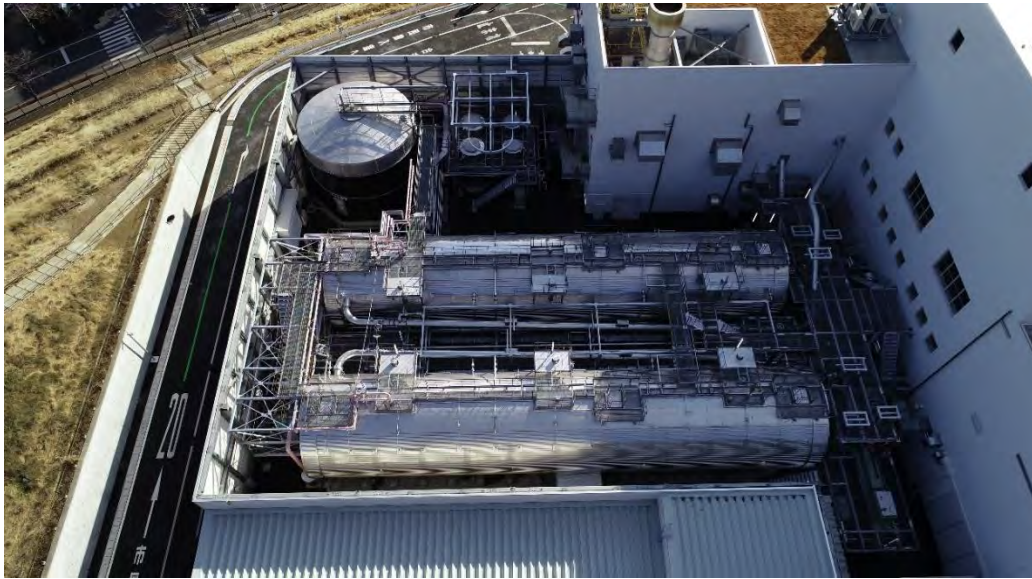
■相原地区資源ごみ処理施設連絡会の開催状況

第 15 回相原地区資源ごみ処理施設連絡会 (2023 年 3 月 4 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 14 回連絡会(書面開催)の内容確認 ・相原地区資源ごみ処理施設の進捗状況の報告及び大谷戸緑地の進捗状況の報告 ・ワークショップで頂いた意見に対しての見積設計仕様書(案)への記載について ・町田市循環型施設整備基本計画の改定について ・地区連絡会等における今後の協議事項について
---	--

■上小山田地区資源ごみ処理施設連絡会の開催状況

第 7 回上小山田地区資源ごみ処理施設連絡会 (2023 年 3 月 27 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 6 回連絡会の内容確認 ・町田市循環型施設整備基本計画の改定について ・地区連絡会等における今後の協議事項について
---	--

- (3) 町田市バイオエネルギーセンター(焼却施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設)の整備
2021年中にごみ処理に係る主要部分の工事と試運転を終え、2022年1月から稼働を開始しました。



■事業概要

事業名	町田市熱回収施設等(仮称)整備運営事業
施設名称	町田市バイオエネルギーセンター
建設地	町田市下小山田町 3160 番地外
面積	敷地面積 : 約 77,000 m ² 延床面積 : 工場棟 約 17,000 m ² 、管理棟 約 5,600 m ²
事業方式	DBO方式(公設民営)
業務概要	施設整備業務 : 設計・建設・解体(既存の施設) (2016年12月22日から2024年6月30日まで) 施設運営業務 : 運営管理・維持管理(2022年1月～約20年)
施設概要	熱回収施設(焼却施設): ストーカ方式 258t/日(129t/日×2炉) バイオガス化施設: 乾式高温メタン発酵 50t/日 不燃・粗大ごみ処理施設: 機械選別・手選別 47t/5h

■スケジュール

		(年度)									
		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	～2040
熱回収施設等	★										
	契約		設計	施設整備工事			稼働	運営			
			造成工事				既存工場棟解体工事等				
			旧管理棟等 解体工事								

■東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価（環境アセスメント）の実施

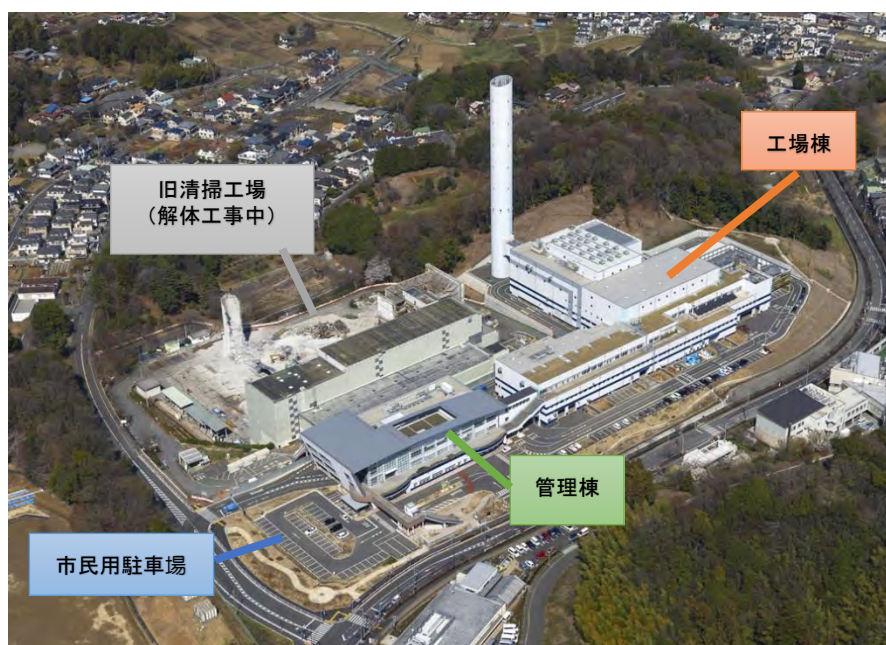
熱回収施設等の建設地である町田リサイクル文化センター（現町田市バイオエネルギーセンター）内において、2014年1月から「環境影響評価」の手続きを進めています。

環境影響評価とは、新たな施設を整備することによる周辺環境への影響について、事前に調査・予測・評価を行い、それらを踏まえて環境保全のための措置を行い、より良い施設を整備する制度です。

2022年度 環境影響評価の手続き
・事後調査計画書に基づき大気汚染、騒音・振動、生物・生態系等を調査
・事後調査報告書提出



町田リサイクル文化センター 2017年7月時点【工事前】



町田市バイオエネルギーセンター 2023年3月時点【稼働中・一部工事中】

(4) 資源ごみ処理施設(相原地区、上小山田地区)の整備

2022年度は施設整備に向けた検討や、関係者等と連絡・調整を行いました。

また、相原地区資源ごみ処理施設については、都市計画事業として東京都から認可を受けました。

(5) ごみ資源化施設建設 NEWS の発行

2012年11月に、新たなごみの資源化施設についての情報を分かりやすくお伝えするため、「ごみ資源化施設建設 NEWS」を創刊しました。施設の詳しい内容や地区連絡会の活動についての情報を発信しています。

発行年月日	発行号	掲載記事の概要
2022年7月21日	Vol.32	<ul style="list-style-type: none">・『町田市バイオエネルギーセンター』の愛称を募集しています！・『町田のごみの歴史を学ぼう！つくろう！親子ワークショップ』開催・発電機能がこんなに違います！～新旧施設で比べてみました～ 相原地区で資源ごみ処理施設と(仮称)大戸広場に関する説明会を開催しました
2023年3月17日	Vol.33	<ul style="list-style-type: none">・『町田市バイオエネルギーセンター』の愛称が決定しました！・町田市資源循環型施設整備基本計画の改定について・相原地区資源ごみ処理施設地区連絡会の開催について

第3章 リデュース(発生抑制)推進事業

1. 資源とごみの出前講座

環境問題やごみ減量について理解を深め、ごみ減量を実践してもらうことを目的に実施しています。市の職員が地域や学校等へ出かけ、ごみ減量の方法やごみ収集の仕組み、清掃工場でのごみ処理の仕組みなどをお話しています。

2022年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、少人数で複数回に分割した実施、リモート開催等の実施方法としました。

参加数	対象	町内会・自治会・ 市民団体など	市内幼保・小学校・ 学童保育クラブなど	合計
実施回数		10	100	110
参加(人)		280	9,990	10,270

2. 施設見学・視察の受け入れ

清掃関連施設の見学・視察を通じて、市の清掃事業に対する理解を深めてもらうことを目的に実施しています。町田市バイオエネルギーセンターをはじめ、リレーセンターみなみ、剪定枝資源化センター等の見学に対応しています。また、他自治体の議員、職員の視察では、要望にあわせて、ごみ減量施策、計画策定や審議会運営などについての説明も行っています。

2022年度は、町田市バイオエネルギーセンターにおいて、他自治体の議員、職員等48団体の視察を受け入れ、市民等の施設見学を含めて合計4,614人の方に見学いただきました。

3. ごみ減量サポーター(廃棄物減量等推進員)

ごみ減量サポーターとは、地域に密着し、ごみの減量と資源化への取組を推進していく「ごみ減量の市民リーダー」です。市民と行政が協働して、ごみの減量と資源化を推進していくことを目的としています。町内会・自治会の推薦により市長の委嘱を受けたごみ減量サポーターは、それぞれの地域で活動を行い、市はこれらの活動を支援しています。

任 期	2年(中途の変更も可能)
サポーターの人数	2022年度委嘱数 203名 (町内会・自治会単位で1,000世帯まで1名、2,000世帯まで2名)
活 動 実 績	「資源とごみ」に関するチラシの回覧等の地域内での情報共有、イベントやお祭りでの分別ステーションの設置やリユース食器の利用、地域リサイクル広場の開催・運営、町内会・自治会の方々と町田市バイオエネルギーセンターの施設見学、ごみ収集時や清掃工場で発生している火災の防止に向けた小型充電式電池の行政回収の周知等

4. 広報紙の発行等による情報発信

(1) 環境広報紙「ECO まちだ」

環境に良い行動のヒントになる取組や情報をお知らせし、日常生活でエコライフを実践していただくことを目的に発行しています。ごみの減量や資源化の取組の紹介をはじめ、節電や環境保全のことなど、環境に関する様々な情報を発信しています。

2022年度は3回(7月・10月・1月)発行しました。

(2)ごみ情報紙「ごみナクナ〜レ」

市民や市民団体、事業者の取組を中心にごみに関する情報をお知らせし、ごみの減量と資源化を楽しみながら取り組んでもらうことを目的に発行しています。ごみナクナ〜レという名称には、環境先進都市をめざす町田市の「ごみゼロ」への願いが込められています。

2022年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、市民や市民団体、事業者の取組を取材することが困難な状況となったため、市のごみ減量に関する取組も含めた紙面とし、火災事故防止、SDGsを特集して、2回(特別号、第25号)発行しました。

(3)町田市公式 SNS「ごみナクナ〜レ」

市民がごみの減量と資源化に取り組むきっかけとなるような話題を、Twitter や Instagram を用いて情報発信しました。

2022年度は、イベント情報やごみ減量アイデアの紹介、ごみ発生抑制の身近な話題を中心に、Twitter と Instagram 合わせて 244 回投稿し、フォロワー数は計 817 人まで増えました。

(4)ハスのん SNS

町田市のエコキャラクター「ハスのん」は、SNS で、市民の方に環境を身近に感じてもらえるような情報を発信しています。2022年度は、Twitter と Instagram 合わせて 203 回投稿し、フォロワー数は計 1,275 人まで増えました。

(5)動画配信「さんあーるチャンネル」(YouTube)

市民にごみについて身近に感じてもらい、ごみの減量と資源化に取り組むきっかけとなるような話題を動画にして、YouTube を用いて発信しました。

2022年度は、市民のごみ減量の取り組みなどを中心に、3本の動画を作成して公開しました。

- ・“もったいない”って素敵な言葉～食品ロス～
- ・もったいない！！～ファッションロス～
- ・“ローリングストック”をやってみよう！

(6)町田市ごみ分別アプリ

町田市ごみ分別アプリは 2018 年 1 月に配信を開始した、町田市の資源とごみの分別・収集日の確認などができるスマートフォン及びタブレット端末用のアプリケーションです。

2022年度はイベント等で PR を行い、3 月末のダウンロード数は累計 63,528 件でした。

主な機能は、①資源とごみの分け方・出し方の検索、②資源とごみの収集日をスケジュール表示、③荒天・降雪時の収集情報などのお知らせ、④ごみに関する情報発信(ニュース、知恵袋、3R 関連施設一覧、クイズ等)です。

5. 食品ロス削減に向けた取組

食品ロスによる生ごみの減量を図ることを目的に、事業者や市民に PR 活動を行っています。

2022年度は、以下の取組を実施しました。

(1)まちだ☆おいしい食べきり協力店の認定

小盛メニューの設定、食べ残し削減の呼びかけ、ポスター掲示等による啓発活動など、食品ロス削減、その他生ごみの発生抑制等に取り組む飲食店・食品販売店等を「まちだ☆おいしい食べきり協力店」に認定し、登録しています。登録した協力店を市ホームページや広報紙で紹介しています。

2022年度末現在の登録店舗は、10店舗です。

(2) 未利用食品の受付(フードドライブ※)

2023年2月1日から町田市庁舎で未利用食品の受付(フードドライブ)を開始しました。受け付けした食品は、町田市社会福祉協議会(フードバンクまちだ)から子ども食堂・地域団体や、関係機関を通して食品を必要としている世帯へ提供されています。

2022年度は、103kgの食品を受け付けました。

市内では、町田市庁舎のほかにも以下の施設で未利用食品の受付を実施しています。

- ・町田市社会福祉協議会(フードバンクまちだ)
- ・リサイクル広場(地域リサイクル広場を除く)
- ・町田市立室内プール

※フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことです。

(3) まちだ☆おいしい食べきりキャンペーンの実施

忘年会や新年会など、宴会の機会が多い年末年始に、出された料理を残さずに食べきる行動を啓発する「まちだ☆おいしい食べきりキャンペーン」を実施しています。

2022年度は、町田商工会議所、町田市商店会連合会、東京都町田食品衛生協会、町田市観光コンベンション協会等と協働し、各商店会などに啓発ポスターを配付しました。また、神奈川中央交通町田営業所のバス50台の車内で「お家でも、お店でも、おいしく残さず食べきろう！」の動画を放映しました。

(4) 食品ロス削減月間における取組

食品ロス削減月間(10月)に合わせ、食品ロス削減啓発ポスターを作成し、リサイクル推進店(スーパー等の小売店)、公共施設、コンビニエンスストア等に配付しています。併せて、賞味期限と消費期限の違いを正しく理解してもらうとともに、消費期限の迫った見切り品を積極的に購入してもらう「今が食べごろめしあがれキャンペーン」を実施しています。

2022年度は、リサイクル推進店5店でキャンペーンを実施しました。

(5) 食品衛生講習会でのPR

町田市保健所が主催する食品衛生講習会に参加し、事業系廃棄物の出し方のPRや食品ロス削減の啓発を行うとともに、食品ロス削減啓発ポスターを配付しています。

2022年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、食品衛生講習会は開催されませんでした。

(6) 使い切り料理教室の実施

食材を使い切ってごみを出さない料理をすることを目的として、「使い切り料理教室」を開催しています。

2022年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をしながら、講師がごみを出さない料理を実演し、参加者に「使い切り料理」を周知しました。家庭での食品ロスを減らす冷蔵庫の整理収納術や食品の保存方法、使い切りレシピ等を学ぶ食品ロス削減講座を実施しました。

6. マイボトルに関する啓発活動

ペットボトル等の使い捨て容器に係るごみの発生抑制を図ることを目的にマイボトル(水筒等)の利用を促進する事業です。

(1) マイボトル OK 店の認定

お客様が持参するマイボトルに飲み物を提供することができる店舗をマイボトル OK 店として認定し、登録、周知しています。

2022 年度の登録店舗は、31 店舗です。

(2) マイボトル専用給水器の設置

マイボトルの利用促進およびペットボトル等のプラスチックごみの削減を推進する取り組みとして、2022 年 5 月 11 日にウォータースタンド(株)と「プラスチックごみ削減の推進に関する協定」を締結し、町田市庁舎をはじめとした市内公共施設にマイボトル専用給水器を設置しています。

2022 年度末現在で 10 施設に 11 台のマイボトル専用給水器を設置しており、使用量(推計値)は約 25,000ℓ(500ml ペットボトル約 5 万本分)でした。

(3) マイボトルキャンペーン

ペットボトル等の使い捨て容器を使わず、繰り返し使える環境に優しいマイボトルの推進、普及を行っています。

2022 年度は、FC 町田ゼルビアとペスカドーラ町田のホームゲーム、こどもマラソン大会で、マイボトルに貼ってもらうようオリジナルステッカーを配布し、ペットボトル等のプラスチックごみの削減の啓発を実施しました。FC 町田ゼルビアのホームゲームではマイボトルへの給水サービスも行いました。

7. 市民対象の施設見学会

(1) リサイクル施設見学ツアー

市民の方が、資源の大切さや環境問題について見聞を広め、日々の活動や生活に役立てていただくことを目的に、首都圏の先進的な資源とごみの関連施設を見学するツアーを開催しています。

2022 年度は、市内在住の小学生以上の方を対象として、マイボトルの工作会と日野市プラスチック資源化センターの見学を行いました。

(2) 三多摩は一つなり交流事業

ごみを排出する側の町田市民と、最終処分場がある日の出町民との相互理解を深め、一般廃棄物広域処分事業をスムーズに行うことを目的に行っている事業です。

ごみの行方について知っていただき、ごみ処理についての理解を深めてもらうため、最終処分場見学会を実施しています。

2022 年度は、2 回実施しました。

8 月 12 日	夏休み 親子で行く最終処分場見学とさかな園
11 月 9 日	秋の最終処分場見学とつるつる温泉

8. ごみ減量に関する町田市主催のイベント

市では、環境問題やごみ減量について理解を深め、ごみ減量を実践してもらうことを目的にイベントを実施しています。

(1) まちだ ECO to(いーこと) フェスタ

環境全般に関して広く市民への啓発を行うことを目的に、町田エコフェスタにかわる新たなイベントとして、2023年3月5日に町田市バイオエネルギーセンターでまちだ ECO to フェスタを開催しました。次世代自動車大集合のほか、ごみ収集車を使用したリアル収集体験、ごみ処理施設スペシャル見学ツアーなど、会場の施設を活かした、市民・事業者による体験型のイベントとなりました。

(2) さんあーる広場

「日々の暮らしの中にある 3R」について気付いてもらい、3R を身近なものとして意識してもらう事でごみ減量の啓発を行い、ごみ減量の普及を図るために市が主催しているイベントです。

2022年度は、町田シバヒロで実施し、ごみ減量に取り組む各団体に出展していただき、ダンボールコンポストの紹介、粗大ごみのリユース品販売、リサイクル変身ボックス、3R クイズなどを行い、市民にごみ減量の PR を行いました。

(3) つなげよう さんあーるの輪

3R 推進月間の 10 月に市内各所で行われているイベントにて、ごみの減量や適正分別などの 3R のテーマを設けて、生ごみの水切り体験、ごみ分別アプリの PR、リサイクル変身ボックスなどを出展しました。イベントを関連付けることで、多くの市民が 3R(さんあーる)という大きな輪でつながり、実際の取り組みにつなげることを目的としたキャンペーンを開催し、ごみ減量の PR を行いました。

2022 年度に初めて行い、来場者数は 1,862 人でした。

(4) 夏休みわくわくエコ体験

子ども達に気づきの場を提供することで、3R 意識の普及促進や物を大切にする姿勢を育むことを目的に実施しています。「分別ゲーム」や「工作体験」でごみを分別することで資源として生まれ変わることを体験しながら学びます。

2022 年度は、家庭から出る生ごみの減量を目的に、親子向けダンボールコンポスト講習会を開催しました。生ごみの減量やダンボールコンポストについて学び、ダンボール箱を装飾して、自分だけのオリジナルコンポストを作製しました。また、リユースと分別について学び、古着を使った布ぞうりづくりを行いました。

(5) リサイクルガラス砂絵教室

一度しか使えないワンウェイビン(ワインのビン等)のリサイクルを学ぶ「環境学習」の一環として、研磨された安全なリサイクルガラス砂を使用した「砂絵教室」を開催しています。

2022 年度は市内の子どもセンター及び市民センターで 5 回実施しました。

(6) 生ごみ水切りキャンペーン

生ごみの水切りを習慣づけていただき、悪臭防止やごみの減量を実現し、環境への負荷を軽減するために、生ごみが軽くなることを実感できる疑似体験のイベントを実施しています。

2022 年度は、イベントに出展し 2 回実施しました。

(7)ごみ袋サイズダウンチャレンジ

ごみの適切な分別を推進することを目的として、ごみの分別により使用するごみ袋のサイズダウンが可能となることをゲーム形式で体験してもらうものです。ごみの現状や各種制度の紹介などを行っています。2022年度は、イベントへの出展と5か所の市民センターで6回実施しました。

(8)各種イベントへの出展

3R意識の普及促進を図るため、市内で開催される様々なイベント等に出展しています。ゲームやクイズ、自作の歌によるごみ減量のPRや、スケルトンごみ収集車“みえるくん”によるごみ収集体験を通じて、3Rについて楽しく学んでいただいています。

2022年度は、25か所のイベントに出展しました。

(9)エコバッグ利用促進キャンペーン

レジ袋の原料となる原油の節約やレジ袋利用に伴うごみの削減のため、繰り返し利用できるエコバッグの利用促進を図っています。

2022年度は、他のイベント等への参加者や応募者にエコバッグを配布し、エコバッグの利用促進を図りました。



3R推進キャラクター
エコバッグちゃんファミリー

9. FC町田ゼルビアとのごみ減量意識の普及PR

地域密着型のサッカークラブを目指し、地域貢献活動に取り組んでいるFC町田ゼルビアと環境の保全、回復及び創造に向けた協力協定を締結しています。

2022年度はホームゲームでマイボトルキャンペーンを1回開催しました。

また、FC町田ゼルビアが開催する古紙回収イベントで、ごみの資源化やごみ収集時や清掃工場内で発生する火災を防ぐため、パネルの掲示やチラシを配布し分別の啓発を2回行いました。



10. 事業系ごみ減量及び適正排出の取組

事業系ごみの減量及び適正排出を図るため、大規模事業所(事業用延べ床面積が3,000㎡以上の事業用建築物)に対して、2022年度は、以下の取組を実施しました。

・廃棄物管理責任者の選任と再利用計画書提出の義務付け(対象:268事業所)

・おおむね5年に1度の定期指導(43件)

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、立入検査ではなく電話による指導を行いました。

・廃棄物管理責任者向けの説明会の実施(2月開催、25名参加)

11. まちだ 3R 賞

まちだ 3R 賞は事業所から出るごみの減量をすすめる方策のひとつとして、発生抑制、再利用、再生利用に積極的・組織的に取り組んでいる事業所を表彰する制度です。2018 年度に開始し、2022 年度に 5 回目を迎えました。

2022 年度は、4 つの事業所を表彰しました。

年度	表彰実績
2020	日本生命町田ビル
2021	学校法人 玉川学園 日本生命 町田ビル 東京建物 町田ビル 学校法人 日本大学第三学園 BOOKOFF SUPER BAZAAR 町田中央通り店
2022	BOOKOFF SUPER BAZAAR 町田中央通り店 学校法人 玉川学園 学校法人 日本大学第三学園 ディノスロジスティクスセンター東京

12. ごみの有料化と指定収集袋の導入

ごみ減量・資源化の推進を目的として、2005 年 10 月からごみの有料化を実施し、指定収集袋を導入しました。

指定収集袋の手数料収入は、製造費等の必要経費を除いて基金(48 ページ参照)に積み立てており、ごみ減量やリサイクル推進、廃棄物のリサイクル施設整備の費用として活用しています。

また、おむつ専用袋、ボランティア袋の交付及び生活保護世帯、一部高齢者世帯において、処理手数料の減免をしています。

【指定収集袋の配送数量(販売量)】

単位: 箱(1 箱当たり 3,000 枚)

年度	燃やせるごみ				燃やせないごみ				容器包装プラスチック		事業系	合計
	5L	10L	20L	40L	5L	10L	20L	40L	20L	40L	30L	
2020	3,231	11,418	27,581	22,783	613	1,182	2,680	3,981	2,600	1,054	239	77,362
2021	3,399	11,548	27,532	23,307	612	1,192	2,595	3,855	2,515	1,151	244	77,950
2022	3,392	11,284	26,919	23,214	678	1,133	2,514	3,541	2,470	1,187	229	76,561

第4章 リユース(再使用)推進事業

1. イベントごみ減量支援

夏まつりなどのイベント参加者へのごみ減量・資源化意識の普及を目指し、イベントの主催者に対して、リユース食器等の斡旋や分別ステーションの貸出を行っています。

2022年度は、この制度を利用した市内51のイベントに、延べ68,017名が参加し、3,060個のリユース食器を使用していただきました。

2. 粗大ごみの再生販売

資源の有効活用とごみの減量を図る事を目的に、一般財団法人まちだエコライフ推進公社と協定を締結し、収集した粗大ごみの一部を同公社が修理・再生し、展示販売を行っています。

2022年度は、6,119点、約76tの粗大ごみを再生販売しました。

また、新たな取り組みとして、2023年3月に株式会社ジモティーと協定を締結し、修理・再生したものをジモティープラットフォーム(掲示板)に出品することで更なるリユースの促進を図りました。

3. 子ども用品のリユース

各家庭で不要となったが、まだ使える子ども用品を回収し、必要な方へ無料で配布する事業です。

各地域の子どもセンターや市庁舎で「回収会」と「配布会」を開催し、ベビーカー、ベビーベッド、衣料品などを回収のうえ、必要な方へ譲渡しています。

2022年度は、「回収会」を5回、「配布会」を5回実施しており、2,847kgの子ども用品を回収し、2,586kgをリユース品として提供しました。

4. その他のリユースの取組

(1)くるくるコーナー(リサイクル広場)

リサイクル広場(第5章参照)に持ち込まれた陶磁器・ガラス食器のうち、まだ使用できるものをリユース品として提供しています。

2022年度は5,916kgをリユース品として提供しました。

(2)おもちゃ病院

壊れたおもちゃを無料で治療(修理)する事業です。ボランティア団体「おもちゃ病院まちだ」と協力協定を締結し、ころころ児童館(玉川学園)や子どもセンターつるっこ(鶴川)、その他のイベントで「おもちゃ病院」を開院(開催)しています。

2022年度は、52回の開催で608件の治療(修理)を行いました。

第5章 リサイクル(再生利用)推進事業

1. 生ごみ自家処理の普及促進の取組

家庭から排出される生ごみの発生抑制を推進することを目的に、生ごみ処理機の普及を促進する事業を行っています。

(1) 生ごみ処理機等購入費補助制度

家庭用生ごみ処理機等を購入した市民に補助金を交付しています。補助金額は、購入金額の 2 分の 1 (上限 20,000 円) です。

2022 年度は、247 件の申請に対し、3,387,400 円の補助を行いました。

(2) ダンボールコンポストの普及

ダンボールを使い生ごみを手軽に処理できる、ダンボールコンポストの普及に取り組んでいます。

2022 年度は、恵泉女学園大学と協働して、ダンボールコンポスト講習会を 12 回、フォローアップ講習会を 6 回開催し、112 世帯にダンボールコンポストの普及を図りました。

(3) 大型生ごみ処理機の貸出制度

マンションの管理組合や自治会を対象に大型生ごみ処理機を貸与しています。市はリース料・電気料金・保守点検費・工事費・保険料を負担します。貸与された団体は、日常の管理と一次生成物(たい肥のもと)の自己消費を行います。

2022 年度末現在、市内に設置している大型生ごみ処理機は計 70 台です。

2. 地域資源回収

町内会・自治会、子ども会、老人会などの地域の団体が自主的に行っている資源回収です。市は登録(実施)団体に対して、回収量に応じた奨励金を交付するとともに、資源回収の看板を支給するなどの支援を行っています。ごみの減量や資源の有効利用だけでなく、地域コミュニティの活性化にも役立っています。

登録(実施)団体	331 団体
登録世帯数	97,303 世帯
回収品目	新聞・雑誌・雑紙・ダンボール、紙パック、古着、ビン・カン
奨励金の額	6円/kg、4円/本(生きビン)
回収量	8,854t
奨励金交付額	55,143,164円

登録(実施)団体のうち、一定の要件を満たすものについては特別指定団体に指定しています。その区域内では集積所の管理を団体に委ねるとともに、地域資源回収対象品目についてはすべて団体が回収することとしています。2022 年度末現在、5 団体を指定しています。

3. 剪定枝資源化事業

市内で発生する剪定枝を剪定枝資源化センターで破碎・発酵させて、良質な剪定枝たい肥(土壌改良材)を作っています。

出来上がった剪定枝たい肥は、剪定枝資源化センターで販売するほか、JA町田市の 5 店舗で袋詰め剪定枝たい肥の販売を行っており、町田市の農業の振興に寄与しています。

2022 年度は、1,404t の剪定枝を資源化しました。

4. リサイクル広場

リサイクル広場は、家庭から出る陶磁器や家庭金物などのリサイクルできる対象品目を直接お持ちいただく場所です。常設と移動式の 2 種類があり、2022 年度の常設は町田市バイオエネルギーセンター隣接地で月～土曜日に開催し、移動式は、市内 10 箇所です月 1 回ずつ開催しました。

また、地域の方々が自主的に運営するリサイクル広場(地域リサイクル広場)もあり、運営する 12 団体と協定を結んでいます。市は、運営に必要な物品の貸与、回収した対象品目の引き取り等を行っています。市民と協働してごみの資源化を推進することで、ごみ減量意識の普及拡大を目指しています。

2022 年度は、常設、移動式、地域リサイクル広場の合計で、95,929kg の資源を回収しました。

対 象 品 目	
<p>陶磁器・ガラス食器 食器類・植木鉢等で、割れているもの、欠けている物も可</p>  <p>くるくるコーナーでのリユースや破碎して粉砕材に</p> <p>持ち込めません レンガ、板ガラス、鏡、汚れているもの</p>	<p>洗剤の計量スプーン プラスチック製のもの</p> <p>ペットボトルのふた 飲料用のもの</p> <p>パン袋の詰め具 プラスチック製のもの</p>  <p>汚れているもの、濡らがいプラスチックのスプーン</p> <p>汚れているもの、醤油など調味料のふた</p> <p>汚れているもの、野袋等の詰め具</p> <p>溶かしてプラスチックに</p>
<p>農 食 用 油 サラダ油等の食用油で、揚げカスの混入、賞味期限切れ、酸化したものは不可</p>  <p>飼料に</p> <p>持ち込めません 機械油などの食用以外の油、ドロドロに固まった油</p>	<p>ビデオテープ VHS、ベータ、8ミリなどで、ケース、ラベルの混入可</p>  <p>カセットテープ、CD、MD、DVD、BDなど</p> <p>分解してそれぞれリサイクル</p>
<p>紙 器 器 マークのあるもので、きれいに洗ってあるもの、内側にアルミが覆われているものも可</p>  <p>洗って乾かして</p> <p>再生紙に</p> <p>持ち込めません 汚れているもの、発泡素材が吹き付けられているもの</p>	<p>インクカートリッジ ブラザー・キヤノン・エプソン・日本ビュレット(インクカートリッジ連携プロジェクト)</p>  <p>再生カートリッジに</p> <p>持ち込めません 左記4社以外のインクカートリッジ</p>
<p>家庭金物 台所用品、大工道具は、取っ手や柄付きのものなど、大部分が金属でできているもの</p>  <p>溶かして金属材料に</p> <p>持ち込めません ごみ袋に入らないもの</p>	<p>小型家電 携帯電話 30センチ×15センチの投入口に入る小さい家電製品</p>  <p>電池やバッテリーは外してください</p> <p>レアメタルや金属をリサイクル</p> <p>持ち込めません 投入口に入らないもの、パソコン</p>
<ul style="list-style-type: none"> 無料で対象品目を持ち込めます。 入れ物はお持ち帰りいただけます。 お持ちいただける物は、指定収集袋で出せるものに限りです。(重さがおおよそ10kg以内のものまで) リサイクルしますのできれいな状態でお持ちください。 個人情報情報は消去してお持ちください。 市外・事業者の方は持ち込めません。 	<p>大好評！くるくるコーナー 持ち込まれた食器など、まだまだ使えるものをリユース！大切に使う方を探しています。ご自由にお持ち帰りください！ 注：対象品目をお持ちいただいた方に限りです ※1人1回につき2回まで</p> <p>ポイント特典 リサイクルが ご褒美 ★対象品目持込で1ポイント(1日1回限り) ★6ポイントで商品と交換</p>

5. 使用済み資源物の回収

市では事業者と協働、連携してごみ減量・資源化を推進するとともに、ごみ減量意識の普及を目的として使用済み資源物の回収について事業を行っています。

(1) 使用済みインクカートリッジの回収

プリンターメーカー4社と日本郵便が協同で行っている「インクカートリッジ里帰り事業」に参加し、市庁舎・各市民センター・リサイクル広場などで使用済みインクカートリッジを回収しています。

2022 年度は、約 528 kg のインクカートリッジを回収しました。

(2) 使用済み小型家電の回収

市庁舎・各市民センター・各コミュニティセンターなど市内 22 箇所にある使用済み小型家電回収ボックスとリサイクル広場で、『30センチ×15センチの投入口』に入る小型の家電製品※と携帯電話の回収を行っています。2017～18 年度は、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、この事業を行っていました。2019 年度からは、同プロジェクトを引き継ぎ、東京 2020 大会のレガシーとして、使用済み小型家電回収ボックスで携帯電話の回収を継続しています。

また、宅配便を利用した小型家電の回収サービスを行っているリネットジャパンリサイクル(株)と協定を締結しています。

2022年度は、49,120kgの小型家電を回収しました。

※主に「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン(環境省)」にある「特定対象品目」(16品目)

(3)リサイクル推進店制度(資源の拠点回収)

リサイクル及びごみの減量の一層の推進を図るために、再生資源として利用できる白色発泡トレイ、ペットボトル、紙パックの回収を実施する小売店舗を、市がリサイクル推進店として認定しています。現在、市内48店舗で、ごみの減量とリサイクルにご協力いただいています。

2022年度は、トレイ 12,400 kg、ペットボトル 281,500 kg、紙パック 15,570 kgを回収しました。

6. 施設内資源化の取組

清掃工場に搬入されたごみのうち、資源化が可能なものについては施設内で選別し、資源化事業者へ引き渡しています。

資源化の主な品目・資源化手段・資源化用途

品目	資源化手段	資源化用途
硬質プラスチック	材料リサイクル	再生プラスチック製品等
ビデオテープ	材料リサイクル	再生プラスチック製品等
有色トレイ	材料リサイクル	再生プラスチック製品等
白色トレイ	材料リサイクル	再生プラスチック製品等
ガラス・陶磁器	再生砂として加工	再生砂等
乾電池	材料リサイクル	再生鉄製品等
使用済小型家電	材料リサイクル	再生金属製品・再生プラスチック製品
鉄	材料リサイクル	再生鉄製品等
アルミ	材料リサイクル	再生アルミ製品等
モーター	材料リサイクル	再生銅製品・再生金属製品
古紙類	材料リサイクル	紙製品・トイレトーパー等
綿布団	再生・再利用・材料リサイクル	再利用・工業用ウエス等
衣類	再生・再利用・材料リサイクル	再利用・工業用ウエス等
羽毛布団	再生羽毛製品	再生羽毛布団・羽毛製品等
木質家具	サーマルリサイクル	発電用燃料
蛍光管・電球等	材料リサイクル	蛍光管・ガラス製品・金属原料
飛灰・残さ	材料リサイクル	エコセメント
焼却灰(固化灰の一部)	熔融処理	路盤材等
がれき・コンクリート製品	材料リサイクル	路盤材等
ペットボトル	材料リサイクル	再生繊維・製品
容器包装プラスチック	容器包装リサイクル協会が指定	容器包装リサイクル協会が指定
タイヤ	材料リサイクル・発電燃料	再生タイヤ・再生ゴム・発電用燃料
フロン含有製品	フロン破壊処理	環境に影響のない物質に分解し資源化
バッテリー	材料リサイクル	再生鉛・再生樹脂
小型充電式電池	材料リサイクル	再生ニカド電池・再生ステンレス製品
薬品	中和・還元・不溶化処理	産業廃棄物処理の過程で資源化

品目	資源化手段	資源化用途
消火器	材料リサイクル	粉末消火薬剤原料・再生鉄製品等
アルミ缶	材料リサイクル	再生アルミ製品等
スチール缶	材料リサイクル	再生スチール製品等
廃食油	サーマルリサイクル	燃料等
カレット (ガラスビンを砕いたもの)	材料リサイクル	ガラス製品等
紙容器	材料リサイクル	紙製品・トイレトペーパー等
生きビン	再利用	リターナブルビン
牛乳パック	材料リサイクル	紙製品・トイレトペーパー等

第6章 清掃事業費

1. 清掃事業費決算額

(1) 歳入

単位：円

款	節	内容	2021年度 決算額	2022年度 決算額	増減額
14.		使用料及び手数料	1,660,008,935	1,663,899,845	3,890,910
		使用済自動車引取業許可等手数料	24,800	114,900	90,100
		廃棄物処理手数料	1,639,704,145	1,644,864,915	5,160,770
		廃棄物処理業許可手数料	670,000	0	-670,000
		バイオエネルギーセンター使用料	0	159,610	159,610
		し尿処理手数料	19,609,990	18,760,420	-849,570
15.		国庫支出金	4,242,062,000	101,681,000	-4,140,381,000
		循環型社会形成推進交付金	4,242,062,000	97,333,000	-4,144,729,000
		子ども家庭支援包括補助事業補助費	735,372	0	-735,372
		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	0	4,348,000	4,348,000
16.		都支出金	0	2,275,000	2,275,000
		道路橋梁費補助	35,000,000	0	-35,000,000
		環境政策推進区市町村補助	0	2,275,000	2,275,000
17.		財産収入	347,993,622	457,016,683	109,023,061
		土地建物貸付収入	3,159	0	-3,159
		利子及び配当金	885,802	2,121,879	1,236,077
		物品売払収入	347,104,661	454,894,804	107,790,143
19.		繰入金	647,368,720	505,014,863	-142,353,857
		基金繰入金	647,368,720	505,014,863	-142,353,857
20.		諸収入	58,597,130	337,231,220	278,634,090
	雑 入	光熱水費使用料	2,778,471	2,564,814	-213,657
		駐車場使用料	0	484,150	484,150
		余剰電力売払収入	34,731,848	197,171,800	162,439,952
		広告掲載料	1,660,000	1,400,400	-259,600
		天然ガス自動車導入促進金	100,000	0	-100,000
		資源物売払配分金	11,265,221	0	-11,265,221
		三多摩は一つなり交流事業補助金	0	362,332	362,332
		原子力損害賠償金	52,800	89,100	36,300
		講師謝礼	62,100	0	-62,100
		収益還元金	70,644	0	-70,644
		土砂搬入収入	7,731,295	134,906,200	127,174,905
		不法投棄未然防止事業協力金	101,750	119,900	18,150
		委員謝礼	0	91,520	91,520
	電話使用料	43,001	41,004	-1,997	
21.		市債	6,445,050,000	211,000,000	-6,234,050,000
		廃棄物処理施設整備事業債	6,445,050,000	211,000,000	-6,234,050,000
			13,436,815,779	3,278,118,611	-10,158,697,168

■ 指定収集袋販売収入の内訳

廃棄物処理手数料のうち、指定収集袋販売収入の内訳は次のとおりです。

単位：円

種類	2021年度 決算額	2022年度 決算額	増減額
燃やせるごみ	775,356,080	766,277,680	-9,078,400
燃やせないごみ	106,092,960	99,042,800	-7,050,160
容器包装プラスチック	23,121,600	23,251,200	129,600
事業系一般廃棄物	13,176,000	12,366,000	-810,000
計	917,746,640	900,937,680	-16,808,960

(2) 歳出

単位:円

款	項	目	中事業	2021年度 決算額	2022年度 決算額	増減額
4.	衛生費					
	3.	清掃費		21,420,499,171	7,239,804,926	-14,180,694,245
		1.	ごみ政策費	1,472,365,769	2,296,640,353	824,274,584
			職員人件費	115,435,413	167,838,868	52,403,455
			環境政策課管理事務	2,790,349	0	-2,790,349
			一般廃棄物資源化基本計画推進事業	339,700	4,608,200	4,268,500
			廃棄物減量推進事業(環境政策課)	573,996,000	540,497,241	-33,498,759
			ごみ資源化施設整備関連事業	43,267,307	0	-43,267,307
			熱回収施設等周辺まちづくり整備事業(環境政策課)	0	44,000	44,000
			3R啓発事業	0	103,914,032	103,914,032
			生ごみ自家処理推進事業	0	27,740,258	27,740,258
			リサイクル広場事業	0	24,609,954	24,609,954
			プラスチックごみ減量推進事業	0	459,500	459,500
			廃棄物総合調整事務	0	391,770,450	391,770,450
			広域廃棄物処理事業	736,537,000	1,035,157,850	298,620,850
		2.	循環型施設整備費	15,103,968,087	578,961,672	-14,525,006,415
			職員人件費	145,943,575	140,940,120	-5,003,455
			循環型施設整備課管理事務	59,000	132,964	73,964
			循環型施設整備事業(収)	279,034,548	56,509,961	-222,524,587
			循環型施設整備事業(資)	14,678,930,964	381,378,627	-14,297,552,337
		3.	廃棄物処理費	1,970,878,371	2,022,215,377	51,337,006
			職員人件費	393,051,090	204,556,884	-188,494,206
			資源循環課管理事務	3,901,360	0	-3,901,360
			廃棄物処理事業	900,614,400	0	-900,614,400
			循環型施設管理課管理事務	0	8,481,501	8,481,501
			清掃工場整備事業(収)	5,599,000	0	-5,599,000
			リサイクル文化センター施設管理事務	85,858,400	0	-85,858,400
			バイオエネルギーセンター運営事業	0	1,037,905,247	1,037,905,247
			バイオエネルギーセンター施設管理事務	0	87,237,284	87,237,284
			リレーセンターみなみ事業	126,358,531	126,711,807	353,276
			境川クリーンセンター事業	72,568,416	72,039,551	-528,865
			再資源化推進事業	198,917,031	194,210,129	-4,706,902
			剪定枝資源化事業	116,058,767	127,268,363	11,209,596
			最終処分場適正管理事業	67,951,376	163,804,611	95,853,235
		4.	ごみ収集費	2,801,604,560	2,269,799,454	-531,805,106
			職員人件費	628,565,286	534,315,694	-94,249,592
			3R推進事業	172,776,872	0	-172,776,872
			3R推進課管理事務	448,620	0	-448,620
			ごみ収集課管理事務	0	604,919	604,919
			廃棄物収集事業	15,889,342	27,195,590	11,306,248
			車両管理事務	32,516,648	34,296,751	1,780,103
			動物処理事業	2,686,860	0	-2,686,860
			ごみ収集業務委託事業	1,461,628,062	1,668,916,206	207,288,144
			粗大ごみ収集業務委託事業	152,909,883	0	-152,909,883
			3R推進課システム管理事務	3,598,078	0	-3,598,078
			ごみ収集課システム管理事務	0	3,598,155	3,598,155
			適正処理推進事業	869,524	872,139	2,615
			指定収集袋事業	329,715,385	0	-329,715,385
		5.	し尿処理費	71,682,384	72,188,070	505,686
			職員人件費	14,008,411	14,554,194	545,783
			し尿収集事業	57,673,973	57,633,876	-40,097
				21,420,499,171	7,239,804,926	-14,180,694,245

2.ごみ処理経費

2022年度のごみ処理経費の総額は、76億0,759万0,047円(歳入控除前)でした。主な内訳としては、ごみや資源物の収集運搬業務委託費、人件費、町田市バイオエネルギーセンターの施設管理運営費や所有する施設の減価償却費などです。一方で、ごみ処理手数料、資源物売払収入、基金繰入金といったごみ処理に係る歳入は、30億2,812万2,086円でした。

2022年度は2021年度と比較して、ごみ処理経費(歳入控除後)が人件費の減少や資源物売払収入の増加などにより0.7%減少しましたが、ごみ量が1.6%減少したため、ごみ処理原価は増加しています。

(1)2022年度ごみ処理過程別・ごみ種別経費及び原価

単位：円

区分		発生抑制 ^{※1}	収集	中間処理 ^{※2}	最終処分 ^{※3}	計
燃やせる	経費(円)		1,209,036,229	2,740,804,196	830,282,825	4,780,123,250
	ごみ量(t)		62,802	81,114	8,478	
	原価(円/t)		19,252	33,790	97,932	
燃やせない	経費(円)		447,804,215	236,959,642	54,093,355	738,857,212
	ごみ量(t)		6,810	6,846	553	
	原価(円/t)		65,757	34,613	97,898	
粗大	経費(円)		159,698,980	110,650,359	27,822,046	298,171,385
	ごみ量(t)		1,541	3,519	284	
	原価(円/t)		103,633	31,444	97,849	
資源	経費(円)		644,937,633	494,505,855	0	1,139,443,488
	ごみ量(t)		15,162	7,228	0	
	原価(円/t)		42,536	68,415	0	
有害	経費(円)		10,535,489	15,184,299	0	25,719,788
	ごみ量(t)		156	156	0	
	原価(円/t)		67,535	97,335	0	
発生抑制	経費(円)	625,274,924				625,274,924
経費合計(円) ^{※4}		625,274,924	2,472,012,546	3,598,104,351	912,198,226	7,607,590,047
歳入 ^{※4}		449,486,620	556,807,070	1,886,922,196	134,906,200	3,028,122,086
経費合計【歳入控除後】(円)		175,788,304	1,915,205,476	1,711,182,155	777,292,026	4,579,467,961
ごみ量(t) ^{※5}			86,471	98,863	9,315	
原価合計【歳入控除後】(円/t)			22,149	17,309	83,445	

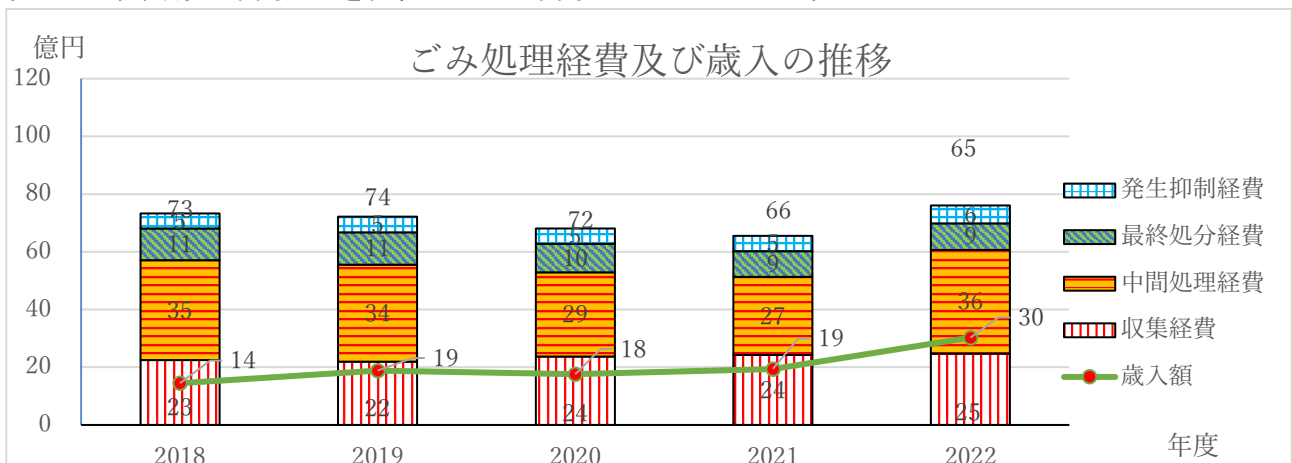
※1 ごみの発生抑制を目的とした事業の実施に要した経費。指定収集袋の作製委託料等も含む

※2 清掃工場や剪定枝資源化センター等の管理運営費

※3 残さの埋め立て、エコセメント化を行うたま広域資源循環組合への残さの運搬費用、負担金等

※4 ごみ処理経費及び歳入はごみ処理に係るもののみ算入しており清掃費全体の決算額とは異なる

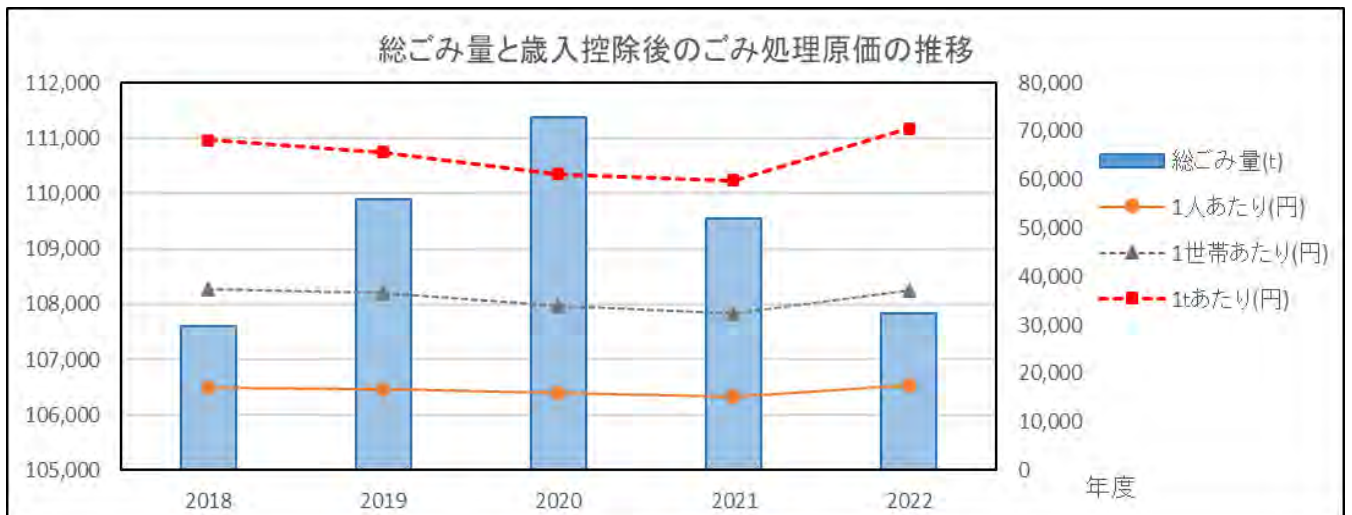
※5 「ごみ量(t)」について、「中間処理」は「収集量」+「持込量」で「最終処分は焼却残さの量」また「資源」に含まれる紙資源は中間処理を行わないため中間処理のごみ量には含まれない



(2)ごみ処理原価の推移

%表示は前年度比

年度		2018	2019	2020	2021	2022	
人口(人)		428,589	429,058	429,200	430,607	431,153	0.1%
世帯数(世帯)		195,425	197,558	199,736	202,737	205,236	1.2%
総ごみ量(t)		107,600	109,902	111,369	109,556	107,824	-1.6%
ごみ処理 原価	経費合計(円)	7,331,689,402	7,214,286,875	6,805,720,450	6,555,663,315	7,607,590,047	16.0%
	1人あたり(円)	17,107	16,814	15,857	15,224	17,645	15.9%
	1世帯あたり(円)	37,517	36,512	34,074	32,336	37,068	14.6%
	1tあたり(円)	68,138	65,643	61,110	59,838	70,556	17.9%
ごみ処理 原価 (歳入控 除後)	経費合計(円)	5,536,173,087	5,330,848,783	5,046,222,390	4,613,137,480	4,579,467,961	-0.7%
	1人あたり(円)	12,917	12,425	11,757	10,713	10,621	-0.9%
	1世帯あたり(円)	28,329	26,980	25,264	22,754	22,313	-1.9%
	1tあたり(円)	51,451	48,505	45,311	42,087	42,472	0.9%



3.指定収集袋販売収入の使い道

指定収集袋の販売収入から、指定収集袋の作製費、販売委託費等の必要経費を差し引いた金額を町田市廃棄物減量再資源化等推進整備基金として積立てています。積み立てた基金は、条例に基づきごみ減量・リサイクルを推進する事業やリサイクル施設の整備に使用しています。

2022年度は、基金から5億0,501万円を取り崩し、ペットボトルや剪定枝などの資源化、生ごみ処理機の普及やリサイクル広場の利用促進等の事業を実施しました。この金額は、2022年度のごみ処理や資源化等にかかった費用総額(約76.1億円)の6.6%にあたります。

(1)基金積立額

単位:円

	項目	決算額
収入	廃棄物処理手数料(指定収集袋及び広告収入)	901,338,080
必要経費	指定収集袋作成委託	263,011,272
	家庭ごみ処理手数料収納事務委託	97,335,160
	指定収集袋保管・配送及び手数料収納管理委託	21,053,494
	その他経費	0
	合計	381,399,926
積立金(収入－必要経費)		519,938,154
その他積立金(利子及び配当金)		2,121,879

(2)基金取り崩し額内訳

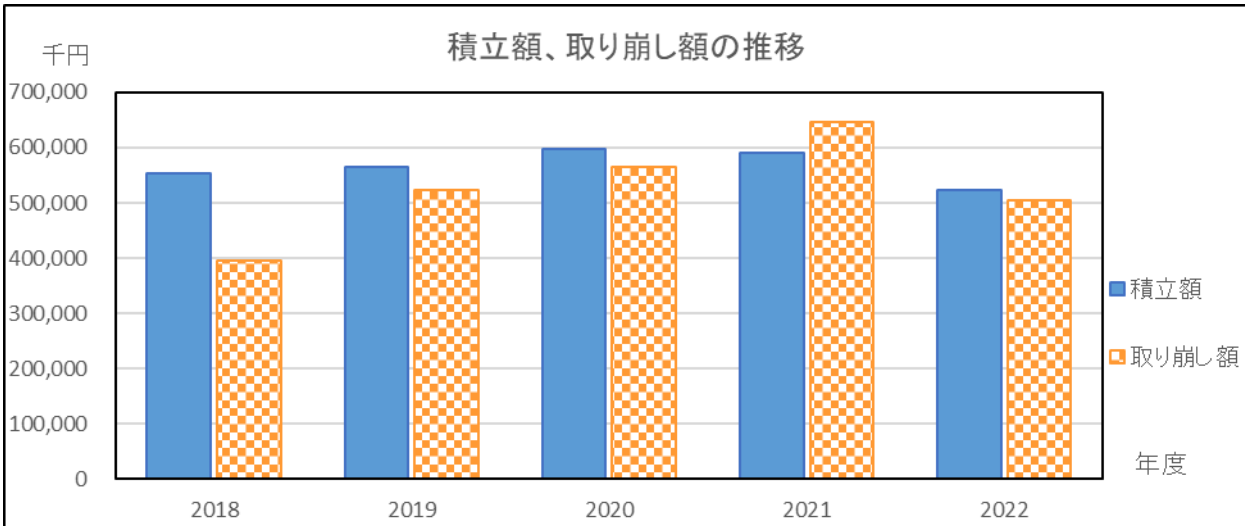
単位:円

	決算額
容器包装プラスチック収集・管理	187,598,000
循環型施設整備関連	952,989
ペットボトル収集・処理	104,272,116
ごみ減量意識普及関連(ごみ減量情報紙作成・配布 ほか)	15,117,163
剪定枝資源化センター運営関連	97,914,442
生ごみ処理機普及関連	27,740,258
リサイクル広場関連	24,609,954
収集カレンダー等作成・配付	14,513,076
使用済小型家電回収資源化関連	4,454,423
イベントごみ減量関連	8,833,565
破碎プラスチック再資源化業務委託	4,249,850
相原資源化施設(補助等除く基金対象文)	5,721,727
小山田資源化施設(補助等除く基金対象文)	416,900
収集体制策定	8,620,400
合計	505,014,863

(3) 積立額、取り崩し額の推移(翌年度精算分も含む)

単位:円

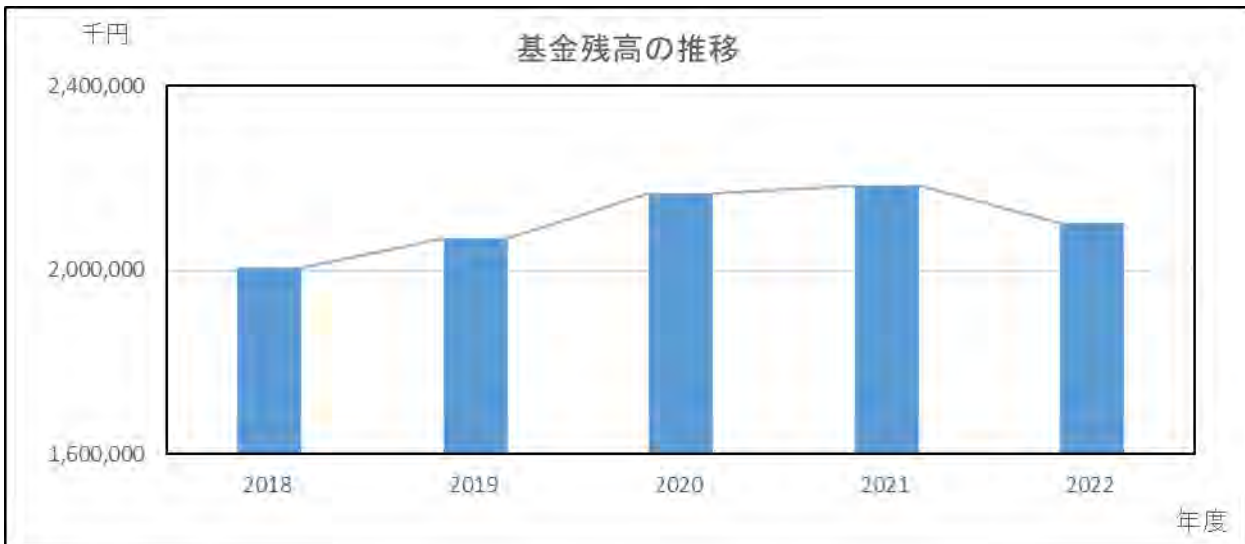
年度	2018	2019	2020	2021	2022
積立額	553,464,920	566,024,652	596,472,499	589,517,057	522,060,033
取り崩し額	394,441,993	522,245,749	565,037,513	647,368,720	505,014,863



(4) 基金残高の推移(3月31日時点)

単位:円

年度	2018	2019	2020	2021	2022
基金残高	2,003,041,782	2,068,746,691	2,167,099,292	2,182,869,161	2,102,178,612



第7章 し尿処理事業

1. し尿処理事業の概要

町田市は、1958年に市制施行され、多摩地域で9番目の市として誕生しました。

し尿は、比較的高い濃度の有機物と窒素やリンを含んでおり、貴重な肥料資源として農地還元され、悪臭やハエなどの問題を除けば特に支障はありませんでした。しかし、都市化による人口増加に加え、化学肥料の普及や伝染病、寄生虫等の問題により、農地還元が限界になり、余剰し尿が社会問題になってきました。

これらのことから、し尿を収集し集約的に処理することが急務となり、1960年の都市計画決定を受け、木曽町に1961年に54kL/日の処理能力を持つ嫌気性消化処理施設(1976年更新)を備えた「清掃第一事業場」(1991年に施設名を「境川クリーンセンター」に変更)を設置し、し尿処理事業がスタートしました。

1965年に100kL/日の処理能力を持つ化学処理施設(老朽化に伴い1986年撤去)を、1973年に80kL/日の処理能力を持つ嫌気性消化処理施設を増設し、施設の充実を図りました。さらに、大型店舗や集合住宅から排出される合併処理浄化槽汚泥対策として、1985年に汚泥処理施設を設け、町田市のし尿を全量施設内処理すべく努力してきました。また、臭気対策については、各々の施設ごとに、強臭系と弱臭系に分けて脱臭装置を設け、適切な維持管理のもとに、効果を上げました。

その後、公共下水道の普及に伴い、生し尿の搬入量が年々減少したため、1996年から一部施設を休止し、1997年からは全てのし尿処理施設を廃止して、し尿等(浄化槽汚泥含む)を、投入施設にて破碎・希釈後に全量下水道に放流していました。

2016年度から投入施設の老朽化と敷地の有効利用を目的とした改修事業を始め、2019年に新しい投入施設が完成し、敷地面積が約1.5haから約0.3haに縮小しました。新たな投入施設では、し尿等の汚泥を脱水することで、清掃工場の焼却炉の燃焼を助ける助燃剤を生成し、分離液を希釈後に全量下水道に放流しています。臭気

対策については、従来の活性炭に加えて、強臭対策のために薬品を使用した脱臭設備を備えています。

事業者のし尿の収集業務は、当初数社のくみ取り業者が有料で収集を行っていましたが、1966年に統合され、現在に至ります。

一般家庭のし尿のくみ取りは、1970年から無料で行い、1980年からは浄化槽の清掃補助を開始しました。

公共下水道の普及に伴い1995年から、公共下水道利用者との負担の公平化と更なる普及を図る観点から、公共下水道の供用開始後3年を経過した区域においては、し尿くみ取りを有料とし浄化槽の清掃補助は廃止しました。

2000年からは、浄化槽清掃補助を公共下水道供用開始年度の次年度までとし、補助期間を短縮しました。一方、建築確認申請(浄化槽設置届)がない浄化槽については新たに浄化槽清掃補助を行うことになりました。

2017年には、2016年に定めた「町田市公共用水域水質改善10ヶ年計画」に基づき、し尿くみ取り料金の改定と浄化槽清掃補助の改正を行いました。これにより、一般家庭のし尿くみ取り料金をすべて有料とし、また浄化槽法の三大義務(清掃・保守点検・法定検査)の実施を補助要件とする浄化槽維持管理費補助制度を開始しました。

その他、1971年には、周辺住民代表と市で構成する町田市清掃第一事業所運営協議会(現町田市境川クリーンセンター運営協議会)を、周辺環境の向上と公害の発生を未然に防止する目的で設置し、現在に至っています。また、2013年には、災害時に避難施設等からのし尿収集をスムーズに行えるよう、(株)町田清掃社と「災害時におけるし尿収集運搬に関する協定」を締結しました。

以上のように町田市では、快適な市民生活と環境保全、ならびに市民サービスの向上を目指して、計画的なし尿収集と投入施設の保守及び適正な運転管理を行っています。

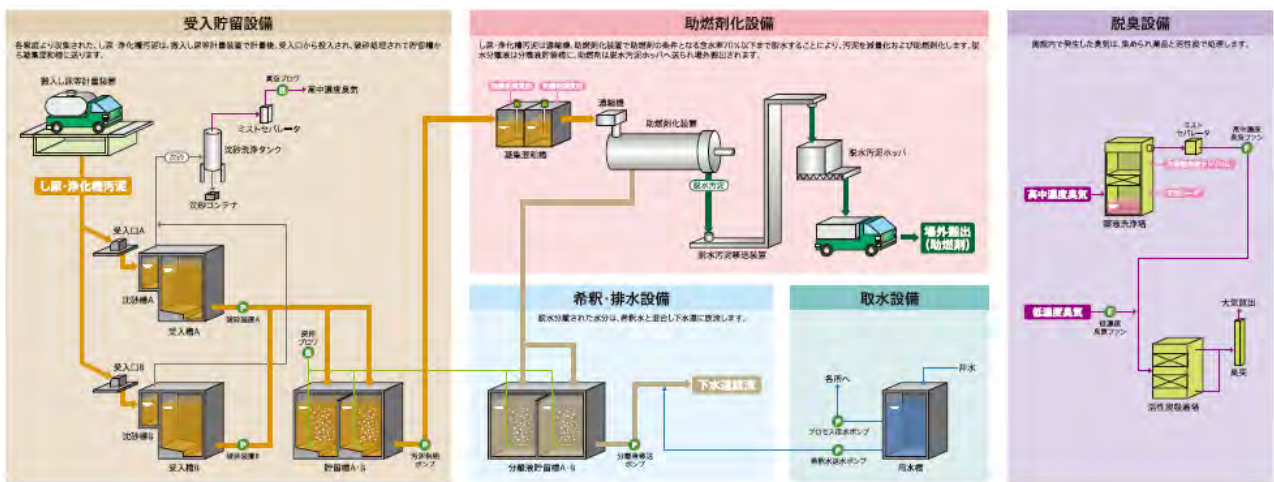
2. し尿処理施設概要

名称	境川クリーンセンター
区分	し尿等投入施設
所在地	木曾東二丁目1番1号
敷地面積	2,433 m ² (+緩衝帯約 500 m ²)
延床面積	760 m ² (+地下水槽 168 m ²)
着工・しゅん工年月	2017年9月～2019年3月
処理能力	41.5kL/日



外観写真

処理の流れ



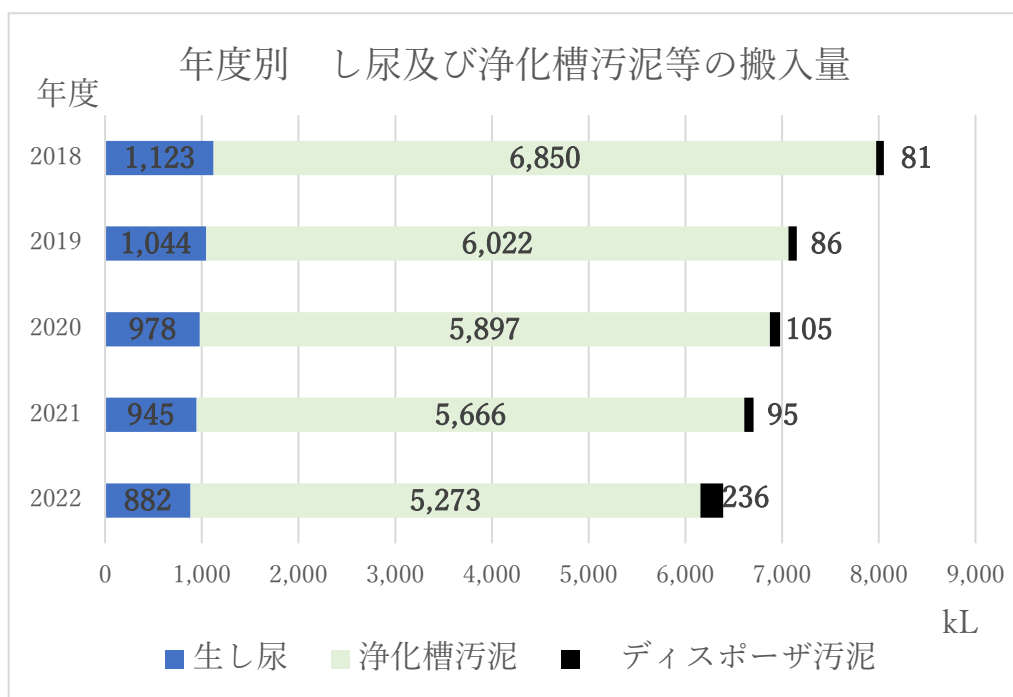
3. し尿処理状況

年度別し尿及び浄化槽汚泥等の搬入量

単位:kL

年度	生し尿	浄化槽汚泥	ディスポーザ※ 汚泥	合計
2018	1,123	6,850	81	8,054
2019	1,044	6,022	86	7,152
2020	978	5,897	105	6,980
2021	945	5,666	95	6,706
2022	882	5,273	236	6,391

※ディスポーザとは、台所のシンク下へ設置して生ごみを水と一緒に粉碎処理し、下水道へ流下する機器です。メンテナンスの際に発生するディスポーザ汚泥を搬入しています。



第8章 資料編

1. ごみ処理施設

(1) 町田市バイオエネルギーセンター

名称 区分	町田市バイオエネルギーセンター
	熱回収施設(焼却施設)
所在地	町田市下小山田町 3160 番地
敷地面積	76,624 m ²
造成面積	55,489 m ²
主要建築物 (延床面積)	工場棟(17,372 m ²) (洗車場含む)
	管理棟(6,197 m ²) (グリーンウォーク、渡り廊下、駐車場上屋含む)
	ストックヤード棟[2024 年度完成予定](1,261 m ²)
	合計 24,830 m ²
着工・ しゅん工年月日	2017 年 7 月 1 日～2021 年 12 月 31 日(管理棟・工場棟)
	2024 年 6 月予定(緑の広場、ストックヤード棟等)
焼却炉	129t/日×2 炉
不燃・粗大破砕機	47t/日(5 時間)
施工業者	(株)タクマ

■ 清掃工場の概要

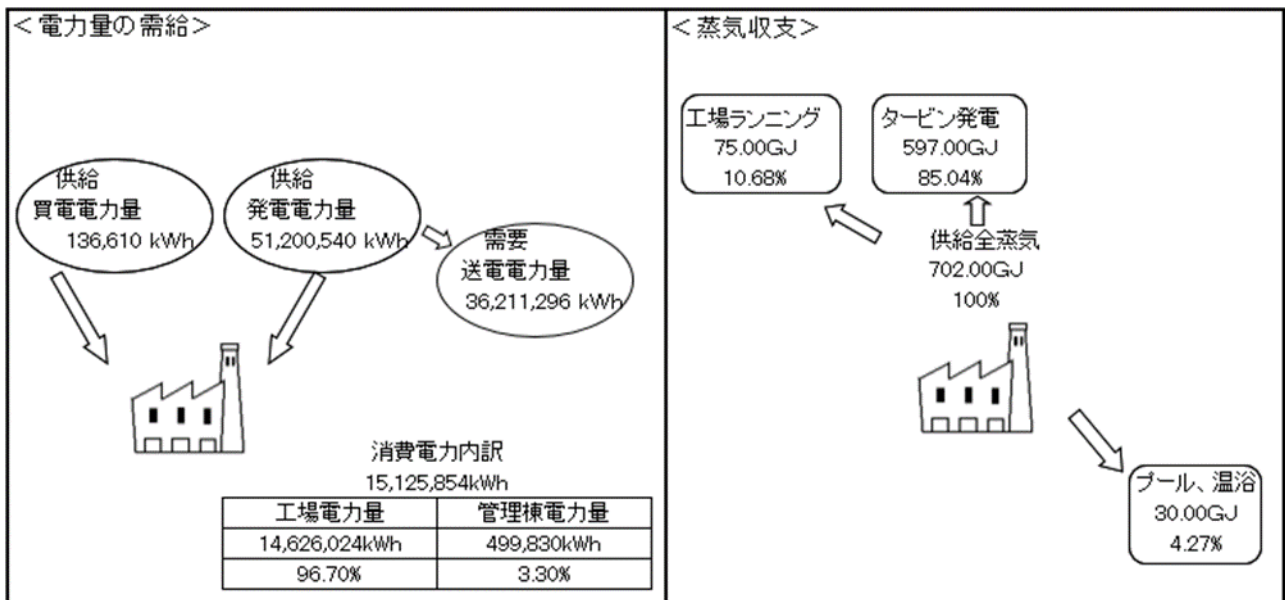
受入供給設備	トラックスケール	自動計量デジタル指示式 搬入用 2 台、搬出用 2 台 (30t 3.0m×10.0m)
	プラットフォーム	エアーカーテン密閉構造 屋内負圧方式 可燃ごみ投入口(4t 車用 6 箇所) (10t 車用 1 箇所) 不燃粗大ごみ投入口 1 箇所(直投)
	可燃ごみピット	6,900 m ³ (258t×7 日分)
	可燃ごみ供給 クレーン	油圧開閉クラブバケット付天井走行クレーン 2 基 吊り上げ荷重 7.4t、バケット切り取り容量 8 m ³
	給じん装置	水平単段プッシュ式 2 基(1 炉 1 基) 油圧駆動方式 能力 5,375kg/時間

焼却設備	焼却炉	ストーカ方式(全連続燃焼式) 129t/日×2基 油圧駆動方式 火格子面積:30.81 m ² ストーカ構成:乾燥ストーカ、第1燃焼ストーカ、第2燃焼ストーカ、後燃焼ストーカ
	助燃バーナー	助燃バーナー4基(1炉2基) 都市ガス(13A) 450N m ³ /時間×2基×1/炉
燃焼ガス冷却設備	自然循環式ボイラ	2基(1炉1基) 蒸気発生量 17,300kg/時間 常用圧力 5.0MPa
排ガス処理設備	バグフィルター	No.1 バグフィルター 2基(1炉1基) 〔ガス量 30,300N m ³ /時間・設計温度 230℃〕 入口含塵量 5.15g/N m ³ 以下 出口含塵量 0.0045g/N m ³ 以下 No.2 バグフィルター 2基(1炉1基) 〔ガス量 28,300N m ³ /時間・設計温度 230℃〕 入口含塵量 0.85g/N m ³ 以下 出口含塵量 0.0045g/N m ³ 以下
	有害ガス除去装置	乾式有害ガス除去装置 乾式消石灰噴霧方式 消石灰貯槽 27 m ³ ×2基 集じん装置用薬剤輸送ブローア 9.7 m ³ /分(No.1用) 3.8 m ³ /分(No.2用)
	活性炭供給装置	〔常時〕 活性炭貯留タンク 10 m ³ ※薬剤輸送ブローアは集じん装置用薬剤輸送ブローアを共用
	触媒反応塔	触媒脱硝法 2基(1炉1基) ガス量 27,600N m ³ /時間 使用薬剤 アンモニア水
排水処理設備	—	工場排水は、場内処理のうえ下水道放流(一部再利用)

余熱利用設備	蒸気タービン	抽気復水タービン 1基 主蒸気流量 最大 28,159kg/時間
	発電機	三相交流同期発電機 1基 出力 6,912kVA(6,220kW) 回転数 1,500rpm 電圧 6,600V 電流 605A
灰出設備	焼却灰選別機	〔粒度選別機・磁選機〕 鉄分・残さ選別
	貯留設備	選別灰ピット 110 m ³ ×1 基 鉄ピット 80 m ³ ×1 基
灰処理施設	飛灰貯留槽	容量 50 m ³ ×1 基
	固化用薬剤貯槽	容量 1.75 m ³ ×1 基
	固化機	0.63t/時間×1 基
	固化品ストックバンカー	処理飛灰ピット容積 60 m ³
	乾灰搬出装置	処理能力 14t/時間 1 基
粗大ごみ破碎設備	粗大ごみピット	約 1,800 m ³
	粗大ごみ供給クレーン	油圧開閉クラブバケット付天井走行クレーン 1 基 吊り上げ荷重 2.92t、バケット切り取り容量 3.1 m ³
	破碎機	縦型高速回転式 (破碎能力 11.5t/時間)
	磁力選別機	吊下式 1 基 ベルト速度 77m/分 (破碎物) 9.2t/時間 (鉄) 1.8t/時間
	アルミ選別機	永磁ドラム回転式 1 基 ベルト速度 70m/分 (破碎物) 7.5t/時間 (アルミ) 0.18t/時間
	貯留ホツパ	アルミ類貯留ホツパ 1基 有効容量:16.3 m ³ 鉄類貯留ホツパ 1基 有効容量:16.3 m ³
	バグフィルター	バグフィルター 1 基 処理風量:540 m ³ /分 出口粉じん濃度:0.005g/N m ³ 以下

バイオガス化施設	前処理設備	機械式破碎選別装置 処理能力 3.2t/時間 2 基
	生ごみピット	530 m ³
	発酵槽	乾式メタン発酵槽 2 基 直径 6.4m × 長さ 32m
	ガス貯留槽地	外部鋼板メンブレン 440 m ³ 1 基
	ガス発電機	ガスエンジン 4 基(うち予備 1 基) 出力 250kW/基
その他	搬入・搬出管理	自動計量及び料金等の表示 日報・月報・年報の作成
	焼却施設管理	クレーン投入量自動計重 クレーン稼動状況記録 クレーン関係日・月・年報作成 プラント運転指示及び記録 プラント運転日・月・年報作成
	環境モニタリング	排ガス観測 排水観測 深井戸観測

■ 2022 年度 電力量・蒸気量(熱量換算)実績





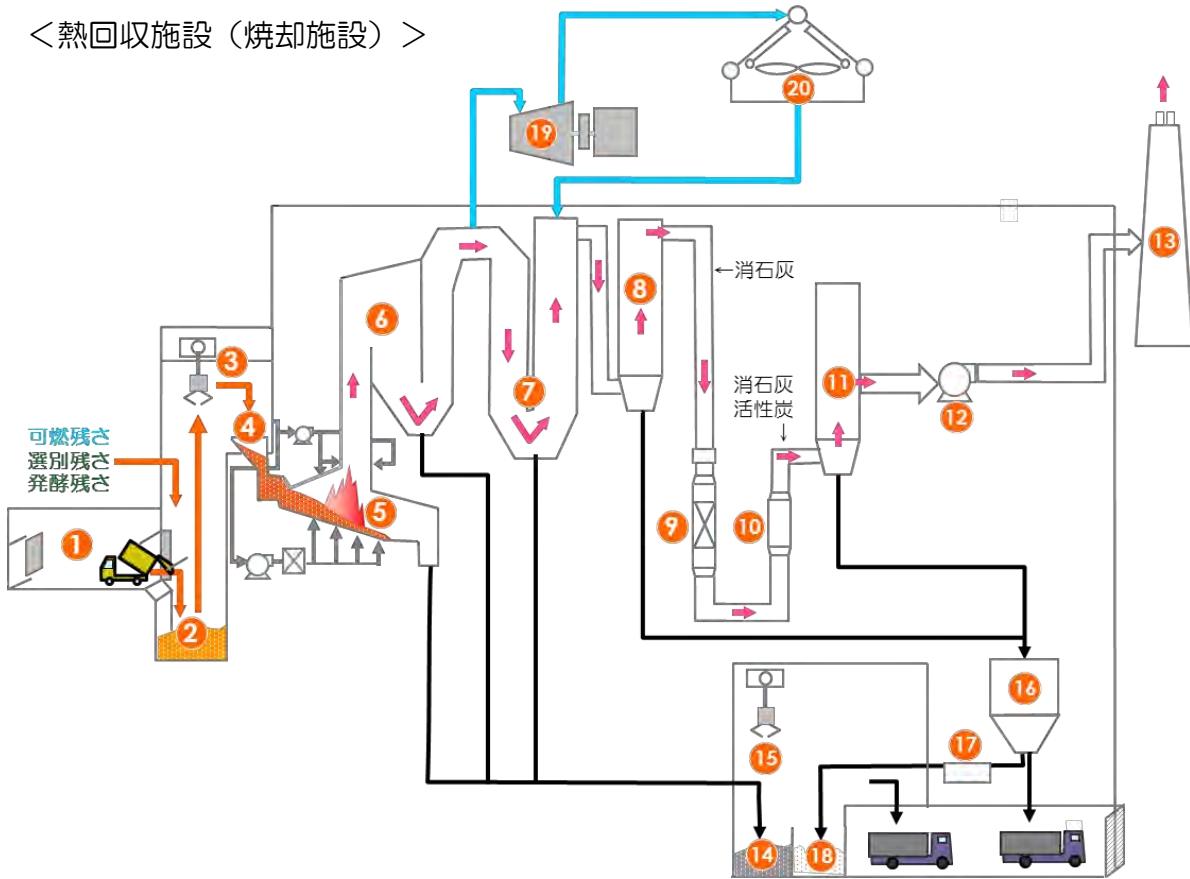
町田市バイオエネルギーセンター施設配置図



町田市バイオエネルギーセンター外観

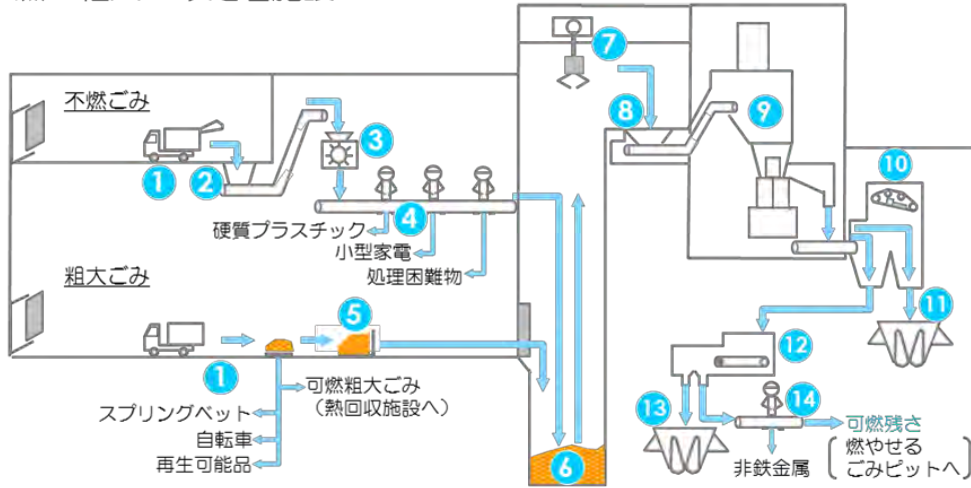
2022年1月撮影

< 熱回収施設（焼却施設） >



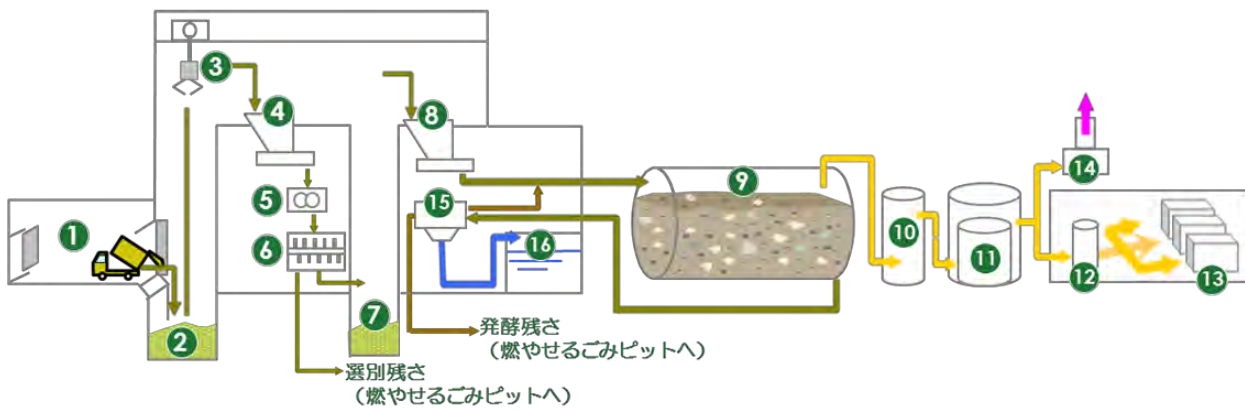
- | | | | |
|-------------|-------------|-------------|----------|
| ① プラットホーム | ⑥ ボイラ | ⑪ No.2集じん装置 | ⑬ 煙突 |
| ② 燃やせるごみピット | ⑦ エコノマイザ | ⑫ 誘引送風機 | ⑭ 灰ピット |
| ③ ごみクレーン | ⑧ No.1集じん装置 | ⑬ 煙突 | ⑮ 灰クレーン |
| ④ ごみ投入ホッパ | ⑨ 窒素酸化物除去装置 | ⑭ 灰ピット | ⑯ 蒸気タービン |
| ⑤ 燃焼装置 | ⑩ 排熱回収熱交換器 | ⑮ 灰クレーン | ⑰ 蒸気復水器 |
| | | | ⑱ 蒸気タービン |
| | | | ⑳ 蒸気復水器 |

<不燃・粗大ごみ処理施設>



- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-------------|
| ① プラットホーム | ⑤ 受入ヤード | ⑨ 高速回転破碎機 | ⑬ アルミ類貯留ホッパ |
| ② 受入ホッパ | ⑥ ごみピット | ⑩ 磁力選別機 | ⑭ 残さ搬送コンベヤ |
| ③ 破袋機 | ⑦ ごみクレーン | ⑪ 鉄類貯留ホッパ | |
| ④ 手選別コンベヤ | ⑧ ごみ受入ホッパ | ⑫ アルミ選別機 | |

<バイオガス化施設>



- | | | | |
|---------------|---------------|-------------|------------|
| ① プラットホーム* | ⑤ 破碎装置 | ⑨ 発酵槽 | ⑬ ガス発電機 |
| ② 燃やせるごみピット* | ⑥ 破碎選別装置 | ⑩ 脱硫装置 | ⑭ 余剰ガス燃焼装置 |
| ③ ごみクレーン* | ⑦ 生ごみピット | ⑪ ガス貯留装置 | ⑮ 脱水設備 |
| ④ 破碎選別対象ごみホッパ | ⑧ バイオガス化ごみホッパ | ⑫ 微量有害物除去装置 | ⑯ 分離水処理設備 |

※熱回収施設と兼用

(2)埋立処分地

名称	町田市一般廃棄物最終処分場
区分	最終処分場
所在地	下小山田町 3267 番地
用地面積	128,996 m ²
埋立地供用面積	65,268 m ²
着工・しゅん工年月	1976 年 10 月～1981 年 6 月
容量	638,822m ³ 池の辺埋立区 402,000 m ³ 峠谷埋立区 236,822 m ³
埋立方式	サンドイッチ工法
施工業者	銭高組、三機工業
事業費	774,060 千円(用地費を除く)
財源内訳	国庫補助金 353,982 千円 市債 297,100 千円 都補助 60,756 千円 一般財源 62,222 千円



池の辺埋立区



峠谷埋立区

(3)排水浄化センター

名称	町田市清掃第二事業場排水浄化センター
区分	最終処分場浸出水処理施設
所在地	下小山田町 3239 番地 1
用地面積	3,563.52 m ²
着工・しゅん工年月	1976 年 10 月～1978 年 3 月
型式	標準活性汚泥法
処理能力	600 m ³ /日



排水浄化センター外観

(4)リレーセンターみなみ

名称	リレーセンターみなみ
区分	① 燃やせるごみ中継施設 ② 容器包装プラスチック圧縮梱包施設
所在地	南町田二丁目 6 番 14 号
敷地面積	1,024.4 m ²
着工・しゅん工年月	① 1984 年 3 月～1985 年 2 月 ②2014 年 12 月～2016 年 1 月
処理能力	① 100t/日 ②4.9t/日
工事費	①7 億 4,800 万円 ②2 億 9,916 万円

■設備概要

可燃ごみホッパー	容量 約 50 m ³ ごみ量検知装置 薬剤散布装置
可燃ごみ機械設備	コンパクター コンテナ横移動装置 ターンテーブル トラックスケール式
コンテナ	容積 18 m ³ ×5 台 ごみ積載量 6.7t
容器包装プラスチック圧縮梱包設備	破袋機 手選別コンベヤ 圧縮梱包設備 処理能力 4.9t/日



リレーセンターみなみ外観

(5) 剪定枝資源化センター

名称	町田市剪定枝資源化センター
区分	剪定枝たい肥を生産する施設
所在地	小野路町 3332 番地
敷地面積	6,773.34 m ²
建築物	破碎棟 (351.90 m ³)
	発酵分解棟 (2,495.48 m ³)
	事務所棟 (137.70 m ²)
	ポンプ棟 (8.80 m ²)
機械設備	一次破碎機 1 基、植織機(膨潤機)1 基、定量供給装置一式、攪拌機 3 基、トラックスケール一式
着工・しゅん工年月	2006 年 12 月～2008 年 3 月
処理能力	10t/日 (3,000t/年)
工事費	9 億 9,572 万 4 千円



剪定枝資源化センター外観

(6) 清掃第二事業場

名称	清掃第二事業場
区分	① ビン選別施設、②カン選別・圧縮施設
所在地	下小山田町 3267 番地
処理能力	① 16t/日、②4.5t/日
稼働年月	① 1969 年 3 月、②1977 年 3 月

2. 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画

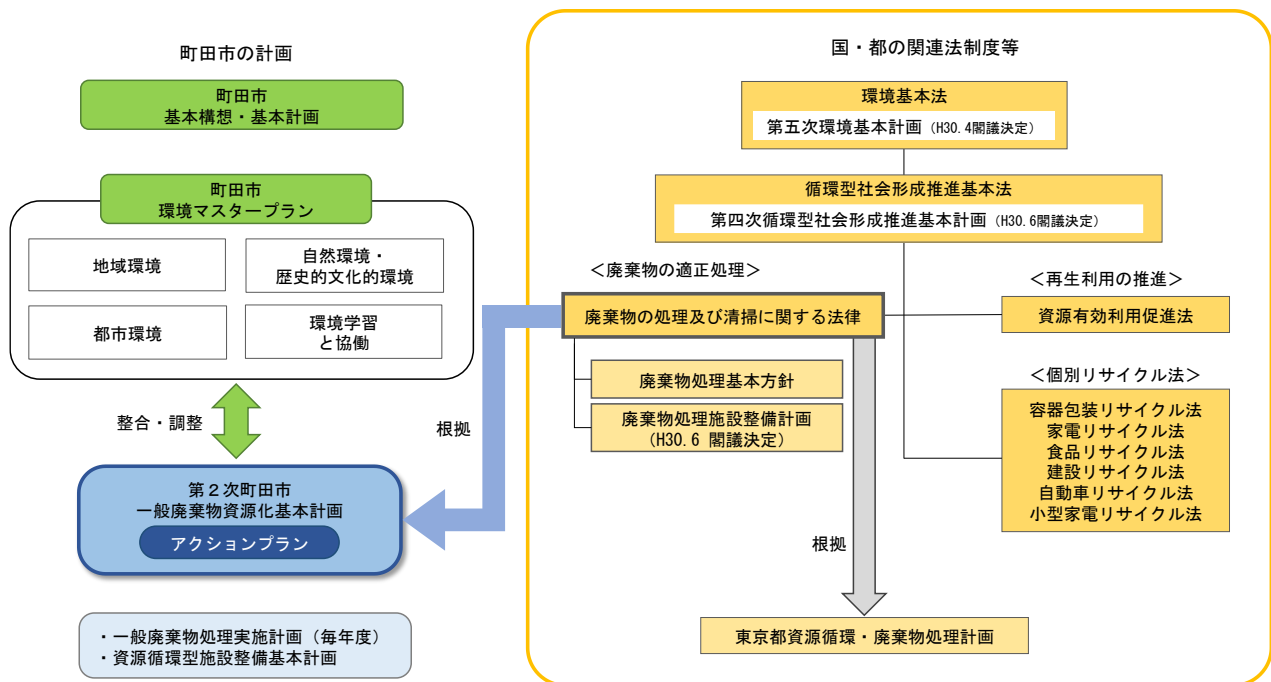
計画策定の目的

町田市(以下、「当市」という。)では2011年4月に「町田市一般廃棄物資源化基本計画」、2015年11月に「ごみ減量アクションプラン」を策定し、持続可能な循環型社会の形成を目指し、3Rの推進、資源化施設等の整備など様々な施策を進めてきました。ごみ量の推移や質の変化、社会情勢の変化等、当市を取り巻く環境の変化に対応し、更なる減量や資源化等の取り組みを進めるため、新たに「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、当市における一般廃棄物処理に係る長期的な視点に立った基本的な方針を明確にするものです。

計画の位置づけ



計画期間

2021年度から2030年度までの10年間とします。また、中間目標年度を2025年度に設定し、事業の進捗状況等を踏まえ、計画の見直しを行います。

なお、町田市バイオエネルギーセンター稼働後のごみ量の変化、国や東京都における方針の転換など、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、適宜見直しを行います。

本計画の期間

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
内容	策定期間		計画期間 (2021~2030)									
			計画前期					計画後期				
						中間見直し						
	基準年度		計画開始年度			中間目標年度						計画目標年度

★町田市バイオエネルギーセンター稼働

市を取り巻く社会情勢

1 世界的動向

- (1) 世界共通の行動目標、SDGsを国連サミットで採択
- (2) 海洋プラスチック問題やアジア諸国による廃プラスチック等の輸入規制

2 国の動向

- (1) SDGsの達成に向けた食品ロスの削減を推進
- (2) 災害時等における一般廃棄物処理事業の継続性の確保を要請
- (3) 新型コロナウイルス感染症による社会変化に伴う廃棄物分野における対応

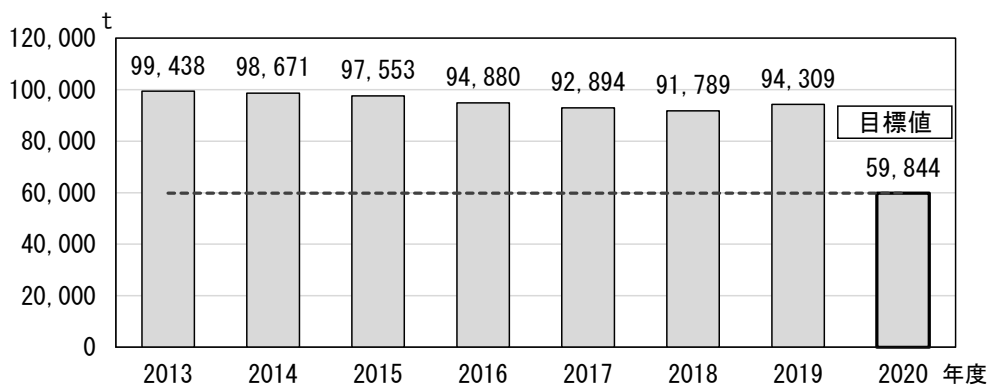
3 東京都の動向

- (1) 持続可能な資源利用の定着と食品ロス発生量実質ゼロを目指す
- (2) CO2実質ゼロの持続可能なプラスチック利用の実現

前計画の評価

2019年度のごみとして処理する量は94,309tと基準年度に比べ5.2%減少していますが、2020年度の目標である40%削減までは、あと約34,000tの削減が必要となっており目標達成は困難な状況です。

【全体目標】ごみとして処理する量の40%削減の達成状況



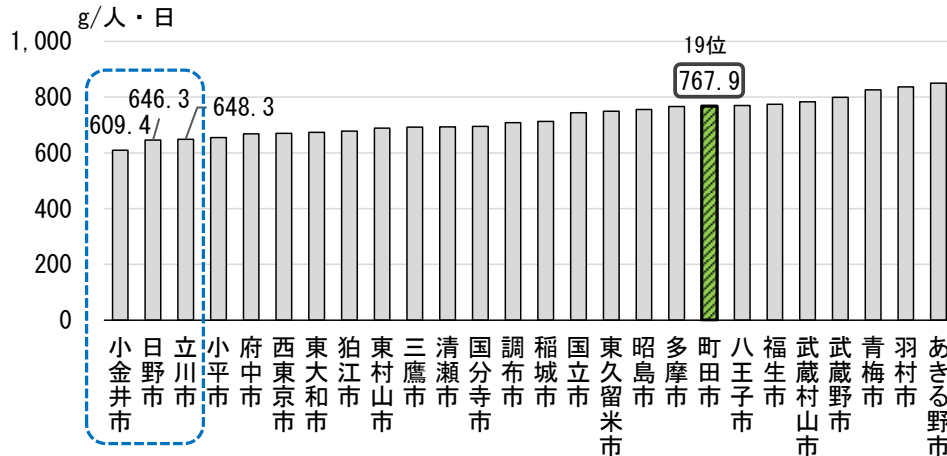
他市との比較

1 市民1人1日当たりのごみ量(資源を含む)

当市の 2019 年度における市民1人1日当たりのごみ量は 767.9g/人・日で、多摩地域 26 市中 19 位、上位 3 市と比較すると 100g 以上多くなっています。

内訳をみると家庭系ごみ(資源を除く)が 26 市中 21 位、事業系ごみは 19 位と、家庭系ごみ、事業系ごみともに多摩地域の中で多い状況です。

多摩地域各市の1人1日当たりのごみ量(資源を含む)

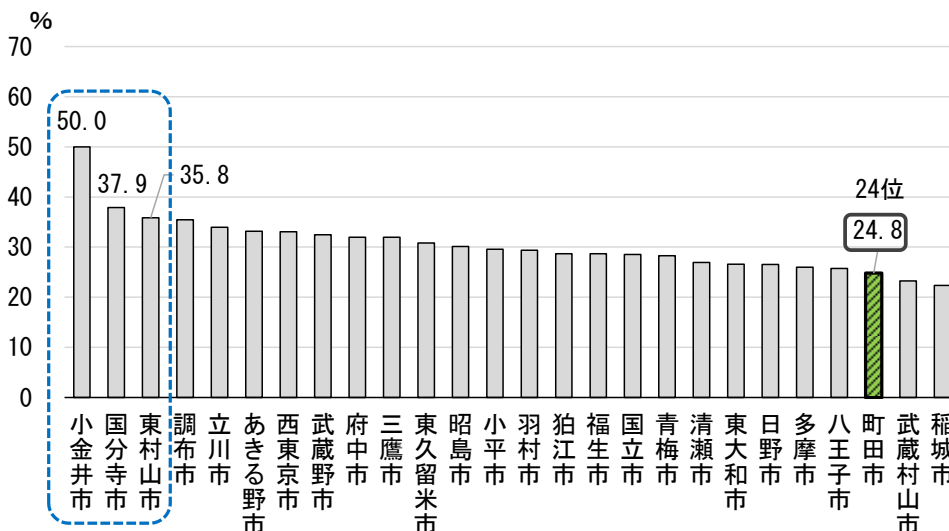


2 資源化率

2019 年度の資源化率は 24.8%で、多摩地域上位 3 市と比較すると 10 ポイント以上低い状況です。また、1人1日当たりの資源ごみの量は、26 市中 21 位で、他市と比較して資源化しているごみ量が少なくなっています。

その要因の 1 つは、当市は容器包装プラスチックの資源化を市内全域で行っていないことが挙げられます。また、資源化率が上位の多くの市では資源の戸別収集を実施しています。戸別収集は、集積所収集方式に比べて排出しやすいこと、排出者がわかるため分別の精度が良い傾向にあることが、資源ごみの排出量や資源化率に影響を与えていると考えられます。

多摩地域各市の資源化率



課題の整理

1 ごみの発生抑制に向けた取組の推進

- (1) 市民・事業者自らが発生抑制に取り組める仕組みの不足
- (2) 市民・事業者との協働の更なる推進
- (3) 生ごみの削減・資源化の推進
- (4) 事業系ごみの適正排出に向けた指導の強化、資源化の推進

2 資源化率の向上に向けたリサイクルの推進

- (1) 市民への分別協力を促す取組の更なる推進
- (2) 資源化量増加に向けた仕組みの検討
- (3) 増加しているごみへの対策の検討

3 資源ごみの安定的な処理

- (1) 資源化施設の早期整備

4 社会情勢や環境変化への対応

- (1) SDG s の達成に向けた啓発活動の推進
- (2) 廃棄物に係る最新情報の把握、適切な対応

5 災害対応能力の強化

- (1) 災害時等の体制整備や他自治体・事業者との連携強化
- (2) 平常時からの啓発活動の実施

6 確実なごみ収集の実施

- (1) 効率的なごみ収集・処理体制の構築
- (2) 誰もがごみ出しに困らない仕組みの構築

7 コスト意識を持った施策への展開

- (1) 費用対効果を意識した手法の検討
- (2) コスト削減と歳入の確保

基本理念・基本方針

本計画では、前計画で進めてきた資源化に関する施策に継続して取り組むとともに、市民・事業者との連携を強化し、一人ひとりの意識を高める施策による総ごみ量(資源を含む)の削減に取り組みます。

施策を展開する上では、市民・事業者・市の協働で進めてきた当市の廃棄物行政の歴史を継承しながら、未来につながる持続可能で環境負荷の少ない都市を目指していきます。

以上を踏まえ、本計画の基本理念と、基本理念を実現するため、5つの基本方針を次のとおり定めます。

基本理念

町田市民・事業者・市は、「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」を原則として、徹底したごみ減量、資源化を進め、持続可能で環境負荷の少ない都市を目指します。

基本方針1 市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。

- 市民・事業者・市との連携を強化し、各人が主体的、継続的にごみ減量に取り組める環境づくりを行います。
- 子どもから大人まで、市民一人ひとりがごみに関する問題について自分ゴトとして取り組めるよう啓発活動を展開します。

基本方針2 家庭系ごみの減量を進めます。

- 食品ロスの削減をはじめとした生ごみの発生抑制を進めます。
- プラスチックごみや古紙、その他の資源やごみの発生抑制、分別の協力を促す取組を進めます。

基本方針3 事業系ごみの減量を進めます。

- 事業者に対してごみの発生抑制、分別の協力を促す取組を進めます。

基本方針4 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。

- エネルギー回収率が高く環境にも配慮した新しいごみ焼却施設等を整備します。
- 生ごみのバイオガス化施設を整備し、新たなエネルギー回収、生ごみの減容を行います。
- ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等の資源ごみ処理施設を市内に分散して整備します。
- 費用対効果を意識し、収集・処理方法の見直しや資源化品目の拡大を図ります。

基本方針5 社会的課題への対応を強化します。

- 災害時等のごみ処理に関する対応力を強化します。
- 超高齢社会の到来に伴い、ごみに関する問題に対応した仕組みづくりを行います。

目 標

東京都が2019年12月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」では、2030年に向けた廃棄物関連の主要目標として次の3点が掲げられています。

- ①一般廃棄物のリサイクル率 37%
- ②家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチック焼却量 40%削減(2017年度比)
- ③食品ロス発生量 50%削減(2000年度比)

当市では、これらの目標を参考に全体目標を設定しました。

全体目標1	「1人1日当たりのごみ排出量」を「2019年度比7%削減」します。
-------	-----------------------------------

発生抑制を重視し、総ごみ量(資源を含む)を120,594t(2019年度)から109,094t(2030年度)へ削減します。1人1日当たりに換算すると768g/人・日(2019年度)から714g/人・日(2030年度)へ約7%削減します。

全体目標2	「総資源化率」を「40%」まで高めます。
-------	----------------------

生ごみのバイオガス化施設でのメタン化をはじめとした、資源化率の向上に向けた取組を進め、31%(2019年度)から40%(2030年度)へ9ポイント向上させます。

全体目標3	「温室効果ガス排出量」を「2019年度比30%削減」します。
-------	--------------------------------

発生抑制及びプラスチックの資源化を推進することで、ごみの焼却による温室効果ガスの排出量を、約34,000 t-CO₂(2019年度)から約24,000 t-CO₂(2030年度)へ約30%削減します。

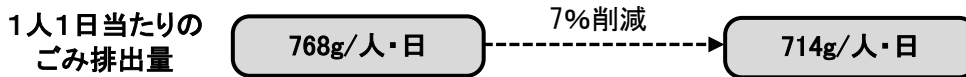
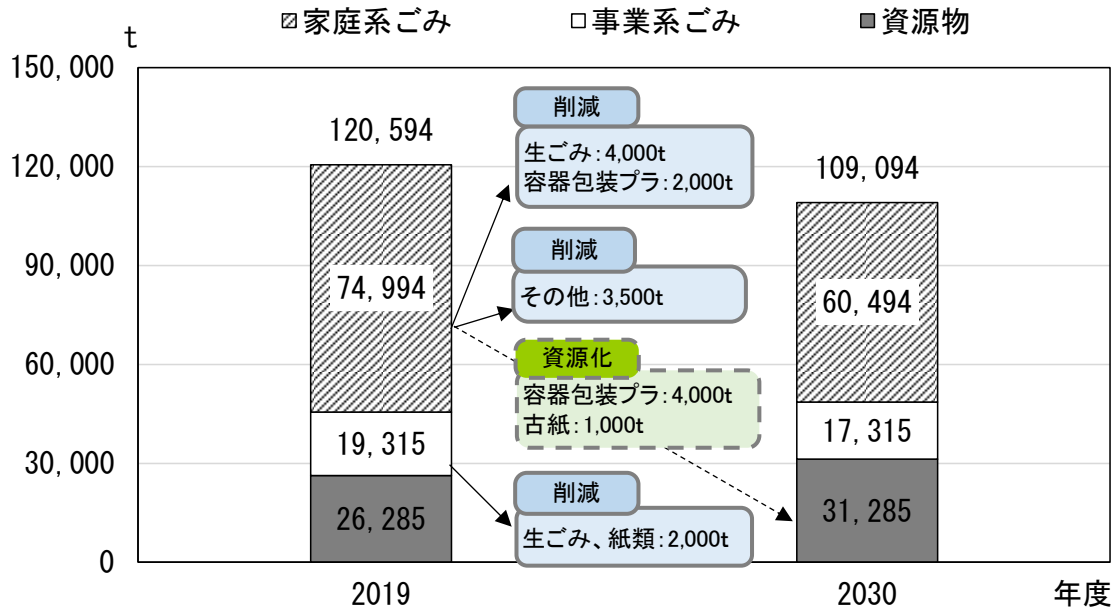
ごみ種別ごとの取組と削減量・資源化量

単位：t

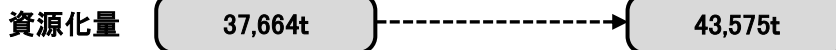
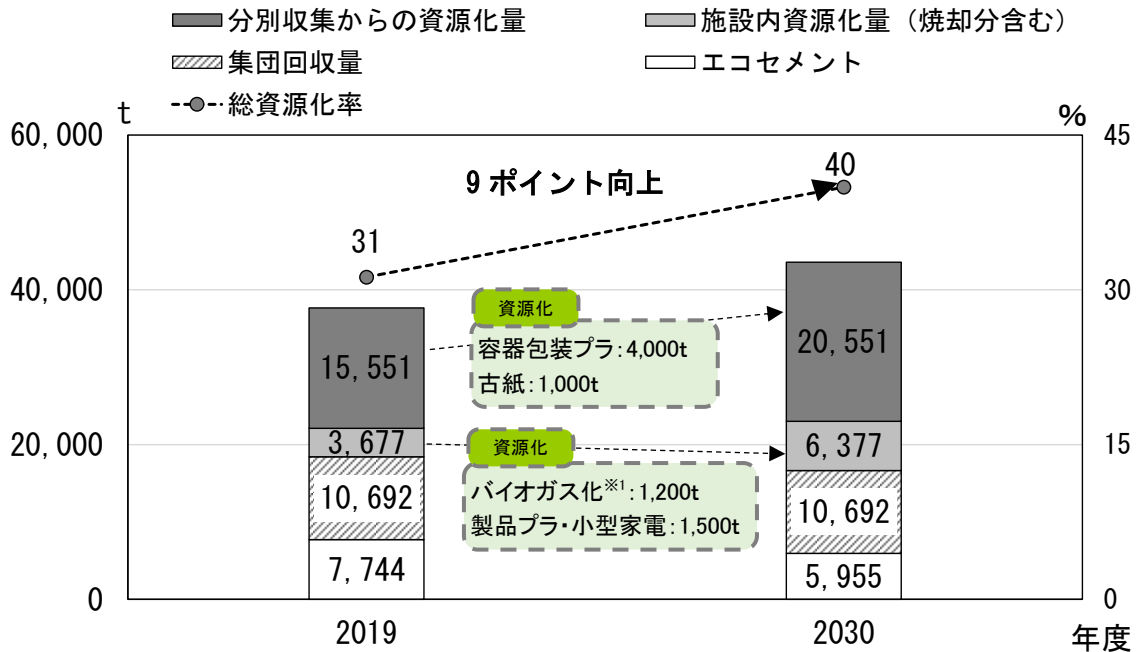
		種別	取組	発生抑制	資源化	計
町田市の目標	市民の目標	生ごみ	・食品ロス削減 ・家庭における自家処理等による削減	4,000	-	11,000
		紙類	・燃やせるごみに含まれる「資源化できる紙」の適正排出	-	1,000	
		容器包装プラスチック	・容器包装プラスチックの削減	2,000	-	
	・容器包装プラスチックの適正排出		-	4,000		
	事業者の目標	生ごみ、紙類	・事業系ごみに含まれる「生ごみ、資源化できる紙類」等の削減	2,000	-	2,000
		容器包装プラスチック	・容器包装プラスチック資源化施設の整備	-	(4,000)	3,500
その他		・その他の発生抑制等による削減 ・新たな資源化品目拡大による削減及び資源化	3,500	-		

※ () は再掲

目標達成時の総ごみ量



目標達成時の資源化量

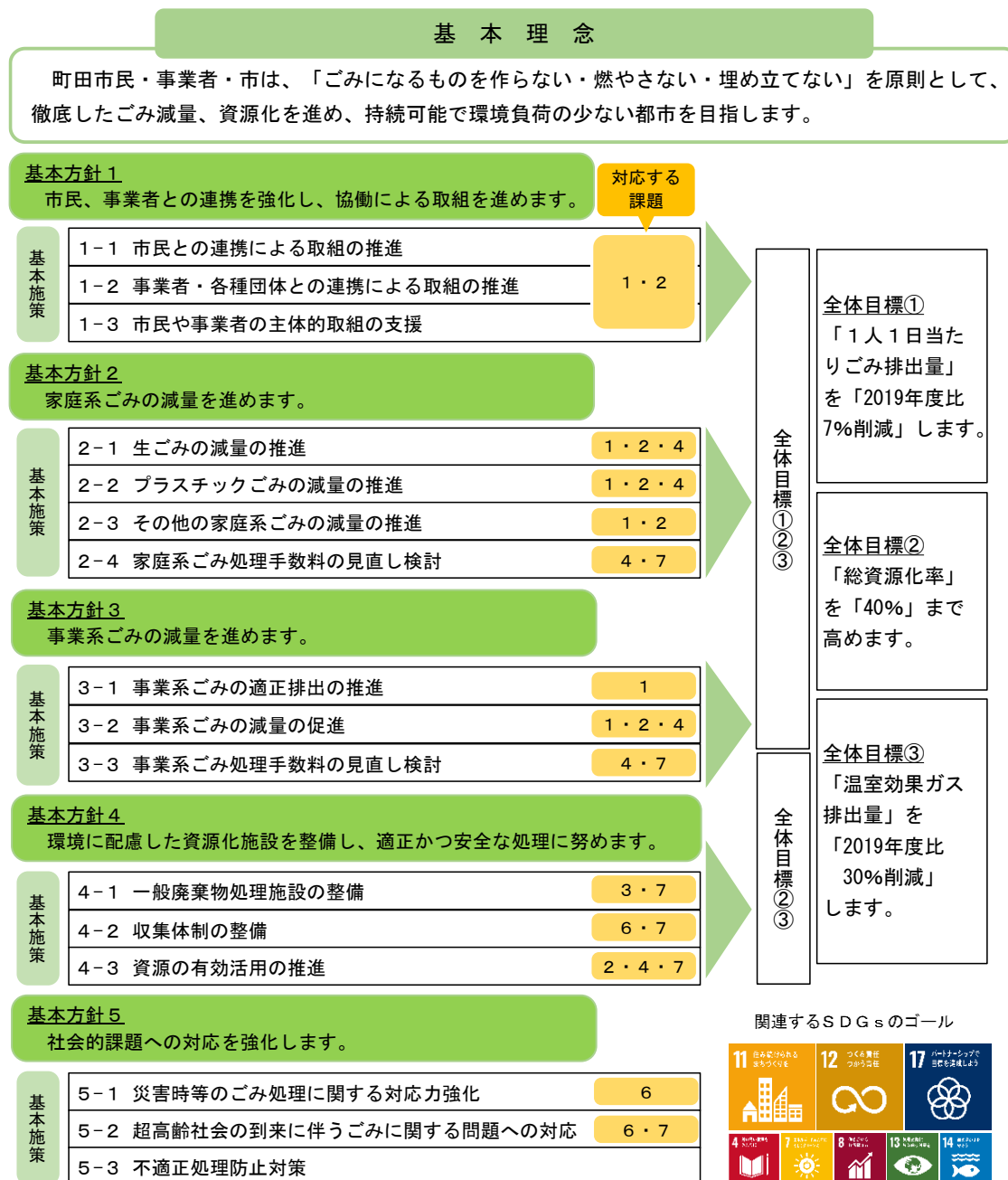


※1 バイオガス化による資源化量は、メタンガス重量換算

施策の体系

目標の達成に向け、5つの基本方針に沿って、様々な施策を展開していきます。

別途作成するアクションプランでは、環境変化へ柔軟に対応した効果的な施策を数値目標とともに定めます。



計画の進行管理

計画の進捗状況については、「廃棄物減量等推進審議会」において、各取組の状況や施策の効果を点検・評価し、その結果を市の広報やホームページ等を通じて広く公表します。

なお、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は見直しを行います。

3. 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン

(1) 概要

町田市では、「循環型社会形成推進基本法」に定められた基本原則や廃棄物処理基本方針を踏まえ「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」(以下、「基本計画」という。)を2021年3月に策定しました。第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン(以下、「アクションプラン」という。)は、基本計画に基づき、ごみの減量・資源化に向けて、町田市(以下、当市という。)が市民・事業者と協働で推進していく具体的な取組を示した行動計画です。

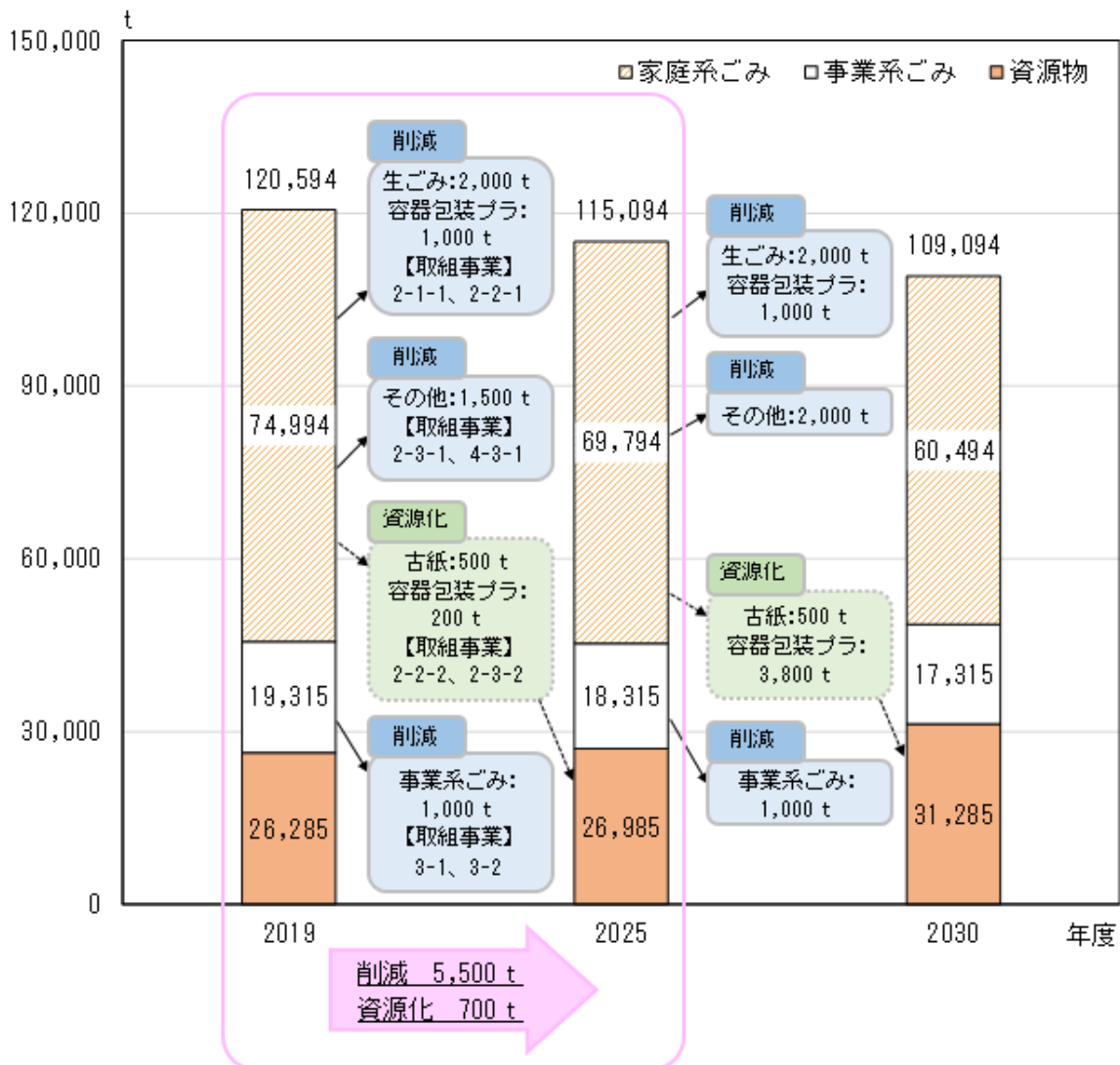
(2) アクションプランの目標

《2025年度までに「ごみ量 5,500トン削減、資源化量 700トン増加」》

家庭系ごみは、生ごみの減量や容器包装プラスチックの削減等に取り組むことで、4,500トンの削減と、ごみの分別徹底等により古紙や容器包装プラスチックの回収を促進することで、700トンの資源化量の増加を目指します。

事業系ごみは、適正排出のための情報提供、訪問指導の実施、生ごみの減量や古紙の資源化等の推進により1,000トンの削減を目指します。

2025年度までのごみ種別ごとの削減量・資源化量の目標



4. 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の進捗点検の結果

計画に従って施策が確実に実行されているか、施策が十分に効果を上げているか等を確認するため、市民、事業者、学識経験者で構成される「町田市廃棄物減量等推進審議会」が7月に開催され、2021年度の第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画及びアクションプランの取り組みについて進捗点検を行いました。以下は、進捗点検結果について、審議会からの報告書です。報告書は市ホームページでも公表しています。

2023年7月28日

町田市長 石 阪 丈 一 様

町田市廃棄物減量等推進審議会
会 長 山 下 英 俊

2022年度第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の 進捗点検の結果について(報告)

2023年度第2回(2023年5月25日開催)、第3回(2023年7月28日開催)町田市廃棄物減量等推進審議会において、2022年度の第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画およびアクションプランについて進捗点検を行いました。その結果を、下記のとおり報告します。

記

2021年3月(2020年度)に策定した「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」では、2030年度までの全体目標として「1人1日当たりのごみ排出量を2019年度比で7%削減すること」「総資源化率を40%まで高めること」「温室効果ガス排出量を2019年度比で30%削減すること」を掲げています。

2022年度の「総ごみ量(資源・集団回収量を含む)」は116,678トンで、前年度と比較して2,310トン(1.9%)減少しており、基準年の2019年度と比較すると3,916トン(3.2%)の減少となっています。

2022年度の市民1人1日あたりのごみ量は741グラムで、前年度と比較して16グラム(2.1%)減少しており、基準年と比較すると27グラム(3.5%)の減少となっています。

ごみの内訳をみると、「燃やせるごみ(家庭系)」は、63,454トンで前年度比1,220トン(1.9%)の減少、「事業系ごみ」は17,660トンで前年度比544トン(3.2%)の増加、「燃やせないごみ・粗大ごみ・有害ごみ」は10,521トンで前年度比577トン(5.2%)の減少となっており、事業系ごみ・有害ごみは前年度と比較して増加しておりますが、その他の項目は全体的に前年度と比較して減少しています。

2022年度の総資源化率は、32.6%となっており、前年度と比較して1.3ポイント増加しており、基準年度と比較すると1.4ポイント増加しています。

2022年度のごみ焼却による温室効果ガス排出量は、45,229t-CO₂となっており、前年度と比較して10.5%増加しており、基準年度と比較して、33.9%増加しています。

第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプランの進捗点検では、5つの基本方針に基づき、各取組施策の進捗状況の確認を実施しました。進捗点検においては、2022年度のごみ量の傾向だけでなく、施

策を展開するまでの過程や取り組み内容等を考慮して評価を行いました。

評価の基準は「A」「B」「C」「D」の4段階とし、各委員の評価をもとに、平均値及び意見等を踏まえ審議会としての評価としました。2022年度の進捗点検結果は別紙のとおりです。

2022年度は、2021年度と同様に総ごみ量(資源・集団回収量を含む)が減少しました。家庭系の燃やせるごみ・燃やせないごみが減少していますが、事業系ごみは増加しています。家庭系ごみ、事業系ごみ共に新型コロナウイルス感染症の感染拡大を始めとした社会情勢の変化の影響があったと考えられますが、今後も総ごみ量の減少傾向が続くよう、更なる施策の工夫を求めます。

町田市廃棄物減量等推進審議会
2022年度第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン事業計画の評価

＜評価基準＞

- 【A】 ⇒ 大幅に取組が進んでいる（引き続き取り組む）
 【B】 ⇒ 取組は進んでいる（もう少し取組を強化し進める）
 【C】 ⇒ 改善（取組内容を検証し、効果的に進めるために、施策内容、実施回数、施策のスケジュール等の修正が必要）
 【D】 ⇒ 新たな取組を検討し進めていく

※A=4,B=3,C=2,D=1として、各委員からの評価を点数化し、平均点により評価

<p>【基本方針1】 市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます</p>	<p>評価理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍による制限が緩和されたこともあり、特に市民向けの普及啓発活動については、回数的には充実したものになっています。 ・3Rの具体的な話・行動事例を伝える講座や、事業者との連携姿勢に将来の可能性を感じます。 ・殆どの項目が目標値を達成して成果が見られる。良い取組を更に発信できるように活動してください。
<p>評価</p>	<p style="text-align: center;">B (3.2)</p>	<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ資源化団体の支援に関しては、早急に見直しが必要です。 ・各種ツールによる情報発信の実績は評価できるが、その効果の検証が必要です。 ・ごみ減量サポーターによる活動による効果が分かりにくいと感じます。 ・ごみ分別アプリの更なるPRが必要です。
<p>【基本方針2】 家庭系ごみの減量を進めます</p>	<p>評価理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減に向けた周知活動、生ごみ減量のための補助を、計画通り進められています。 ・段ボールコンポストや給水スポットの整備など、一定の成果が見られます。 ・目標値に達していない項目が目立ちます。
<p>評価</p>	<p style="text-align: center;">C (2.7)</p>	<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器包装プラスチック以外のプラスチックを今後どのように考えていくかの議論も必要です。 ・これまでと同様の取組の繰り返しを行うのではなく、これまで十分でなかった取組をゼロベースで見直して進めるべきではないでしょうか。例えば、企業の協力を得て店舗や店頭での回収を強化するなどが考えられます。 ・リサイクルに関しては、幅広い年代層が対象となるので、その情報提供手段も検討が必要です。
<p>【基本方針3】 事業系ごみの減量を進めます</p>	<p>評価理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設のごみの削減では大きな成果が出ています。 ・準まちだ3R賞を創設し、4事業所を表彰したことは評価できます。 ・コロナの影響が大きくあまり取組が進んでいないように思います。
<p>評価</p>	<p style="text-align: center;">B (3.0)</p>	<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設や事業者から排出される事業系ごみは減少傾向にあるが、今後コロナ禍から経済活動が再開されてくることを考えると、今年度あたりから増加することも考えておく必要があります。 ・現在の適正排出の取組、優良事例の公表など大規模事業者に対する取組に加えて、小規模事業者への取組を強化が必要です。 ・訪問指導は、事業所との信頼関係を築く上で、重要な取組です。さらに理解が進むように取組の強化が必要です。

【基本方針4】 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます		評価理由	<ul style="list-style-type: none"> ・硬質プラに対する目標が達成できていないが、前年に対しては大きく改善できています。 ・新しいごみ焼却施設の発電効率や発電量の実績は評価できます。 ・バイオエネルギーセンターの本稼働から約1年半経ちおおむね発電効率も達成されています。 ・燃やせないごみに含まれる資源化物の選別制度など、足踏み状態の項目が目立っています。
評価	C (2.8)	今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値に達している項目が少ないです。次年度以降、どのようにすればより成果が上がるのか、検討が必要です。 ・市民サービスと収集体制のバランスについて慎重な議論が必要です。 ・2023年度の実行方針・内容の中に、2022年度と実質的に変わらないものとなっている記述が目につきます。
【基本方針5】 社会的課題への対応を強化します		評価理由	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時等のごみ処理に関する対応については、職員行動マニュアルの策定や廃棄物処理業者との協定締結が行われ、評価できます。 ・災害廃棄物、高齢者対応、不適切回収、不法投棄、美化活動のいずれも、計画通り丁寧に実施されています。 ・社会的課題に対して、様々な取組を行っていることは評価できます。
評価	B (3.5)	今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に適切に検討が行われたり、キャンペーンが実施されたりしていますが、今後は、検討結果を実施したり、キャンペーンの成果を示したりしていく必要があります。 ・高齢者等に対する効率的な収集体制の策定を期待します。 ・不法投棄の効果的な防止対策の検討が必要です。

5. 一般廃棄物処理実施計画 ※小型充電式電池の行政回収開始のため8月に改正しております。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第6条第4項及び町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成5年9月町田市条例第28号。以下「条例」という。)第31条第2項の規定により、2021年度一般廃棄物処理計画を別紙のとおり変更したので、法第6条第4項及び条例第31条第2項の規定により、告示する。

2022年8月2日

町田市長 石阪 丈一

2022年度一般廃棄物処理実施計画

第1 目的

本計画は、市民・事業者・行政の協働のもとに、環境負荷の低減を図り、地域と共生する持続可能な循環型社会の実現を目指して策定された「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」を受け、年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について必要な事項を定めるものである。

第2 計画区域

市全域とする。

第3 計画期間

2022年4月1日から2023年3月31日までとする。

第4 発生量及び処理量の見込み

1 資源とごみ

(1) 発生量

区分		2022年度 (見込み)
戸別収集 ごみ集積所収集 家庭系持込	燃やせるごみ	62,290t
	燃やせないごみ	7,258t
	粗大ごみ	3,233t
	有害ごみ	135.5t
	古紙	7,881t
	古着	1,099t
	ビン	2,721t
	カン	933t
	ペットボトル	760t
	容器包装プラスチック	488t
	剪定枝	1,299t
拠点回収	ペットボトル等	288t
広場回収	家庭用金物	15t
	陶磁器・ガラス食器	64t

広場回収	ビデオテープ	13t
	廃食用油	6t
	その他資源化可能物	9t
公共施設回収	小型家電	6t
事業系持込	事業系一般廃棄物	18,915t
	剪定枝(剪定枝資源化センター)	268t
事業系民間処理施設等持込	厨芥類	1,082t
	剪定枝	14,360t
	その他	140t

(2) 処理量

焼却量	89,077t
資源化量	21,010.5t
エコセメント化	7,927t
バイオガス化	1,200t

2 し尿等

し尿	864kl
浄化槽汚泥	4,716kl
ディスポーザ汚泥	110kl

3 動物死体

動物死体	1,200頭
------	--------

第5 一般廃棄物の減量と資源化の推進のための方策に関する事項

第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画を推進し、一般廃棄物の減量と資源化の推進に取り組むため、以下の方策を実施する。

1 市民・事業者との協働

- (1) 地域でごみの減量と資源化を推進しているごみ減量サポーター、子どもの頃からごみの分別に興味を持ってもらうため市民団体が実施している「ハチドリ教室」の活動を支援する。
- (2) 不動産業者等と協働し、アパート等集合住宅の入居者に対し、町田市の分別等について周知を行う。
- (3) 小売店等と協働し、ポスター掲示やキャンペーン等を通じて、ごみの発生抑制についての啓発を行う。
- (4) スーパー・小売店や飲食店と協働し、「まちだ☆おいしい食べきり運動」や「まちだ☆おいしい食べきり協力店」などの取組を通して、市民に対する啓発を実施し、食品ロス削減による生ごみの発生抑制の取組を進める。
- (5) 町内会・自治会等と協働し、早朝ごみ出し分別キャンペーンなどを実施し、容器包装プラスチックの資源化を推進する。
- (6) 使い捨て容器を減らしていくライフスタイルを提案するため、スポーツイベントで「マイボトル促進キャンペーン」を実施する。また、市内の飲食店と協働し、マイボトル等を活用しやすいまちを目指し「マイボトルOK店」の拡大に取り組む。

- (7) (一財)まちだエコライフ推進公社が行う「粗大ごみ再生販売事業」や「まちエコ・フリーマーケット」の周知を行い、リユース意識の浸透を図る。
- (8) 地域住民が自主的に運営する「地域リサイクル広場」の地域設置を進めるとともに、運営支援を行う。
- (9) 事業者と協働し、店頭での資源回収や簡易包装等を実施している「リサイクル推進店」の紹介を行う。
- (10) 事業者と協働し、使用済小型家電の宅配回収やインクカートリッジの回収を実施する。
- (11) 事業系ごみを削減するため、経済団体との連携を進める。
- (12) 市内のイベントで発生する廃棄物の減量を支援するため、リユース食器等のあっせんや分別ステーション設置機材の貸し出し等を行う。

2 広報・啓発活動の充実

- (1) 広報紙「広報まちだ」への記事掲載、環境広報紙「ECOまちだ」、まちだごみ情報紙「ごみナクナーレ」等の発行を行う。
- (2) 動画配信「さんあーるチャンネル」、TwitterやInstagramなどの SNS、ごみ分別アプリやメール配信サービス「ごみ・資源情報」、指定収集袋を活用する。
- (3) 町田市バイオエネルギーセンター、リレーセンターみなみ、剪定枝資源化センター等の清掃関連施設の見学・視察を行う。

3 子ども向け「ごみと環境の出前講座」等の実施

保育園、幼稚園、小学校、中学校、学童保育クラブを対象に出前講座を実施する。講座で学んだことを日常生活に活かしてもらうとともに、家庭での取組につながるよう展開を図る。

4 地域での「資源とごみ出前講座」の実施

ごみ減量サポーター(廃棄物減量等推進員)と連携し、町内会・自治会等へ出前講座を実施する。特に、容器包装プラスチックの分別収集を実施しているJR横浜線以南の地域を重点地域とし、地域の要望に合わせた出前講座を実施する。

5 生ごみ減量・資源化の推進

- (1) 食品ロスを削減するため、広報活動やイベント、キャンペーンを通じて「もったいない意識」の啓発を行う。
- (2) 生ごみの減量における水切りの重要性を伝えるため、水切りキャンペーンで生ごみの水切り体験等を実施する。
- (3) 家庭から排出される生ごみの資源化を進めるため、「家庭用生ごみ処理機」を購入した世帯に補助金を交付する。あわせて、安価で取り組みやすい「ダンボールコンポスト」を普及させるための講習会を実施する。

6 リサイクル広場の活用

常設リサイクル広場まちだは、毎週月～土曜日(祝休日、年末年始を除く)、移動リサイクル広場、出張リサイクル広場等は、市内各地で随時開催し、ごみ減量に関する情報発信の拠点として市民に啓発を行うほか、家庭用金物、陶磁器・ガラス食器、ビデオテープ、廃食用油、小型家電、その他資源化可能物を持ち込み方式で回収し、資源化を進める。

7 事業者への指導

排出事業者を訪問し、ごみの減量・資源化の指導を行う。

また、事業用途に供する部分の延床面積が3,000㎡以上の建築物を有する大規模事業者へは、条例で提出を義務付けている「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」をもとに指導・啓発を行う。

第6 分別して収集する一般廃棄物(家庭ごみ)の区分及び主な品目

区分		主な品目
燃やせるごみ	小山ヶ丘地区、JR横浜線以南の地域以外	生ごみ、廃食用油、貝殻、資源にならない紙類、やわらかい容器包装プラスチック、木くず・材木・角材、汚れた衣類・汚れた布、ぬいぐるみ・座布団、保冷剤、カイロ、やわらかいプラスチック製品、発泡スチロール製包装材・緩衝剤、布製品、ビニール製品、革製品、剪定枝として出せない植物 ^{※1} 、紙ねんど、灰、やわらかいプラスチック製在宅医療廃棄物 ^{※2} 、在宅医療に使用したガーゼ、脱脂綿等
	JR横浜線以南の地域	同上(やわらかい容器包装プラスチックのうち汚れの落ちているものを除く)
	小山ヶ丘地区	同上(カイロ、発泡スチロール製包装材・緩衝材、ビニール製品、革製品を除く)
燃やせないごみ	小山ヶ丘地区、JR横浜線以南の地域以外	食器・陶器・ガラス製品、硬い容器包装プラスチック、化粧品等の乳白色のビン、各リサイクル法対象でない小型電気製品(電池を内蔵した製品を除く)・プリンター、カセットテープ・ビデオテープ・CD・DVD、おもちゃ(電池を内蔵した製品を除く)、電球(蛍光管を除く)・LED、鏡・ガラス・包丁・はさみ、タイヤチェーン・鉄アレイ・ダンベル、硬いプラスチック製品、掃除機の柄・ホース、ラケット、釣りざお、ほうき、シャベル・スコップ、傘、ゴルフクラブ、バット、突っ張り棒、その他直径15cm以下・長さ140cm以下のもの、注射筒(ガラス製含む) ^{※3} 土、砂、砂利、石、コンクリートブロック、レンガ
	JR横浜線以南の地域	同上(硬い容器包装プラスチックのうち汚れの落ちているものを除く)
	小山ヶ丘	同上、カイロ、発泡スチロール製包装材・緩衝材など、布製品、ビニール製品、革製品
粗大ごみ		指定収集袋に入らないもの(掃除機の柄・ホース、ラケット、釣りざお、ほうき、シャベル・スコップ、傘、ゴルフクラブ、バット、突っ張り棒、その他直径15cm以下・長さ140cm以下のものを除く)又は重さが10kgを超えるもの
有害ごみ		乾電池、コイン型電池、小型充電式電池・バッテリー ^{※4} 、ボタン型電池、蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、ライター
資源	剪定枝	剪定枝(毒性がある植物・繊維質が多いため堆肥化に適さない植物・腐食した植物・樹木の根っこ、剪定くずは除く)
	古紙	新聞、ダンボール、書籍・雑誌、紙パック、雑がみ、シュレッダーした紙
	古着	古着・古布
	ビン	食品用・飲料用・化粧品(乳白色のビンを除く)等のビン
	カン	アルミカン・スチールカン・スプレー缶・カセットガスボンベ等の缶 ^{※5}
	ペットボトル	飲料用、酒類、しょう油、しょう油加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料等のペットボトル

容器包装プラスチック※6	容器包装リサイクル法に定められたプラスチック製容器包装(商品を含むもの、容器・袋) プラスチック容器、発泡スチロール類、カップ類 チューブ類、ポリ袋類、ラップ類、ボトル類、緩衝材 錠剤シート、ペットボトル類の蓋
白色発泡トレイ	白色発泡トレイ
家庭用金物	なべ・フライパン等台所用品、大工道具等大部分が金属のもの
陶磁器・ガラス食器	土鍋・植木鉢含む。割れていても可
ビデオテープ	ビデオテープ
廃食用油	廃食用油
その他資源化可能物	防水やワックス加工がしてある紙容器、洗剤の計量スプーン、ペットボトルの蓋、パン袋の留め具
小型家電	特定対象品目(タブレット型通信端末、電話機・ファクシミリ、ラジオ、デジタルカメラ・ビデオカメラ・フィルムカメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、電子書籍端末、電子辞書・電卓、電子血圧計・電子体温計、理容機器、懐中電灯、時計、ゲーム機、カー用品、及び附属品)、縦15cm横30cm以内の家電製品(資源有効利用促進法対象パソコンは除く)

※1 毒性がある植物、繊維質の多い植物、草、花、樹木の根、剪定くず、つる、茎

※2 CAPDバッグ(排液バッグ液薬バッグ)、輸液バッグ、チューブ・カテーテル

※3 注射筒、ペン型インスリン注入器、その他のペン型薬液注入器、薬液カートリッジを含むインスリンカートリッジ(必ず注射針は、外す)

※4 破損しているもの、リサイクルマークのないものも含む。カーバッテリー・オートバイ用バッテリーを除く。

※5 特別指定団体:スプレー缶・カセットボンベ等の缶は有害ごみで排出する。

※6 容器包装プラスチック分別対象地区は、JR横浜線以南の地域(小川・金森・金森東・つくし野・南つくし野・南町田・鶴間・成瀬が丘の全域・原町田一丁目の一部(原町田一丁目29-12めぐみ荘・原町田一丁目30-10都営町田金森一丁目アパート10号棟)であり、該当品目は分別し資源として排出する。

第7 分別して収集する一般廃棄物(家庭ごみ)の排出方法

1 燃やせるごみ

排出者は、指定収集袋(燃やせるごみ専用袋)を使用し、生ごみは水をよく切ってから入れ、その口をしっかりと結んで排出する。

2 燃やせないごみ

排出者は、指定収集袋(燃やせないごみ専用袋)を使用し、その口をしっかりと結んで排出する。ただし、掃除機の柄・ホース、ラケット、釣りざお、ほうき、シャベル・スコップ、傘、ゴルフクラブ、バット、突っ張り棒、その他直径15cm以下・長さ140cm以下の細長い棒状のものについては、40ℓの指定収集袋(燃やせないごみ専用袋)で排出する。タイヤチェーン、鉄アレイ、ダンベル、くさり、ハンマーは単体で指定収集袋に入れて排出する。鏡、ガラス、包丁、はさみ等鋭利なものは、古布や古新聞等に包んでから指定収集袋に入れて排出する。小型電気製品やおもちゃは、電池を外して排出する。

3 粗大ごみ

排出者は、市が委託する「まちだエコライフ推進公社」へ戸別収集又は町田市バイオエネルギーセンターへの自己搬入を予約する。

戸別収集の場合、予約時に案内された金額分の粗大ごみ処理券を貼付し、指定された場所へ排出する。

町田市バイオエネルギーセンターへの自己搬入の場合、予約した日時に町田市バイオエネルギーセンターへ直接搬入する。

4 落ち葉・草・剪定くず・木の根

排出者は、燃やせるごみの収集日に45ℓまでの大きさを透明又は半透明の袋に入れ、排出する(指定収集袋に入れずに排出できる)。1回の収集に出せる量は90ℓ相当までとする。

また、木の根は直径10cm以内に切断して排出する。

5 容器包装プラスチック

排出者は、汚れを落としたうえで、指定収集袋(容器包装プラスチック専用袋)を使用し、その口をしっかり結んで排出する。

※上記1～5の排出場所及び排出時間

戸建住宅は道路に接した敷地内、集合住宅は指定されたごみ集積所又は置き場に、収集日の午前8時30分までに排出する。

6 有害ごみ

排出者は、スプレー缶(特別指定団体地区のみ)、乾電池、コイン型電池、小型充電式電池、ボタン型電池、蛍光管、水銀体温計、ライターをそれぞれ指定された曜日に、事前に用意された回収用の容器に、以下のように排出する。

- (1) ライター、スプレー缶(特別指定団体地区のみ)は中身を完全に使いきり排出する。
- (2) 乾電池、コイン型電池は、製品から出して、そのまま排出する。
- (3) 小型充電式電池、ボタン型電池は、製品から出して金属部分にビニールテープを巻き絶縁して排出する。(リサイクルマークがある場合、リサイクルマークが見えるように巻く)

7 剪定枝

排出者は、1本の太さ(直径)10cm以内の剪定枝を1束の長さ60cm以内、直径30cm以内に束ねて排出する(指定収集袋に入れずに排出できる)。又は排出者が町田市剪定枝資源化センターへ直接自己搬入する。

自己搬入は、1本の太さ(直径)30cm以内、長さ200cm以内とし、市が指定する書面(剪定枝処理依頼票)を提出し依頼するものとする。1本の太さが10cmを超える枝で、剪定枝資源化センターへ持ち込むことができない場合は、次の(2)、(3)のとおり排出する。

資源化できない剪定枝(毒性がある植物及び繊維質の多い植物)

- (1) 太さ10cm以内で長さ60cm以内の剪定枝は、直径30cm以内に束ねて燃やせるごみの日に排出する。

- (2) 太さ15cm以内で長さ140cm以内かつ重さ10kg以下の剪定枝は、燃やせないごみの日に40ℓの指定収集袋に入れて排出する。
- (3) 太さ20cm以内で長さ150cm以内の剪定枝は、第7の3のとおり粗大ごみとして排出する。

8 ビン・カン

排出者は、洗ってビン及びカンに分別する。ビンはふたを外し、事前に用意された回収用の容器に排出する。カンは、つぶせるものはつぶして、事前に用意された回収用の容器に排出する。

スプレー缶は中身を完全に使いきり、穴を開けずに事前に用意された回収用の容器に排出する(特別指定団体地区については「6 有害ごみ」のとおり)。

9 古紙・古着

排出者は、新聞紙、書籍・雑誌、雑がみ、ダンボール、紙パック、シュレッダーした紙及び古着・古布を種類ごとに分別して以下のように排出する。

- (1) 新聞紙、書籍・雑誌は種類ごとにひもで十字に結び、雑がみは、ばらばらにならないよう、雑誌の間に挟むか、紙袋に入れて、ひもで十字に結んで排出する。
- (2) ダンボールは、ガムテープなどの粘着テープを取り除き、ひもで十字に結んで排出する。
- (3) 紙パックは洗って切り開き、ひもで結んで排出する。回収拠点の回収ボックスに排出することもできる。
- (4) シュレッダーした紙は、雑がみと一緒に紙袋に入れて排出する。ただし、シュレッダーした紙は飛散しやすいため、ひもで紙袋を結び排出する。
- (5) 古着・古布は透明又は半透明の袋を使用し、口をしっかり結んで排出する。なお、雨の日又は雨の降りそうな日は排出しない。

10 ペットボトル

排出者は、洗ってラベル及びキャップを外し、つぶして、事前に用意された回収用のネットに排出する。回収拠点の回収ボックスに排出することもできる。

※上記6～10の排出場所及び排出時間

ごみ集積所へ、収集日の午前8時30分までに排出する。

9(3)、10について、回収拠点に排出する場合は、それぞれの回収ボックスへ、回収拠点が利用可能な時間に排出する。

11 白色発泡トレイ

排出者は、洗った後乾かし、回収拠点の回収ボックスに排出する。

12 家庭用金物、陶磁器・ガラス食器、ビデオテープ、廃食用油、その他資源化可能物

排出者は、種類ごとに分別し、指定収集袋に入れずにリサイクル広場に排出することができる。ただし、40ℓの指定収集袋に入る大きさのものに限る。

13 小型家電

排出者は、市内公共施設の回収ボックスに排出するか、リサイクル広場に排出することができる。又は、家電小売店へ処理を依頼する。ただし、回収ボックスに排出する場合は投入口(30cm×15cm)に入る小型のもの、リサイクル広場に排出する場合は10キログラム以下かつ指定収集袋に入る大きさの物のものに限る(指定収集袋に入れずに排出できる)。*原則、電池・バッテリーは外し、個人情報は消去してから排出する。

携帯電話(スマートフォンを含む)・PHS端末については、市内公共施設の回収ボックスに排出するか、リサイクル広場に排出することができる。又は、携帯電話販売店へ処理を依頼する。

なお、パソコンは資源有効利用促進法の対象商品であるため、小型家電の対象外とする。

*重さやサイズが制限を超えるものは粗大ごみとして排出する。

第8 第7に規定するもの以外の一般廃棄物(家庭ごみ)の処理等

1 公共の場所の清掃活動により発生した一般廃棄物

公共の場所の清掃活動で集めたごみ(第10 市で処理できない一般廃棄物を除く)は、ボランティア袋(容量20ℓ・40ℓ)を使用して排出することができる。その場合は一般廃棄物(家庭ごみ)の区分ごとに分別し、登録番号を記入した上でそれぞれ燃やせるごみ・燃やせないごみの日に排出する。

ボランティア袋の容量で対応しがたい場合は、落ち葉・草に限り、手持ちの透明袋(容量45ℓ相当まで)を使用して排出することができる。

なお、手持ちの袋の使用にあたっては、前面にボランティアと表記し、登録番号を記入しなければならない。

2 感染性を有しない在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物のうち感染性を有していない紙おむつ、人工肛門バッグ、腹膜透析パックその他ビニールバッグ類については、汚物を取り除いた上で、おむつ専用袋(容量20ℓ)を使用し、燃やせるごみの日に排出することができる。やわらかいプラスチック製在宅医療廃棄物及び使用したガーゼ・脱脂綿は指定収集袋を使用し、燃やせるごみとして排出する。

また、注射筒(ガラス製含む)は必ずプラスチック製袋に入れ、しっかり封をし、指定収集袋に入れ燃やせないごみとして排出する。

3 動物の死体

動物の死体は、飼い主から申込み、又は通報者から連絡を受け、収集、若しくは飼い主が自ら町田市バイオエネルギーセンターに搬入するものとする。ただし、一部国道及び河川等については、国又は都が収集する。

処理については、霊園等に委託して火葬及び埋葬を行う。小型のへい死動物は、町田市バイオエネルギーセンターで焼却処理する。

また、飼い主から申し込みを受けた場合は有料とする。

4 家庭系臨時ごみ

家庭系臨時ごみとは、遺品整理や引っ越しなどに伴い一時的多量に発生し、かつ緊急に処理しなければならないごみで市では収集困難なものをいう。排出者は、市へ連絡の上、市が家庭系臨時ごみと

判断したものに関して、排出者自ら町田市バイオエネルギーセンターへ搬入、又は一般廃棄物収集運搬許可業者へ処理を依頼する。

家庭系臨時ごみの処理依頼を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者は、搬入時に、市が指定する書面を搬入時に市へ提出する。

5 町田市高齢者等訪問収集事業(ふれあい収集)

町田市高齢者等訪問収集事業(ふれあい収集)の実施については、別に定める「町田市高齢者等訪問収集事業実施要領」に基づくものとする。

6 広域的処理に係る特例制度対象品目

法第9条の9に基づく廃棄物の広域的処理に係る特例制度対象品目(二輪自動車、FRP船、消火器、火薬類、密閉型蓄電池、携帯電話、及びインクカートリッジ等)については、製造事業者等の自主回収事業を行う者に処理を依頼する。

第9 排出量を制限する一般廃棄物(家庭ごみ)

品目	排出方法
土、砂、砂利、石、コンクリートブロック、レンガ及びこれに類するもの	1回の収集に出せる量は、分別された品目それぞれについて、5ℓの指定収集袋(燃やせないごみ専用袋)1袋まで。分別できない場合は、5ℓの指定収集袋(燃やせないごみ専用袋)1袋まで。 町田市バイオエネルギーセンターへの自己搬入においては1日30kgまで。
灰	1回の収集に出せる量は、5ℓの指定収集袋(燃やせるごみ専用袋)1袋まで。水で湿らせて排出すること。
布団、畳	町田市バイオエネルギーセンターへの自己搬入において布団は1日10枚まで、畳は1日6枚まで。
落ち葉・草・剪定くず・木の根	1回の収集に出せる量は45ℓまでの大きさと透明又は半透明の袋に入れ、90ℓ相当まで。

第10 市で処理できない一般廃棄物(家庭ごみ)

区分	品目	
条例第35条第1項に基づく排出禁止物	有害性のあるもの	農薬、化学薬品、カーバッテリー、オートバイ用バッテリー、石綿含有物(石膏ボードや珪藻土マットなどのうち、石綿が含まれるもの)
	危険性のあるもの	消火器、感染の恐れのある在宅医療廃棄物(注射針等鋭利なもの)、鍼灸の鍼
	引火性のあるもの	ガスボンベ(プロパン)、ガソリン、軽油、灯油、エンジンオイル、機械油、火薬類
	著しく悪臭を発するもの	汚泥

	家庭ごみの処理を著しく困難にし、又は家庭ごみの処理施設の機能に支障が生ずるもの	建築廃材、自動車・二輪自動車、自動車・二輪自動車部品（アクセサリ類を除く）、FRP船、耐火金庫、タイヤ（自転車用を除く）、ピアノ、ボウリングの球、直径15cmを超える樹木の根
	特定家庭用機器再商品化法対象製品	エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫
	資源有効利用促進法対象製品	パソコン

第11 市で処理できない一般廃棄物(家庭ごみ)の処理等

1 条例第35条第1項に基づく排出禁止物

排出者は専門業者に相談するか、工事作業等を依頼した業者や製造事業者、販売店等の自主回収事業を行う者に引き取りを依頼する。ただし、農薬、化学薬品については、町田市バイオエネルギーセンターへの自己搬入に限り排出できる。

2 特定家庭用機器再商品化法対象製品

排出者は購入店又は買い替え時にはその店に処理を依頼する。それ以外の場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者及び引取義務外品の回収協力店として市が紹介している家電小売店に処理を依頼する。または、家電リサイクル券を購入・貼付し、(一財)家電製品協会・家電リサイクル券センター指定引取場所に直接持ち込む。

製造業者のリサイクル工場における適正な再商品化を図るため、特定家庭用機器は分解せずに排出する。

3 資源有効利用促進法対象製品

パソコン(本体、ディスプレイ、本体・ディスプレイ一体型、ノートブック型)は、分解せずに、その製造等の事業を行う者に処理を依頼する。

第12 事業系一般廃棄物の処理

事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

第13 事業系一般廃棄物の排出基準

1 一般廃棄物処理施設への搬入

排出事業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者が条例第32条の2に規定する一般廃棄物処理施設に搬入できる主な事業系一般廃棄物は次の表のとおりであり、搬入の際は市が指定する書面を搬入時に提出し依頼するものとする。

なお、袋を使用して搬入する場合は透明袋又は半透明袋を使用する。

区分	主な種類及び排出基準	搬入先
紙くず	資源化できない紙類(ビニールコート紙(壁紙を除く。)、油紙、防水加工紙、ワックス加工紙、金紙・銀紙、写真、感熱紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、感染性を有していない紙おむつ、油などでひどく汚れた紙)	町田市バイオエネルギーセンター
厨芥類	生ごみ	町田市バイオエネルギーセンター
木くず	割り箸、竹串、木製品(直径15cm以内、長さ150cm以内に切断したもので、金属等の部品は除く)	町田市バイオエネルギーセンター
繊維くず	布類(縦横60cm以内に裁断したもの)、衣類	町田市バイオエネルギーセンター
剪定枝	直径30cm以内、長さ200cm以内に切断したもの(毒性がある植物・繊維質が多いため、たい肥化に適さない植物・腐食した植物・樹木の根っこは除く)	町田市剪定枝資源化センター
	落ち葉・草・剪定くず及び町田市剪定枝資源化センターで受け入れできない植物(直径15cm以内、長さ150cm以内に切断したもの)	町田市バイオエネルギーセンター
布団、畳	布団 1日10枚まで。 畳 1日6枚まで。	町田市バイオエネルギーセンター

※上記のものでも産業廃棄物に該当するものは搬入不可

2 少量排出事業者

条例第2条第2項第6号に規定する少量排出事業者が排出できる事業系一般廃棄物は前項に規定するものであり、排出に際しては事前登録の上、指定収集袋「事業ごみ専用袋」に登録番号を記入して排出する。

なお、1回の排出量は2袋までとし、市は戸別収集を行う。

第14 市以外で処理する事業系一般廃棄物について

市は、市以外の自治体で事業系一般廃棄物の処理(資源化)をする場合には、条例第33条が引用する法施行令第4条9号イの規定により、事前に受け入れ先の自治体に次の事項を通知する。

- ①処分又は再生の場所の所在地
- ②受託者の氏名又は名称、代表者名
- ③一般廃棄物の種類及び処分又は再生方法
- ④処分及び再生の開始日
- ⑤年間の搬入量

また、民間の排出事業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者は、市以外の自治体で事業系一般廃棄物の処理(資源化)をする場合には、法第6条第3項の規定の趣旨に基づき、法施行令第4条9号イの規定に準拠し、市に対し、受け入れ先の自治体へ上記の通知をするよう事前に依頼しなければならない。

ただし、受け入れ先の自治体が不要とする場合はその限りではない。

第15 事業者が直接搬入する民間処理施設

種類	施設名称	所在地
厨芥類	(株)アルフォ 城南島飼料化センター 城南島第2飼料化センター	大田区城南島三丁目3番2号 大田区城南島三丁目2番10号
	バイオエナジー(株)城南島食品リサイクル施設	大田区城南島三丁目4番4号
	ニューエナジーふじみ野(株)本社工場	埼玉県ふじみ野市駒林1033—1
	(株)Jバイオフードリサイクル横浜工場	横浜市鶴見区末広町二丁目1番5号、2番17号の各一部
	(株)日本フードエコロジーセンター 本社工場	相模原市中央区田名塩田1—10214—7、1—10215—6
	(株)アクト・エア総合リサイクルセンター	神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地
剪定枝	(株)清水インダストリー	群馬県高崎市宮沢町字一五沢10番地1
	北進重機(株)	群馬県渋川市金井字又郷山2275番5外2筆
	(株)リテック	横浜市都筑区池辺町1588番地
	(株)タケエイグリーンリサイクル	山梨県富士吉田市吉田4838番地
事業系一般廃棄物	(株)アクト・エア総合リサイクルセンター	神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地
医療廃棄物	日本胞衣衛生(株) 荒川工場	荒川区荒川八丁目18番8号
動物死体等	エルエス工業(株) 那須塩原工場	栃木県那須塩原市高林字蛇尾川添307番5

第16 一般廃棄物処理業許可について

事業系一般廃棄物は、既存の許可業者において、収集運搬及び適正処理が可能であることから、新規許可は原則実施しない。

第17 特別管理一般廃棄物の処理

法第2条第3項に定める特別管理一般廃棄物は、排出者の責任で自ら処理するか、品目に応じては一般廃棄物処理業許可業者又は特別管理産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託する。

第18 し尿等の収集運搬方法及び処理等

1 収集運搬方法

(1) し尿(一般家庭及び事業者)

使用者又は管理者からの依頼に基づき、市委託業者が収集運搬を行う。

(2) 浄化槽汚泥

浄化槽管理者等からの依頼に基づき、浄化槽清掃業許可業者(一般廃棄物収集運搬許可業者)が収集運搬を行う。

(3) ディスポーザ汚泥

一般廃棄物収集運搬許可業者と設置者との契約により、収集運搬を行う。

2 処理

上記廃棄物は、境川クリーンセンター(し尿処理施設)の助燃剤化装置で脱水し、脱水ろ液は希釈して公共下水道へ放流、脱水汚泥は助燃剤として焼却施設に搬出する。

第19 一般廃棄物の収集運搬方法及び実施主体

種類		収集運搬			
		方法		主体	
家庭系 資源	燃やせるごみ	戸別 ^{※1}	週2回	委託	
	燃やせないごみ	戸別	2週1回 (小山ヶ丘は週1回)	市直営	
	粗大ごみ(事前予約)	戸別	申込の都度	委託	
		直接搬入	申込の都度	排出者	
	落ち葉・草・剪定くず・木の根	戸別	週2回	委託	
	有害ごみ	ごみ集積所 ^{※2}	月2回	委託	
	資源	ビン・カン	ごみ集積所	週1回	委託
		古紙・古着	ごみ集積所	週1回	委託
		剪定枝	ごみ集積所	月2回	市直営
		容器包装プラスチック ^{※3}	戸別	週1回	委託
		白色発泡トレイ	拠点 ^{※4}	随時	委託
		紙パック	ごみ集積所	2週1回	委託
			拠点	随時	委託
		ペットボトル	ごみ集積所	2週1回	委託
			拠点	随時	委託
		家庭用金物	リサイクル広場	週6回	委託
		陶磁器・ガラス食器	リサイクル広場	週6回	委託
		ビデオテープ	リサイクル広場	週6回	委託
		廃食用油	リサイクル広場	週6回	委託
	その他資源化可能物	リサイクル広場	週6回	委託	
小型家電	公共施設	随時	委託		
	リサイクル広場	週6回	委託		
臨時ごみ	戸別	申込の都度	一般廃棄物 収集運搬業者		
	直接搬入	申込の都度	排出者		

事業系一般廃棄物	戸別	随時	一般廃棄物 収集運搬業者
	直接搬入	随時	排出者
少量排出事業者	戸別	週2回	委託
し尿等	戸別	随時	委託 一般廃棄物 収集運搬業者
動物の死体	戸別収容 ^{※1}	随時	市直営
	直接搬入	随時	飼い主

※1 集合住宅はごみ集積所収集又は専用場所での収集とする。

※2 ビン・カン、ペットボトル、古紙・古着等(一部燃やせるごみ・燃やせないごみ)を集積し回収する場所

※3 JR横浜線以南地域(小川、金森、金森東、つくし野、南つくし野、鶴間、南町田、成瀬が丘の全域、
原町田一丁目の一部)のみで分別収集を実施

※4 拠点とは専用ボックス等で資源を回収する公共施設や店舗等の場所

第20 一般廃棄物の適正処理方法及び実施主体

種類		中間処理		最終処分		
		方法	主体	方法	主体	
家庭系	燃やせるごみ	破碎・焼却	委託 ^{※1※2}	エコセメント化	組合 ^{※3}	
				資源化	委託	
	燃やせないごみ	破碎・選別	焼却	委託 ^{※1}	エコセメント化	組合
					資源化	委託
			資源化	委託	—	—
	粗大ごみ	破碎・選別	焼却	委託	エコセメント化	組合
					資源化	委託
			資源化	委託	—	—
					再生可能なものは、まちだエコライフ推進公社に無償譲渡後、公社の自主事業で修理再生・販売	
	落ち葉・草・剪定くず	破碎・焼却	委託	エコセメント化	組合	
				資源化	委託	
	有害ごみ	選別・資源化	委託	—	—	
	資源	剪定枝	破碎・資源化	委託	—	—
		ビン	選別・資源化	委託	—	—
		カン	選別・圧縮・資源化	委託	—	—
		容器包装プラスチック	選別・圧縮・梱包・資源化	委託	—	—
古紙・古着		資源化	委託	—	—	
白色発泡トレイ		資源化	委託	—	—	
紙パック		選別・資源化	委託	—	—	
ペットボトル		積替・資源化	委託	—	—	
家庭用金物		資源化	委託	—	—	
陶磁器ガラス食器		資源化	委託	—	—	
ビデオテープ		資源化	委託	—	—	
廃食用油		資源化	委託	—	—	
資源化可能物		資源化	委託	—	—	
小型家電	資源化	委託	—	—		
事業系	事業系一般廃棄物	破碎・焼却	委託	エコセメント化	組合	
				資源化	委託	
	厨芥類	堆肥化等	委託	—	—	
剪定枝	堆肥化等	委託	—	—		

し尿等	助燃剤化(脱水)・希釈方式	委託	—	—
動物の死体	—	—	埋葬・供養	委託

※1 小山ヶ丘、大蔵町、真光寺、真光寺町、広袴、広袴町、鶴川団地については多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場で処理する。

※2 小山町、JR 横浜線以南の地域について、町田市バイオエネルギーセンターで処理しきれない場合、多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場で処理する。

※3 東京たま広域資源循環組合

第21 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

1 現有処理施設等

(1) 町田市バイオエネルギーセンター

- ア 焼却施設(129t/日×2基)
- イ バイオガス化施設(50t/日)
- ウ 不燃粗大ごみ処理施設(47t/5時間)

(2) 町田市一般廃棄物最終処分場

- ア 最終処分場(池の辺地区は埋立処分終了。)

(3) 排水浄化センター

- ア 埋立浸出水処理施設

(4) リレーセンターみなみ

- ア 燃やせるごみ中継施設(100t/日)
- イ 容器包装プラスチック中間処理施設(4.9t/日)

(5) 町田市剪定枝資源化センター

- ア 剪定枝資源化施設(10t/日)

(6) 清掃第二事業場

- ア カン選別・圧縮施設
- イ ビン選別施設

(7) 境川クリーンセンター

- ア し尿処理施設(41.5kl/日)

(8) 多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場

- ア 焼却施設
- イ 不燃粗大ごみ処理施設

(9) 市が許可した一般廃棄物処分業者(中間処理)

- ア 進栄緑化サービス有限公司(町田市小野路町2342番地1)

2 新たなごみの資源化施設整備

資源循環型施設整備基本計画に基づき、熱回収施設等(1箇所)及び資源ごみ処理施設(2箇所)の整備を進める。

6. 町田市分別収集計画(第10期計画)

1 計画策定の意義

今日、ごみ問題は、地球環境の保全という大きな課題に直結するものとして捉えて行く必要がある。大量生産・大量消費・大量廃棄という今までの社会経済活動や生活様式を根本から見直すことによって、CO2などの温室効果ガスの低減をはじめとした地球環境に配慮した取組が求められている。

町田市では、地域や地球の環境を守るために、「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」を原則として、市民・事業者・行政の協働により徹底したごみ減量、資源化を図りつつ持続可能で環境負荷の少ない都市を目指して、施策を進めている。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて、一般廃棄物において大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進するため、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的に取り組むべき方策を示したものである。

本計画を推進することにより、廃棄物の減量による温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、持続可能な循環型社会の形成に寄与するものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の減量・資源化の推進
- (2) 市民・事業者・行政が一体となった取組による環境負荷の低減
- (3) 環境への意識や関心を高めるための啓発活動の実施

3 計画期間

本計画の計画期間は2023年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
容器包装廃棄物	31,231トン	31,257トン	31,183トン	31,095トン	30,991トン

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては市民、事業者、再生業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1)環境教育の充実

学校において、町田市環境副読本やごみと環境の出前講座等を活用してもらうことにより、ごみの減量についての教育活動を積極的に展開する。

(2)啓発活動の充実

ごみ処理施設の見学、ごみ減量の情報発信拠点である町田市バイオエネルギーセンターやリサイクル広場、広報紙等により、市民・事業者に対して、ごみ排出量の推移、処理経費の増加等ごみ処理の厳しい状況についての情報提供をし、ごみ問題に対する認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、適正排出や再生商品の利用の意義及び効果に関する啓発活動に積極的に取り組む。

(3)住民団体による集団回収(地域資源回収)

町内会・自治会、子供会、老人会などの地域の団体が自主的に資源回収を行う場合に奨励金を交付する等、団体への支援を行い、分別意識を高める。

(4)リサイクル推進店制度(拠点回収)

リサイクルできる白色発泡トレイ、ペットボトル、紙パックの回収を実施、または回収に協力する小売店舗を、市がリサイクル推進店として認定し、市民がこれらの容器を持ち込むことにより、ごみの減量と資源化の一層の推進を図る。

(5)ごみ減量サポーター(廃棄物減量等推進員)

市民と行政が協働して、地域におけるごみの減量と資源化を推進していくために、町内会・自治会の推薦によるごみ減量サポーターがそれぞれの地域で活動を行い、市はこれらの活動を支援する。

(6)マイボトル利用促進

ペットボトル等の使い捨て容器を使わず、繰り返し使えるマイボトルの利用を促進するため、スポーツチーム等との協働によるマイボトルキャンペーンの実施や、事業者との協働によるマイボトル OK 店制度の周知、市内への給水拠点の設置を行う。

(7)エコバッグ利用促進

リサイクル推進店と市内公共施設への普及啓発ポスターの掲示を行い、エコバッグの利用促進を図る。

(8)プラスチックの 3R 講座

リデュース・リユース・リサイクルやプラスチックごみについて学んでもらい、プラスチックごみの減量に取り組んでもらえるよう講座を実施し、プラスチックごみの発生抑制を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市が保有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		カン
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		紙パック
主として段ボール製の容器		ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙パック、ダンボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色発泡トレイ、容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位t)

	2023年度		2024年度		2025年度		2026年度		2027年度	
主としてスチール製の容器	465		465		464		463		461	
主としてアルミ製の容器	768		768		767		764		762	
無色のガラス製容器	(合計) 1,372		(合計) 1,373		(合計) 1,370		(合計) 1,366		(合計) 1,361	
	(引渡) 0	(独自) 1,372	(引渡) 0	(独自) 1,373	(引渡) 0	(独自) 1,370	(引渡) 0	(独自) 1,366	(引渡) 0	(独自) 1,361
茶色のガラス製容器	(合計) 596		(合計) 596		(合計) 595		(合計) 593		(合計) 591	
	(引渡) 0	(独自) 596	(引渡) 0	(独自) 596	(引渡) 0	(独自) 595	(引渡) 0	(独自) 593	(引渡) 0	(独自) 591
その他のガラス製容器	(合計) 1,009		(合計) 1,010		(合計) 1,008		(合計) 1,005		(合計) 1,001	
	(引渡) 1,009	(独自) 0	(引渡) 1,010	(独自) 0	(引渡) 1,008	(独自) 0	(引渡) 1,005	(独自) 0	(引渡) 1,001	(独自) 0

主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	41		41		41		41		41	
主として段ボール製の容器	5,371		5,376		5,363		5,348		5,330	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 167		(合計) 168		(合計) 167		(合計) 167		(合計) 166	
	(引渡) 0	(独自) 167	(引渡) 0	(独自) 168	(引渡) 0	(独自) 167	(引渡) 0	(独自) 167	(引渡) 0	(独自) 166
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等の商品を充てんするためのもの	(合計) 1,116		(合計) 1,117		(合計) 1,115		(合計) 1,111		(合計) 1,108	
	(引渡) 0	(独自) 1,116	(引渡) 0	(独自) 1,117	(引渡) 0	(独自) 1,115	(引渡) 555.5	(独自) 555.5	(引渡) 554	(独自) 554
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 672		(合計) 672		(合計) 671		(合計) 4,415		(合計) 4,401	
	(引渡) 665	(独自) 7	(引渡) 665	(独自) 7	(引渡) 664	(独自) 7	(引渡) 4,408	(独自) 7	(引渡) 4,394	(独自) 7
(うち白色トレイ)	(合計) 4		(合計) 4		(合計) 4		(合計) 4		(合計) 4	
	(引渡) 0	(独自) 4	(引渡) 0	(独自) 4	(引渡) 0	(独自) 4	(引渡) 0	(独自) 4	(引渡) 0	(独自) 4

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
430,000人 (対前年度比) -0.089%	430,369人 (対前年度比) 0.086%	429,351人 (対前年度比) -0.237%	428,127人 (対前年度比) -0.285%	426,707人 (対前年度比) -0.332%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

地域資源回収については支援を継続するとともに、リサイクル推進店の拠点回収についても引き続き実施する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集・運搬の段階	選別・保管の段階
金属	スチール製容器	カン	委託業者による指定日収集	委託業者 民間業者
	アルミ製容器		住民団体による集団回収	
ガラス	無色のガラス製容器	ビン	委託業者による指定日収集 住民団体による集団回収	委託業者 民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による指定日収集	委託業者
			リサイクル推進店、公共施設拠点回収	委託業者
			住民団体による集団回収	民間業者
	段ボール	ダンボール	委託業者による指定日収集 住民団体による集団回収	委託業者 民間業者
	その他の紙製容器包装	雑がみ	委託業者による指定日収集 住民団体による集団回収	委託業者 民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による指定日収集	委託業者
			リサイクル推進店、公共施設拠点回収	委託業者
	その他のプラスチック製容器包装	白色発泡トレイ	リサイクル推進店、公共施設拠点回収	委託業者
容器包装プラスチック		委託業者による指定日収集	委託業者	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

カン・ビンは市施設の資源分別作業所で中間処理及び保管する。

段ボール・紙パック・その他紙製容器包装は収集後、古紙問屋に直接搬入する。

ペットボトル・白色発泡トレイは収集後、資源化施設に直接搬入する。

一部地域で分別収集を実施している容器包装プラスチックは、市施設において選別・圧縮梱包などの中間処理を行う。2026年度の容器包装プラスチック収集の全市展開に向けて、2025年度、2027年度にカン・ビン・ペットボトル・容器包装プラスチック等の資源ごみ処理施設の整備を予定している。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集容器	収集車	中間処理			
金属	スチール製容器	カン	プラスチックコンテナ	2トン 平ボディ車	資源分別作業所 (選別・圧縮・保管施設)			
	アルミ製容器							
ガラス	無色のガラス製容器	ビン						
	茶色のガラス製容器							
	その他の色のガラス製容器							
紙	飲料用紙製容器	紙パック				回収ボックス	2トン 平ボディ車	古紙問屋直接搬入
						紐かけ		
	段ボール	ダンボール				紐かけ	パッカー車	
	その他の紙製容器包装	雑がみ				紐かけ		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル				回収ボックス	2トン 平ボディ車 (幌付)	資源化施設直接搬入
			ネット					
	その他のプラスチック製容器包装	白色発泡トレイ	回収ボックス	2トン パッカー車	リレーセンターみなみ(圧縮・梱包)			
容器包装プラスチック	指定収集袋							

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画を実行性のあるものにするため、一般廃棄物資源化基本計画に定める施策の進捗状況について毎年確認する。

7. 町田市資源循環型施設整備基本計画

町田市では、「町田市一般廃棄物資源化基本計画」を踏まえた施設整備の具体的な計画を策定するため、2011年5月に設置した「町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会」において検討を重ね、市民意見募集や市民意見交換会でいただいた意見を反映した報告書を基本として、2013年4月に「町田市資源循環型施設整備基本計画」を策定しました。

(1) 概要

1982年に、町田リサイクル文化センターが稼働し、ごみ処理及び資源化を行ってききましたが、35年以上が経過し老朽化が進み、新たな施設の整備が喫緊の課題となっています。

「町田市資源循環型施設整備基本計画」は、このような状況や「一般廃棄物資源化基本計画」に定める基本方針を踏まえたうえで、安定的かつ効果的な「ごみの資源化施設」の整備に向けて、環境保全、環境・安全への配慮、エネルギー利用等の基本的な事項を定めています。

■ 整備する施設

施設の種類		建設地	施設規模
熱回収施設等	焼却施設	町田リサイクル文化センター敷地内 (下小山田町 3160 番地)	258t/日
	バイオガス化施設		50t/日
	不燃・粗大ごみ処理施設		47t/5 時間
資源ごみ処理施設	① 容器包装プラスチック圧縮梱包施設	・相原地区 ・上小山田地区 ・リレーセンターみなみ (現有施設、南町田二丁目 6 番 14 号) 上記 3 箇所に分散配置	26.4t/日 (リレーセンターみなみ分 5t/日を含む)
	② カン選別処理施設		6.4t/日
	③ ビン選別処理施設		18.8t/日
	④ ペットボトル圧縮梱包施設		5.8t/日
	⑤ トレイ・紙パック貯留場所		貯留場所
	⑥ 有害ごみ(乾電池・蛍光管等)貯留場所		貯留場所
	⑦ 製品プラスチック貯留場所		貯留場所
	⑧ 使用済小型電子機器貯留場所		貯留場所

■ 建設地位置図



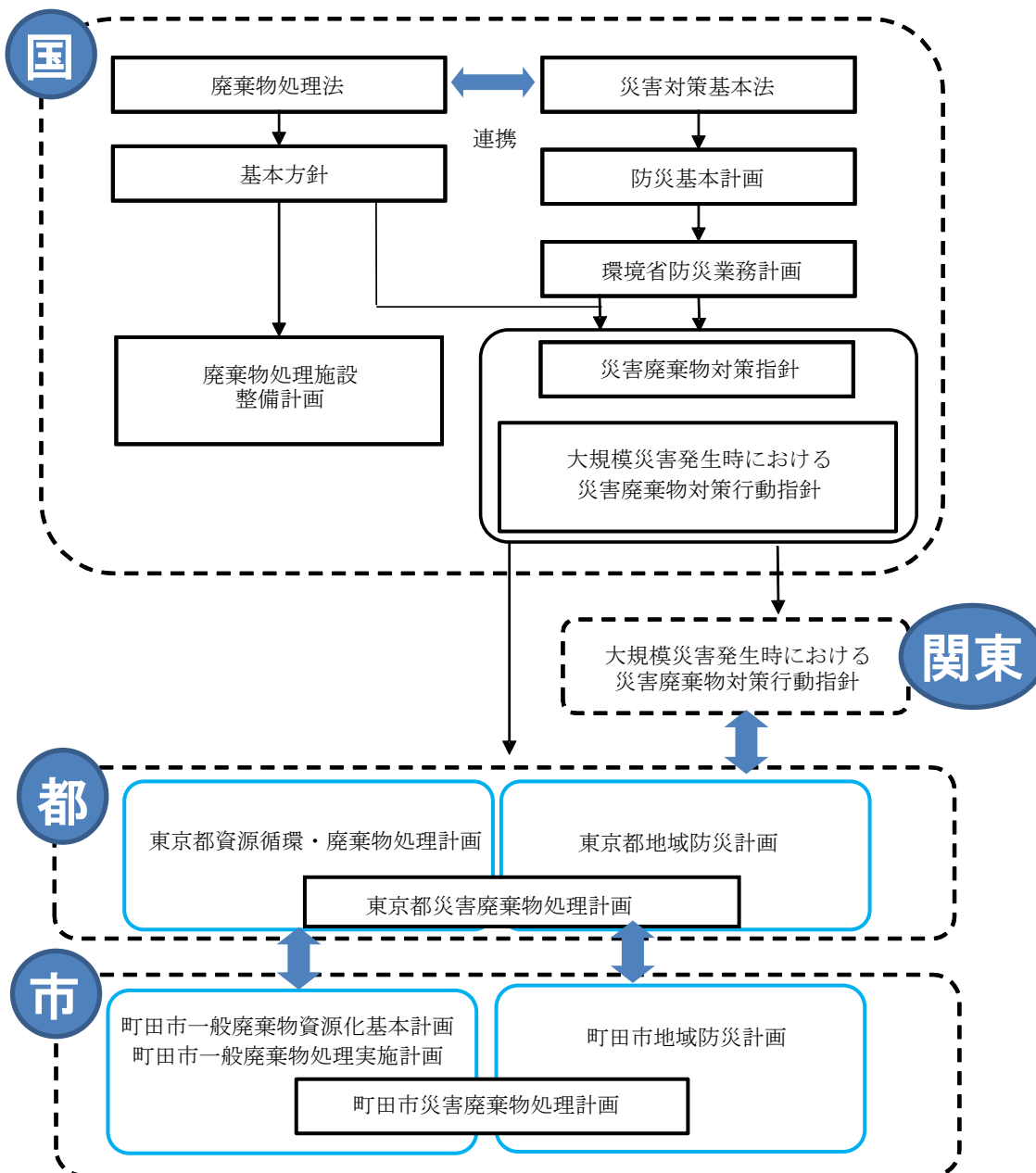
8. 災害廃棄物処理計画

(1) 目的

2011年3月に発生した東日本大震災や2016年4月に発生した熊本地震をはじめとした、全国各地で頻発している自然災害を踏まえて、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施と迅速な復旧・復興に資することを目的として、町田市災害廃棄物処理計画(以下、「本計画」という。)を策定します。

(2) 位置づけ

本計画は、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定し、東京都災害廃棄物処理計画及び町田市地域防災計画と整合を図ります。



(3) 計画の構成

第1章 総則

- ・計画策定の背景及び目的
- ・計画の位置づけ
- ・処理主体
- ・処理の基本方針
- ・計画の見直し
- ・対象とする災害と被害想定
- ・対象とする災害廃棄物の種類

第3章 災害廃棄物処理

- ・一般廃棄物処理施設
- ・一般廃棄物処理施設等の処理可能量と災害廃棄物量
- ・収集・運搬車両
- ・災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れ
- ・仮置場
- ・収集・運搬
- ・仮設中間処理施設
- ・分別・処理・再資源化
- ・適正処理が困難な廃棄物の処理
- ・環境保全対策
- ・被災家屋の解体・撤去
- ・広域的な処理・処分
- ・処理スケジュール
- ・生活ごみ
- ・避難所から排出されるごみ
- ・し尿処理必要量と仮設トイレ必要基数
- ・仮設トイレの設置
- ・し尿収集運搬体制

第2章 組織及び協力支援体制

- ・組織体制・指揮命令系統
- ・情報収集・連絡
- ・協力・支援(受援)体制
- ・職員への教育訓練
- ・市民への広報・啓発
- ・ボランティアへの啓発

第4章 災害廃棄物処理実行計画等

- ・災害廃棄物処理実行計画の策定
- ・災害廃棄物処理事業費
- ・事務の委託及び事務の代替

(4) 処理の基本方針

① 迅速な処理

- ・適正な処理体制の確保と迅速な対応による、市民の生活環境の保全と地域の早期復興
- ・発災後、概ね3年以内の処理

② 計画的な処理

- ・仮置場の適正な配置と計画的な処理
- ・処理が困難な場合における、東京都や近隣区市町村等の連携

③ 衛生的な処理

- ・悪臭や害虫の発生等を考慮した、腐敗性廃棄物への対応
- ・生ごみ及びし尿の速やかな分別収集と優先的な焼却処分

④ 環境に配慮した処理

- ・環境に配慮した、適正な処理
- ・不法投棄及び野焼きの防止

⑤ リサイクルの推進

- ・分別の徹底による、リサイクルの推進

⑥ 安全な作業の確保

- ・作業に従事する市民、民間事業者、ボランティア、市職員等の安全確保

9. ダイオキシン類調査結果

調査対象		調査日	測定結果	法令基準値	単位
焼却施設	1号炉排ガス	2022年5月10日	0.0000069	1	ng-TEQ/m ³
	2号炉排ガス	2022年5月11日	0.0000060		
	1号炉排ガス	2022年11月8日	0.000014		
	2号炉排ガス	2022年11月9日	0.000013		
最終処分場	放流水	2022年7月5日	0.23	10	pg-TEQ/L
		2023年1月17日	0.070		
	上流側地下水	2022年5月24日	0.025	1	
		2022年11月18日	0.022		
	下流側地下水	2022年5月24日	0.024		
		2022年11月18日	0.022		
環境大気※	町田市バイオエネルギーセンター屋上	2022年4月21～28日	0.011	0.6	pg-TEQ/m ³
	函師小学校	2022年7月8～15日	0.010		
	小山田中学校	2022年10月14～21日	0.010		
	小山田小学校	2023年1月6～13日	0.0082		
	忠生市民センター		0.013		
土壌	下小山田やまのは公園	2022年11月11日	2.8	1,000	pg-TEQ/g
	熊の堂公園		2.6		
	下小山田山王林公園		0.33		
	小山田桜台1号緑地		10		
	馬駈公園		1.6		
	函師日向公園		0.16		

※環境大気の測定結果は年4回測定の平均値

10. 清掃工場電力量実績

【年度別実績】

年度	電力量 (kWh)			料金 (円)		発電自給率 (%)
	売電電力量	買電電力量	発電電力量	売電料金	買電料金	
2018	4,245,499	617,978	21,551,900	45,478,251	22,194,769	96.6
2019	4,311,440	878,265	21,253,400	53,015,390	27,747,971	95.1
2020	4,618,660	672,074	22,193,500	56,007,462	22,174,102	96.3
2021※1	1,941,701	1,090,855	10,648,100	15,826,799	24,994,907	88.9
2021※2	9,869,028	20,100	13,752,900	56,715,145	5,063,879	99.5
2021 合計	11,810,729	1,110,955	24,401,000	72,541,944	30,058,786	91.9
2022	36,211,296	136,610	51,200,540	591,517,047	6,331,380	99.1

※1 町田リサイクル文化センター(2021年12月で停止)

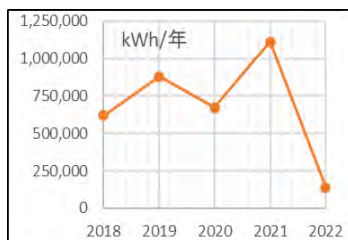
※2 町田市バイオエネルギーセンター(2022年1月より稼働)

最近5年間の電力量の推移

< 売電電力量 >



< 買電電力量 >



< 発電電力量 >



11. 廃棄物に関する処理手数料

2022年4月現在

	区分	処理手数料
し み ・ 資 源	家庭廃棄物 可燃ごみ及び不燃ごみ (指定収集袋での排出)	ミニ袋(5L相当) 1枚につき 8円 小袋(10L相当) 1枚につき 16円 中袋(20L相当) 1枚につき 32円 大袋(40L相当) 1枚につき 64円
	家庭廃棄物 容器包装プラスチック (指定収集袋での排出)	中袋(20L相当) 1枚につき 16円 大袋(40L相当) 1枚につき 32円
	家庭廃棄物 粗大ごみ(処理券での排出)	4,000円を上限として 品目別に定める額
	家庭廃棄物(臨時排出)	1kgごとに 40円
	事業系一般廃棄物(指定収集袋での排出)	事業系袋(30L相当) 1枚につき 180円
	家庭廃棄物の持込	搬入重量 10kgごとに 250円
	事業系一般廃棄物の持込	搬入重量 10kgごとに 350円
	剪定枝(剪定枝資源化センターに持込)	搬入重量 10kgごとに 150円
動物の死体		1体につき 2,500円
し 尿	一般家庭(公共下水道の未供用区域、又は供用開始後3年未満の区域)	1便槽1回につき 2,030円
	一般家庭(公共下水道の供用開始後3年経過した区域)	1便槽1回につき 4,070円
	事業者	36Lまでごとにつき 1,010円
し ザ デ イ ス 泥 ポ	共同住宅	1m ³ までごとにつき 1,570円
	一戸建て住宅	1世帯1回につき 1,570円

12. 清掃事業のあゆみ

◆…ごみ △…し尿 ◎…その他

年	月	出来事
1900	4	◎「汚物掃除法」が制定される。ごみとし尿の収集が行政の責務とされる。
1954	7	◎「汚物掃除法」が廃止され、「清掃法」が施行される。
1955	-	△し尿は、農地還元で、汲み取り業者が山林や荒地地で処理していたが、人口増加が続き処理の限界を迎えた。それが臭気の発生原因となり、し尿処理場の建設に迫られる。
1956	7	◆町田町金森に町営ごみ焼却炉が完成(11.25t/日×1基)
1958	2	◎市制施行。人口 61,105 人。
1959	3	◆金森焼却場にバッチ式焼却炉増設(7.5t/日×1基)
	3	◆町田市清掃条例施行
1960	-	◆1960年頃、旧埋立地へのごみの埋立開始
	4	◆厨芥類と雑芥類の分別収集が、繁華街で始まる。(収集は20日に1回)
1961	1	△木曾町に清掃第一事業場建設・開場(消化方式 54kL/日)
1965	4	◆収集体制変更(厨芥…隔日、雑芥類…3回/週)
	10	△化学処理 100kL/日施設増設
1968	12	◆ポリバケツによる回収から市内全域で紙袋収集に全面的に変更
1969	1	◆ごみ処理手数料無料となる。
	5	◆町田市下小山田に連続燃焼式のごみ焼却炉完成(120t/日×2基)
1970	4	◆ごみ袋の配布を月6枚とする。(無償)
	4	△一般家庭汲み取り無料化。
1971	4	△し尿処理場運営協議会が発足。
	9	◎「清掃法」が廃止され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が施行される。
1972	3	◆宅地開発指導要綱に伴う清掃指導要綱を制定
	4	◆「町田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」施行
	4	◆粗大ごみ収集有料化、事業系ごみ有料化
	8	◆不燃ごみ収集開始
1973	3	△消化方式 80kL/日施設増設
	7	◆「町田市あきかん回収条例」制定
1974	1	◆多摩市焼却場に可燃ごみの搬出を始める。
	3	△100kL/日施設防臭装置完成(洗浄棟・脱臭棟・電気室)
	4	◆町田市鶴間にごみ積換施設建設
	6	◆第1回あきかん追放キャンペーン実施
	11	◆町田市あきかん追放推進委員会設置

年	月	出来事
1976	4	◆資源ごみ分別回収始まる。
	4	◆全塵芥車が機械車両となる。
	7	◆環境問題研究会より町田市の廃棄物問題に関する提言
	8	◆「町田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」改正
	9	△消化方式 54kL/日施設更新
10	◆町田市清掃第二事業場排水浄化センター建設工事着手	
1977	3	◆町田リサイクル文化センター建設のための「廃棄物最終処分場に関する基本計画」完成
	3	◆分別作業所完成(資源化実験施設 15t/5h)
	10	◆不燃物分別回収始まる。
1978	3	◆「廃棄物総合処理システム基本計画」完成
	3	◆町田市清掃第二事業場排水浄化センター完成
	7	◆町田市地域資源化推進要綱制定
1979	7	◆町田リサイクル文化センター建設工事着手
1980	2	△80kL/日施設強臭系防臭装置完成
	4	◆旧埋立地へのごみの埋立終了、最終処分場への埋立開始
	4	△浄化槽の清掃補助を開始
	7	△化学処理 100kL/日施設防臭除き運転停止
	12	◆生ごみ専用袋を無公害袋に変更
1981	11	◆町田市銅鉄商組合により一部地域でビン・カン回収処理の実験を開始する。
1982	2	◆町田市資源組合(任意)創設(83年7月町田市資源協同組合に名称変更)
	2	◆市内全域でごみ減量資源化方式として、可燃・不燃・ビン・カン・有害(乾電池)の5分別収集開始。
	3	◆町田リサイクル文化センター完成(150t/日×3基)
	5	◆多摩市の焼却場に可燃ごみの搬出を中止
	5	◆町田市第2事業場ごみ焼却炉休止
1983	2	◆薬師池公園デポジット実験始まる。(88年実験中止)
	10	◆ごみ袋無償配布廃止
	10	◆ごみ収集袋の指定が無くなる
1985	1	◆粗大ごみ料金改定
	2	△80kL/日施設弱臭系防臭装置完成
	2	△50kL/日コミュニティプラント汚泥処理施設完成
	2	◆南町田に「リレーセンターみなみ」が完成
	4	◆町田市ごみ集積所設置等に関する指導規準を制定
1988	-	◆生ごみ堆肥化容器を頒布開始
	7	◆町田市廃乾電池適正処理検討委員会発足
	10	◆余熱利用施設「花の家」完成(87年10月着工)
	11	◆土曜日の午後のごみ搬入(持込みごみ)受け付け開始

年	月	出来事
1989	4	◆地域資源化奨励金制度の発足
	10	◆町田市立室内プールが市制 30 周年記念事業として完成
1990	-	◆東京たま広域資源循環組合が管理する最終処分場(谷戸沢処分場)に焼却灰の搬入開始
	2	◆町田市廃乾電池適正処理検討委員会が報告書を市長に提出
	11	△54kL/日施設強臭系防臭装置完成
1991	3	△管理棟完成(境川クリーンセンター)
	4	△「清掃第一事業場」を「境川クリーンセンター」に名称変更
	4	◆ごみ減量課発足
	8	◆町田市ごみ減量対策委員会発足
	12	◆4号炉増設工事着工(流動床式焼却炉 176t/日)
1992	3	◆生ごみ資源化実験(薬師ヶ丘住宅)
	3	◆発泡トレイ回収実験(サイカマート)
	4	◆町田市ごみ減量対策委員会中間報告書を市長に提出
	8	◆第1回町田ごみフェスタ開催(以降2010年までリサイクル文化センターにて開催)
	11	◆リサイクル推進組織検討委員会を設置
1993	4	◆町田市ごみ減量対策委員会最終報告書「町田市のごみ減量対策について」を市長に提出
	7	◆防護ネット貸与開始
	12	◆二枚橋衛生組合のごみ処理受け入れ開始(臨時)(~1994年9月)
1994	1	◆廃乾電池を野村興産(株)イトムカ鉱業所へ搬出
	1	◆条例改正に伴うごみ減量・資源化対住民懇談会開催(~7月)
	4	◆「町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」施行(93年9月制定)
	4	◆「町田市あきかん等の散乱防止に関する条例」施行(93年9月制定)
	4	◆町田市リサイクル公社設立
	4	◆粗大ごみの収集業務委託開始
	4	◆大規模事業所(3,000㎡以上)指導開始
	5	◆発泡トレイ、牛乳パック、ペットボトルの拠点回収開始
	7	◆廃冷蔵庫・クーラーからのフロン回収開始
	7	◆4号炉完成(流動床式焼却炉 176t/日)
	10	◆廃棄物減量等推進員制度発足
11	◆廃棄物減量等推進審議会発足	
1995	4	◆廃棄物管理票(マニフェスト制度)の導入
	5	◆大規模事業所(3000㎡以上)の「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の提出開始
	7	△公共下水道処理区域内(3年経過)の汲み取り有料化及び浄化槽の清掃補助の廃止
	12	◆廃棄物減量等推進審議会「紙ごみの資源化について」答申、市長に提出

年	月	出来事
1996	4	◆ごみ減量課と施設管理課を統合し、リサイクル推進課が発足
	4	◆紙ごみモデル実験開始(2,271世帯対象・3地区)(～9月)
1997	1	◆ごみ収集体制検討委員会発足
	4	◆紙ごみ収集開始(全市域)
	4	△境川クリーンセンターのし尿処理施設を廃止し、し尿等投入施設として稼働開始
	6	◆廃プラスチック(粗大持込み分のみ)分別開始
1998	-	◆東京たま広域資源循環組合が管理する最終処分場(二ツ塚処分場)に焼却灰の搬入開始
	1	◆廃棄物減量等推進審議会発足
	4	△下水道の普及に伴う汲み取り対象世帯等の減少により、清掃第1課を環境保全課と統合
	4	◆剪定枝資源化センター稼働
	4	◆南収集事務所建設工事
	6	◆3号焼却炉排ガス高度処理設備改造工事
	10	◆電動式生ごみ処理機購入費補助金制度開始
1999	2	◆廃棄物減量等推進審議会「今後のプラスチックごみ対策について」中間答申
	4	◆有害ごみ収集を委託化し、品目を乾電池、スチール缶、蛍光管、水銀体温計に変更
	4	◆南地区の一部でプラスチックの分別収集等モデル実験開始(～2003年9月)
	4	◆「町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止に関する条例」施行(1998年9月制定)
	4	◆中心市街地でポイ捨て防止条例施行キャンペーン
	6	◆町田市環境基本条例案検討委員会設置要綱施行
	10	◆2号焼却炉排ガス高度処理設備改造工事
12	◆LP(プロパンガス)式塵芥車導入	
2000	1	◆廃棄物減量等推進審議会「今後のごみ処理のあり方について」最終答申
	4	◆収集用ごみ袋を透明または半透明のものに限定
	7	◆町田市環境基本条例検討委員会が「環境基本条例のあり方について」を答申
2001	4	◆廃棄物処理手数料を200円/10kgに改定
	4	◆家電リサイクル法の施行により家電4品目の搬入中止
	4	◆忠生市営住宅に生ごみ処理機を設置
	4	◆電動生ごみ処理機補助額1万5千円を1万円に変更
	6	◎「町田市環境物品等の調達に関する基本方針」を実施
	7	◎「町田市環境基本条例」施行(2000年12月制定)
10	◆CNG(天然ガス)式塵芥車導入	
2002	2	◆70歳以上の高齢者世帯を対象に、ごみのふれあい収集がはじまる
	3	◆「町田市環境マスタープラン」を策定

年	月	出来事
2003	-	最終処分場への埋立中止
	3	◆ごみ減量啓発紙『町田ゴミかわら版』発行(以降、2008年まで各年4月に1号ずつ発行)
	4	△組織改正により浄化槽関係業務を下水道部へ移管
	4	◆小山ヶ丘地区のごみを多摩ニュータウン環境組合の清掃工場へ搬入開始
	6	◆家庭ごみの費用負担のあり方(ごみの有料化)について廃棄物減量等推進審議会に諮問
	10	◆資源とごみの収集曜日を市内全域で変更し祝日収集を開始
	10	◆南収集事務所で南地区のごみ収集業務を開始
	10	◆資源有効利用促進法の施行により家庭用パソコンの搬入中止
2004	3	◆廃棄物減量等推進審議会「家庭ごみ等の費用負担のあり方(ごみの有料化)」答申
	4	◎環境部を清掃部門と環境部門に分け、ごみの関係を清掃事業部、環境関係(環境保全課)を環境・産業部へ移行
	6	◆市民団体と事業者で構成されるごみ減量連絡協議会発足(～2010年6月まで)
	10	◆自治会・町内会等を対象に、ごみの現状と有料化答申説明の懇談会を開催(延べ178回、延べ参加者数6,981人)(～2005年2月)
2005	6	◆ごみの有料化説明会開催(延べ350回、延べ参加者数22,548人)(～9月)
	10	◆ごみの有料化を実施(町田市指定収集袋(燃やせるごみ専用袋・燃やせないごみ専用袋・事業系ごみ専用袋)導入)
	10	◆燃やせるごみ、燃やせないごみの戸別収集を開始
	10	◆廃棄物処理手数料を250円/10kgに改定
	10	◆おむつ専用袋、20リットルのボランティア袋の配布開始
2006	7	◆最終処分先の東京たま広域資源循環組合で焼却灰・残さのエコセメント化事業開始
	8	◆ペットボトルの自主ルートによる売却開始
	10	◆ごみゼロ市民会議発足(～2007年11月)
2007	-	◆「ごみゼロの風」1号から4号発行
	1	◆剪定枝資源化センター(小野路町)着工
	2	◆電動生ごみ処理機貸与実験開始
	3	◆焼却灰搬出設備エコセメント化改造工事完成
	4	◆高齢者向けごみ袋無料配布事業開始(70歳以上全員に配付)
	6	◆燃やせるごみの一部と燃やせないごみの収集業務委託開始
	7	◆ごみゼロ市民会議「リサイクル広場まちだ」実証実験開始
	7	◆最終処分場閉鎖等検討委員会発足
	10	◆カラス対策機能が施された燃やせるごみ指定収集袋を導入
	11	◆ごみゼロ市民会議の報告(提言)

年	月	出来事
2008	3	◆剪定枝資源化センター(下小山田町)閉鎖
	3	◆剪定枝資源化センター(小野路町)完成
	4	◎清掃事業部が環境資源部となり、環境保全課が環境資源部に加わる
	4	◆清掃事業場条例の一部改正に伴い、竜谷事業場を廃止
	5	◆剪定枝の集積所収集開始
	7	◆リサイクル広場まちだ(常設:下小山田町)開始
	7	◆大型生ごみ処理機貸出制度開始
	9	◆剪定枝資源化センター(小野路町)土壌改良材搬出開始
	10	◆家庭用ごみ袋の販売手数料を6%から8%へ変更
	12	◆リサイクル広場まちだ(移動式)開始
2009	2	◆ごみ減量情報紙「ごみナクナ〜レ」創刊(以降、年2回程度発行)
	4	◆南地区の燃やせるごみ収集業務の委託を開始
	4	◆事業系ごみ搬入検査装置導入
	4	◆小学校向け出前講座開始
	6	◆町田市廃棄物減量等推進審議会が発足し、「町田市一般廃棄物資源化基本計画」を諮問
	6	◆事業用指定収集袋値下げ(1袋につき300円→180円)
	6	◆最終処分場周辺環境保全協議会発足
	7	◆イベントごみ減量支援制度開始
	8	◆家庭用指定収集袋値下げ(40L相当1袋につき80円→64円)
	8	◆ごみのふれあい収集の利用対象者拡大(70歳→65歳、障がい者の年齢要件廃止)
10	◆ハイブリッド式塵芥車導入	
2010	3	◆粗大ごみ処理手数料を改正、及び処理券(シール)による収集開始
	3	◆プラスチック資源化のための実験(～6月)
	4	◆家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の持込料金を一律搬入重量10kgごとに250円に改正
	4	◎環境計画係が環境保全課から環境総務課に移行
	10	◆資源とごみの収集日程表をカレンダー方式に変更
	10	◆資源とごみの収集カレンダーに3R推進キャラクター「エコバッグちゃん」登場
	11	◆「インクカートリッジ里帰り事業」参加

年	月	出来事
2011	2	◆町田ゼルビアとごみ減量に向けた協力協定を締結
	3	◆地域リサイクル広場 制度開始
	3	◆町田市廃棄物減量等推進審議会「町田市一般廃棄物資源化基本計画」について答申
	4	◆「町田市一般廃棄物資源化基本計画」策定
	4	◆「町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」、及び「同施行規則」を改正し、ごみ集積所に排出された資源物の持ち去りを禁止(2010年12月制定)
	4	◆東日本大震災で被害を受けた仙台市に災害廃棄物収集運搬支援派遣の実施
	5	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会発足
	8	◆環境広報紙「ECO まちだ」創刊(以降、年4回程度発行)
	8	◆マイボトルキャンペーン開始
	10	◆町田エコフェスタ2011(町田ごみフェスタから改称)開催(町田リサイクル文化センター)
	10	◆保育園・幼稚園向け出前講座開始
	11	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会第1回意見募集(~12月)
12	◆おもちゃ病院まちだのごみの発生抑制に向けた協力協定を締結	
2012	2	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会第2回意見募集(~3月)
	2	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会第1回意見交換会(7箇所)(~3月)
	4	◎一般財団法人まちだエコライフ推進公社設立
	4	◎環境資源部が環境政策課、環境・自然共生課、環境保全課、循環型施設整備課、資源循環課、3R推進課の6課になる。上下水道部業務課は、下水道部下水道整備課となる。
	4	◎「第二次町田市環境マスタープラン」及び「アクションプラン~第二次町田市環境マスタープラン推進計画~」策定
	4	◆高齢者向けごみ袋無料配布事業の所管をいきいき生活部高齢者福祉課へ変更
	7	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会第3回意見募集(~8月)
	7	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会第2回意見交換会(7箇所)(~8月)
	10	◆塵芥車をインターネットを活用して売却(2013年には軽自動車を売却)
	11	◎町田市エコキャラクターが「ハスのん」に決定
	11	◆ごみ処理クレーン操作業務の委託化開始
	11	◆女川町の災害廃棄物の処理受入(~2013年3月)
12	◆エコライフ推進公社と事業者との協働で「リユースの日」開催(12月、2013年1月、2月)	

年	月	出来事
2013	4	◆ディスプレイ汚泥受入開始
	4	◆町田市資源循環型施設整備基本計画策定
	5	◆ごみ減量啓発用スケルトンごみ収集車“みえるくん”導入
	7	◆マイボトル OK 店 制度開始
	7	◆使用済小型家電拠点回収開始
	9	◆新たな分別(生ごみ、プラスチック)資源化の実証事業(～11月)
	10	◆生ごみ水切りキャンペーン開始
	10	◆町田市ごみの資源化施設地区連絡会設置
	10	◆エコバッグ利用促進キャンペーンを開始
	12	◆町田リサイクル文化センター耐震補強工事開始
12	△(株)町田清掃社と「災害時におけるし尿収集運搬に関する協定」を締結	
2014	8	◆事業系一般廃棄物の組成調査実施(～2015年3月)
	12	◆リレーセンターみなみに容器包装プラスチック圧縮梱包施設を増設する工事請負契約締結
2015	3	◆新たなごみの資源化施設の建設・運営手法の決定
	3	◆ごみナクナーレ絵手紙展作品募集
	4	◆事業系一般廃棄物処理手数料を350円/10kgに改定
	4	◆カラス対策機能が施された燃やせるごみ指定収集袋を廃止
	4	◆40リットルのボランティア袋を導入
	4	◆容器包装プラスチック分別収集説明会開催(延べ67回、参加者数2,022人)(～11月)
	6	◆ごみ袋サイズダウンチャレンジ開始
	7	◆宅配便を利用した使用済み小型家電の回収サービスを開始
11	◆「ごみ減量アクションプラン」策定	
2016	1	◆リレーセンターみなみの容器包装プラスチック圧縮梱包施設増設工事完了
	3	◆もったいないことしま川柳作品募集
	4	◆JR横浜線以南地域で、容器包装プラスチックの分別収集開始(町田市指定収集袋(容器包装プラスチック専用袋)導入)
	4	◆高齢者向けごみ袋無料配布事業見直し(70歳以上全員から70歳以上の非課税者がいる世帯へ)
	4	◆多摩ニュータウン環境組合に事業系ごみの一部を搬入開始
	4	◆事業系排出計画書様式変更(3,000㎡以上)
	7	◆子ども用リユース品事業開始
	8	◆学童保育クラブ向け出前講座開始
	9	◆清掃工場への持込を粗大ごみだけに限定
	9	◆家庭での生ごみの自家処理の促進に向け、新たに「ダンボールコンポスト講習会」を開講
	11	◆町田市メール配信サービスで「ごみ資源情報」の配信を開始
	12	◆「まただ☆おいしい食べきりキャンペーン」開始(～1月)
	12	◆熱回収施設等の設計、建設及び運営を行う業者と契約締結
12	◆中学校向けごみの出前講座開始	

年	月	出来事
2017	1	◆町田リサイクル文化センター周辺まちづくりワークショップ(3月までに3回開催)
	3	◆新熱回収施設建設に伴う管理棟解体のため、3R推進課及び資源循環課の一部業務が仮設管理棟へ移動
	3	◆FacebookやTwitterを用いた、ごみの減量・資源化に向けた町田市公式SNSを開設
	3	◆3Rかるた作成(保育園・幼稚園・小学校・子どもセンター・ふれあいセンター・学童クラブ等に配布)
	4	△一般家庭し尿処理手数料を改定 公共下水道処理区域外の有料化(1便槽1回につき2,000円へ) 公共下水道処理区域(3年経過)の手数料変更(1便槽1回につき4,000円へ)
	4	△事業系し尿処理手数料改定(36Lまでごとにつき600円→1,000円)
	4	△浄化槽の清掃補助を改正し、浄化槽維持管理費補助金制度を開始
	4	◎「後期アクションプラン～第二次町田市環境マスタープラン推進計画～」策定
	4	◆「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」参加(2019年3月まで)
	5	◎熱回収施設等の周辺施設整備のあり方検討委員会設置(2017年度5回開催)
6	◆熱回収施設等整備工事起工式(町田リサイクル文化センター敷地内)	
9	◆清掃工場への粗大ごみ持込みの予約システム(電話・インターネット)運用開始	
9	△境川クリーンセンターし尿等投入施設移転改修工事着工	
10	◆町田エコフェスタ2017開催(町田リサイクル文化センター工事のため市庁舎にて開催)	
2018	1	◆スマートフォンを用いた「ごみ分別アプリ」の配信を開始
	2	◆さんあーる広場開催
	3	◆「熱回収施設等の周辺施設整備基本構想」策定
	4	◆高齢者向けごみ袋無料配布事業見直し(「70歳以上の前年度市民税非課税世帯」へ)
	8	◆忠生地区ごみの資源化施設周辺地域整備推進検討委員会設置(2018年度3回開催)
	9	◆事業系一般廃棄物の減量および適正処理に積極的かつ組織的に取り組んでいる事業所を表彰する「まちだ3R賞」創設
	10	◆西日本豪雨にて被災した海田町への災害廃棄物処理事業補助申請報告書等の作成業務支援派遣の実施(10月17日～10月24日)
10	◆臨時多量ごみの収集制度の開始	
11	◆南収集事務所閉鎖	
2019	2	◆3R公開講座開始
	3	△境川クリーンセンターし尿等投入施設移転改修工事完了
	3	◆町田市災害廃棄物処理計画策定
	3	◆まちだ☆おいしい食べきり協力店認定開始
	4	◆第8期町田市廃棄物減量等推進審議会発足
	9	◆台風15号で被災した千葉県南房総市、富津市への災害廃棄物収集運搬支援派遣の実施(南房総市・富津市9月26日～28日)
10	◆台風15号で被災した千葉県館山市、台風19号で被災した長野市への災害廃棄物収集運搬支援派遣の実施(館山市10月15～18日、長野市10月22日～12月21日)	

年	月	出来事
2020	1	◆(仮称)第二次町田市一般廃棄物資源化基本計画を町田市廃棄物減量等推進審議会に諮問
	4	◆燃やせるごみ収集の業務委託範囲を市内の一部から全域に変更し、燃やせないごみの収集を業務委託から市の直営収集に変更
	6	◆宮城県大崎市の災害廃棄物の処理受入(～10月)
	9	◆最終処分場池の辺地区埋立処分終了
2021	3	◆町田市廃棄物減量等推進審議会「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」について答申
	3	◆「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」策定
	3	◆「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン」策定
	4	◆第9期町田市廃棄物減量等推進審議会発足
	9	◆町田市バイオエネルギーセンターごみ受入開始(試運転)
	10	◆使用済み紙おむつのリサイクル推進に向けた実証事業(凸版印刷、小田急電鉄)(～2022年3月)
	10	◆町田リサイクル文化センター休止
2022	1	◆町田市バイオエネルギーセンター本稼働(開所式1月15日)
	1	◆町田市バイオエネルギーセンターで環境シンポジウム開催
	1	◆町田市ゼロカーボンシティ宣言
	2	◆収集支援システムの実証実験(小田急電鉄)(～2023年3月)
	2	◆町田市バイオエネルギーセンターで火災発生し、不燃ごみ処理施設一時停止
	3	◆町田市災害廃棄物処理計画の修正
	3	◎「第3次町田市環境マスタープラン」策定
	3	◎町田エコフェスタ実行委員会の解散に伴い、「町田エコフェスタ」終了
	4	△電力の地産地消のため、町田市バイオエネルギーセンターで発電した電力を鶴見川クリーンセンターで利用開始
	4	◆多摩ニュータウン環境組合の処理区域変更
	4	◆多摩ニュータウン環境組合に処理支援分の搬入開始
	5	◎ウォータースタンド株式会社と「プラスチックごみ削減の推進に関する協定」締結 市内2箇所にマイボトル専用給水器を設置
	6	◆収集支援システムを活用した収集体制の検討実施(小田急電鉄)(～2023年3月)
	7	◆小型充電式電池、ボタン電池の行政回収開始
8	◆2022年8月3日から4日にかけて発生した豪雨で被災した山形県川西町への災害廃棄物収集運搬支援派遣の実施(8月8～20日)	
2023	2	◎市庁舎7階環境政策課でフードドライブ開始
	2	◆一般財団法人まちだエコライフ推進公社と「災害時における災害廃棄物処理等に関する協定」締結
	3	◆町田市バイオエネルギーセンターでまちだECO to フェスタ開催
	3	◎HOYA株式会社 アイケアカンパニーと「使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収に関する協定」締結
	3	◆町田市バイオエネルギーセンターの愛称名が「バイエネ君」に決定
	3	◆株式会社ジモティーと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」締結

2022年度清掃事業概要

刊行物番号 23-27

編 集

町田市環境資源部環境政策課

〒194-8520

東京都町田市森野2-2-22

電話 042-724-4379

発 行

2023年9月 第1版発行

印刷・製本

町田市総務部総務課